

昭和四十九年五月九日 衆議院會議録第二十九号 在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案

九九六

別								
3 号	4 号	5 号	6 号	7 号	8 号	9 号	10 号	11 号
円 234,400	円 198,300	円 174,300	円 156,800	円 144,200	円 132,200	円 120,200	円 108,200	円 96,200
271,400	229,700	201,800	181,000	167,000	153,100	139,200	125,300	111,400
271,400	229,700	201,800	181,000	167,000	153,100	139,200	125,300	111,400
296,000	250,500	220,100	197,300	182,200	167,000	151,800	136,600	121,400
271,400	229,700	201,800	181,000	167,000	153,100	139,200	125,300	111,400
296,000	250,500	220,100	197,300	182,200	167,000	151,800	136,600	121,400
246,700	208,700	183,400	164,500	151,800	139,200	126,500	113,900	101,200
246,700	208,700	183,400	164,500	151,800	139,200	126,500	113,900	101,200
222,100	187,900	165,200	148,100	136,700	125,300	113,900	102,500	91,100
271,400	229,700	201,800	181,000	167,000	153,100	139,200	125,300	111,400
296,000	250,500	220,100	197,300	182,200	167,000	151,800	136,600	121,400
259,000	219,100	192,600	172,600	159,400	146,100	132,800	119,500	106,200
333,100	281,800	247,700	222,000	205,000	187,900	170,800	153,700	136,600
246,700	208,700	183,400	164,500	151,800	139,200	126,500	113,900	101,200
234,400	198,300	174,300	156,300	144,200	132,200	120,200	108,200	96,200
296,000	250,500	220,100	197,300	182,200	167,000	151,800	136,600	121,400
259,000	219,100	192,600	172,600	159,400	146,100	132,800	119,500	106,200
259,000	219,100	192,600	172,600	159,400	146,100	132,800	119,500	106,200
333,100	281,800	247,700	222,000	205,000	187,900	170,800	153,700	136,600
296,000	250,500	220,100	197,300	182,200	167,000	151,800	136,600	121,400
246,700	208,700	183,400	164,500	151,800	139,200	126,500	113,900	101,200
246,700	208,700	183,400	164,500	151,800	139,200	126,500	113,900	101,200
259,000	219,100	192,600	172,600	159,400	146,100	132,800	119,500	106,200
296,000	250,500	220,100	197,300	182,200	167,000	151,800	136,600	121,400
209,600	177,400	155,900	139,800	129,000	118,300	107,500	96,800	86,000
234,400	198,300	174,300	156,300	144,200	132,200	120,200	108,200	96,200
222,100	187,900	165,200	148,100	136,700	125,300	113,900	102,500	91,100
234,400	198,300	174,300	156,300	144,200	132,200	120,200	108,200	96,200
283,700	240,100	211,000	189,200	174,600	160,100	145,500	131,000	116,400
246,700	208,700	183,400	164,500	151,800	139,200	126,500	113,900	101,200
222,100	187,900	165,200	148,100	136,700	125,300	113,900	102,500	91,100
222,100	187,900	165,200	148,100	136,700	125,300	113,900	102,500	91,100
246,700	208,700	183,400	164,500	151,800	139,200	126,500	113,900	101,200
209,600	177,400	155,900	139,800	129,000	118,300	107,500	96,800	86,000
259,000	219,100	192,600	172,600	159,400	146,100	132,800	119,500	106,200
259,000	219,100	192,600	172,600	159,400	146,100	132,800	119,500	106,200
259,000	219,100	192,600	172,600	159,400	146,100	132,800	119,500	106,200
259,000	219,100	192,600	172,600	159,400	146,100	132,800	119,500	106,200
246,700	208,700	183,400	164,500	151,800	139,200	126,500	113,900	101,200

別表第二 在勤基本手当の基準額

一 大使館

地 域	所 在 国	号				
		大 使	公 使	特 号	1 号	2 号
ア ジ ア	インド	470,000	361,800	340,600	319,400	276,900
	インドネシア	460,000	358,300	343,900	329,400	300,400
	ヴェトナム共和国	460,000	358,300	343,900	329,400	300,400
	ヴェトナム民主共和国	460,000	360,800	350,000	339,200	317,600
	カンボディア	460,000	358,300	343,900	329,400	300,400
	シンガポール	490,000	382,400	368,000	353,600	324,800
	スリ・ランカ	420,000	327,100	313,700	300,300	273,500
	タイ	470,000	363,100	343,700	324,300	285,500
	大韓民国	470,000	360,600	337,500	314,400	268,300
	中華人民共和国	550,000	423,100	397,900	372,600	322,000
	ネパール	460,000	360,800	350,000	339,200	317,600
	パキスタン	440,000	342,700	328,800	314,800	286,900
	バングラデシュ	530,000	414,900	401,300	387,600	360,400
	ビルマ	430,000	334,300	319,700	305,100	275,900
	フィリピン	430,000	333,000	316,600	300,200	267,300
	ブータン	460,000	360,800	350,000	339,200	317,600
	マレーシア	460,000	357,100	340,800	324,400	291,700
	モルディヴ	420,000	328,300	316,800	305,200	282,100
	モンゴル	520,000	407,700	395,300	382,800	358,000
	ラオス	460,000	360,800	350,000	339,200	317,600
北 米	アメリカ合衆国	550,000	420,700	391,700	362,700	304,700
	カナダ	450,000	348,700	331,700	314,700	280,700
中 南 米	アルゼンティン	440,000	342,700	328,800	314,800	286,900
	ヴェネズエラ	440,000	346,400	338,000	329,600	312,800
	ウルグアイ	370,000	287,400	274,400	261,400	235,500
	エクアドル	400,000	311,400	298,600	285,800	260,100
	エル・サルヴァドル	380,000	295,800	283,500	271,200	246,700
	ガイアナ	400,000	311,400	298,600	285,800	260,100
	キューバ	460,000	359,600	346,900	334,300	309,000
	グアテマラ	420,000	327,100	313,700	300,300	273,500
	コスタ・リカ	380,000	295,800	283,500	271,200	246,700
	コロンビア	380,000	295,800	283,500	271,200	246,700
	ジャマイカ	420,000	327,100	313,700	300,300	273,500
	チリ	390,000	301,800	286,400	271,000	240,300
	ドミニカ共和国	440,000	342,700	328,800	314,800	286,900
	トリニダード・トバゴ	440,000	342,700	328,800	314,800	286,900
	ニカラグア	440,000	342,700	328,800	314,800	286,900
	ハイティ	440,000	342,700	328,800	314,800	286,900
	パナマ	420,000	327,100	313,700	300,300	273,500

昭和四十九年五月九日 衆議院會議録第二十九号 在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案

九九八

222,100	187,900	165,200	148,100	136,700	125,300	113,900	102,500	91,100
259,000	219,100	192,600	172,600	159,400	146,100	132,800	119,500	106,200
246,700	208,700	183,400	164,500	151,800	139,200	126,500	113,900	101,200
234,400	198,300	174,300	156,300	144,200	132,200	120,200	108,200	96,200
271,400	229,700	201,800	181,000	167,000	153,100	139,200	125,300	111,400
234,400	198,300	174,300	156,300	144,200	132,200	120,200	108,200	96,200
246,700	208,700	183,400	164,500	151,800	139,200	126,500	113,900	101,200
234,400	198,300	174,300	156,300	144,200	132,200	120,200	108,200	96,200
246,700	208,700	183,400	164,500	151,800	139,200	126,500	113,900	101,200
259,000	219,100	192,600	172,600	159,400	146,100	132,800	119,500	106,200
259,000	219,100	192,600	172,600	159,400	146,100	132,800	119,500	106,200
271,400	229,700	201,800	181,000	167,000	153,100	139,200	125,300	111,400
283,700	240,100	211,000	189,200	174,600	160,100	145,500	131,000	116,400
234,400	198,300	174,300	156,300	144,200	132,200	120,200	108,200	96,200
246,700	208,700	183,400	164,500	151,800	139,200	126,500	113,900	101,200
296,000	250,500	220,100	197,300	182,200	167,000	151,800	136,600	121,400
271,400	229,700	201,800	181,000	167,000	153,100	139,200	125,300	111,400
271,400	229,700	201,800	181,000	167,000	153,100	139,200	125,300	111,400
283,700	240,100	211,000	189,200	174,600	160,100	145,500	131,000	116,400
271,400	229,700	201,800	181,000	167,000	153,100	139,200	125,300	111,400
259,000	219,100	192,600	172,600	159,400	146,100	132,800	119,500	106,200
296,000	250,500	220,100	197,300	182,200	167,000	151,800	136,600	121,400
296,000	250,500	220,100	197,300	182,200	167,000	151,800	136,600	121,400
283,700	240,100	211,000	189,200	174,600	160,100	145,500	131,000	116,400
271,400	229,700	201,800	181,000	167,000	153,100	139,200	125,300	111,400
259,000	219,100	192,600	172,600	159,400	146,100	132,800	119,500	106,200
271,400	229,700	201,800	181,000	167,000	153,100	139,200	125,300	111,400
271,400	229,700	201,800	181,000	167,000	153,100	139,200	125,300	111,400
259,000	219,100	192,600	172,600	159,400	146,100	132,800	119,500	106,200
271,400	229,700	201,800	181,000	167,000	153,100	139,200	125,300	111,400
259,000	219,100	192,600	172,600	159,400	146,100	132,800	119,500	106,200
271,400	229,700	201,800	181,000	167,000	153,100	139,200	125,300	111,400
259,000	219,100	192,600	172,600	159,400	146,100	132,800	119,500	106,200
259,000	219,100	192,600	172,600	159,400	146,100	132,800	119,500	106,200
296,000	250,500	220,100	197,300	182,200	167,000	151,800	136,600	121,400
308,300	260,900	229,200	205,500	189,700	173,900	158,100	142,300	126,500
308,300	260,900	229,200	205,500	189,700	173,900	158,100	142,300	126,500
308,300	260,900	229,200	205,500	189,700	173,900	158,100	142,300	126,500
283,700	240,100	211,000	189,200	174,600	160,100	145,500	131,000	116,400
308,300	260,900	229,200	205,500	189,700	173,900	158,100	142,300	126,500
333,100	281,800	247,700	222,000	205,000	187,900	170,800	153,700	136,600

昭和四十九年五月九日 衆議院會議録第二十九号 在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案

九九九

	パラグアイ	380,000	295,800	283,500	271,200	246,700
	バルバドス	440,000	342,700	328,800	314,800	286,900
	ブラジル	430,000	334,300	319,700	305,100	275,900
	ペルー	400,000	311,400	298,600	285,800	260,100
	ボリヴィア	400,000	315,100	307,900	300,600	286,000
	ホンデュラス	400,000	311,400	298,600	285,800	260,100
	メキシコ	420,000	327,100	313,700	300,300	273,500
欧 州	アイスランド	410,000	318,600	304,600	290,600	262,500
	アイルランド	420,000	327,100	313,700	300,300	273,500
	イタリア	450,000	349,900	334,800	319,600	289,300
	ヴァチカン	450,000	349,900	334,800	319,600	289,300
	オーストリア	470,000	365,500	349,900	334,200	302,800
	オランダ	480,000	374,000	353,900	343,900	313,800
	ギリシャ	400,000	311,400	298,600	285,800	260,100
	サイプラス	420,000	327,100	313,700	300,300	273,500
	スイス	520,000	404,000	386,000	368,000	332,000
	スウェーデン	460,000	358,300	343,900	329,400	300,400
	スペイン	460,000	358,300	343,900	329,400	300,400
	ソヴィエト連邦	630,000	482,000	448,900	415,900	349,800
	チェコスロヴァキア	510,000	394,300	373,900	353,400	312,400
	デンマーク	440,000	342,700	328,800	314,800	286,900
	ドイツ民主共和国	520,000	404,000	386,000	368,000	332,000
	ドイツ連邦共和国	550,000	425,600	404,000	382,400	339,200
	ノールウェー	470,000	366,800	352,900	339,100	311,400
	ハンガリー	470,000	365,500	349,900	334,200	302,800
	フィンランド	440,000	342,700	328,800	314,800	286,900
	フランス	530,000	408,700	385,900	363,000	317,200
	ブルガリア	470,000	365,500	349,900	334,200	302,800
	ベルギー	450,000	349,900	334,800	319,600	289,300
	ポーランド	510,000	394,300	373,900	353,400	312,400
	ポルトガル	440,000	342,700	328,800	314,800	286,900
	マルタ	410,000	318,600	304,600	290,600	262,500
	ユーゴスラヴィア	460,000	358,300	343,900	329,400	300,400
	ルーマニア	470,000	365,500	349,900	334,200	302,800
	ルクセンブルグ	440,000	342,700	328,800	314,800	286,900
	連合王国	530,000	407,500	382,800	358,000	308,500
大 洋 州	オーストラリア	520,000	404,000	386,000	368,000	332,000
	トンガ	450,000	354,800	347,100	339,300	323,800
	ナウル	450,000	354,800	347,100	339,300	323,800
	西サモア	450,000	354,800	347,100	339,300	323,800
	ニュー・ジーランド	480,000	374,000	358,900	343,900	313,800
	フィジー	450,000	354,800	347,100	339,300	323,800
中 近 東	アフガニスタン	520,000	407,700	395,300	382,800	358,000

昭和四十九年五月九日 衆議院會議録第二十九号 在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案

一〇〇〇

345,300	292,200	256,800	230,200	212,500	194,800	177,100	159,400	141,700
345,300	292,200	256,800	230,200	212,500	194,800	177,100	159,400	141,700
271,400	229,700	201,800	181,000	167,000	153,100	139,200	125,300	111,400
333,100	281,800	247,700	222,000	205,000	187,900	170,800	153,700	136,600
271,400	229,700	201,800	181,000	167,000	153,100	139,200	125,300	111,400
370,100	313,200	275,200	246,700	227,800	208,800	189,800	170,800	151,800
357,600	302,600	265,900	238,400	220,100	201,700	183,400	165,100	146,700
357,600	302,600	265,900	238,400	220,100	201,700	183,400	165,100	146,700
370,100	313,200	275,200	246,700	227,800	208,800	189,800	170,800	151,800
296,000	250,500	220,100	197,300	182,200	167,000	151,800	136,600	121,400
259,000	219,100	192,600	172,600	159,400	146,100	132,800	119,500	106,200
209,600	177,400	155,900	139,800	129,000	118,300	107,500	96,800	86,000
345,300	292,200	256,800	230,200	212,500	194,800	177,100	159,400	141,700
345,300	292,200	256,800	230,200	212,500	194,800	177,100	159,400	141,700
271,400	229,700	201,800	181,000	167,000	153,100	139,200	125,300	111,400
283,700	240,100	211,000	189,200	174,600	160,100	145,500	131,000	116,400
271,400	229,700	201,800	181,000	167,000	153,100	139,200	125,300	111,400
234,400	198,300	174,300	156,300	144,200	132,200	120,200	108,200	96,200
308,300	260,900	229,200	205,500	189,700	173,900	158,100	142,300	126,500
333,100	281,800	247,700	222,000	205,000	187,900	170,800	153,700	136,600
357,600	302,600	265,900	238,400	220,100	201,700	183,400	165,100	146,700
333,100	281,800	247,700	222,000	205,000	187,900	170,800	153,700	136,600
345,300	292,200	256,800	230,200	212,500	194,800	177,100	159,400	141,700
345,300	292,200	256,800	230,200	212,500	194,800	177,100	159,400	141,700
357,600	302,600	265,900	238,400	220,100	201,700	183,400	165,100	146,700
234,400	198,300	174,300	156,300	144,200	132,200	120,200	108,200	96,200
320,800	271,400	238,500	213,900	197,400	181,000	164,500	148,100	131,600
345,300	292,200	256,800	230,200	212,500	194,800	177,100	159,400	141,700
296,000	250,500	220,100	197,300	182,200	167,000	151,800	136,600	121,400
320,800	271,400	238,500	213,900	197,400	181,000	164,500	148,100	131,600
370,100	313,200	275,200	246,700	227,800	208,800	189,800	170,800	151,800
283,700	240,100	211,000	189,200	174,600	160,100	145,500	131,000	116,400
357,600	302,600	265,900	238,400	220,100	201,700	183,400	165,100	146,700
333,100	281,800	247,700	222,000	205,000	187,900	170,800	153,700	136,600
345,300	292,200	256,800	230,200	212,500	194,800	177,100	159,400	141,700
345,300	292,200	256,800	230,200	212,500	194,800	177,100	159,400	141,700
333,100	281,800	247,700	222,000	205,000	187,900	170,800	153,700	136,600
296,000	250,500	220,100	197,300	182,200	167,000	151,800	136,600	121,400
357,600	302,600	265,900	238,400	220,100	201,700	183,400	165,100	146,700
357,600	302,600	265,900	238,400	220,100	201,700	183,400	165,100	146,700
259,000	219,100	192,600	172,600	159,400	146,100	132,800	119,500	106,200
333,100	281,800	247,700	222,000	205,000	187,900	170,800	153,700	136,600
357,600	302,600	265,900	238,400	220,100	201,700	183,400	165,100	146,700
333,100	281,800	247,700	222,000	205,000	187,900	170,800	153,700	136,600

昭和四十九年五月九日 衆議院會議録第二十九号 在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案

	アラブ首長国連邦	470,000	372,900	368,300	363,700	354,500
	イエメン	460,000	365,700	362,300	358,900	352,100
	イスラエル	460,000	358,300	343,900	329,400	300,400
	イラク	480,000	378,900	371,300	363,600	348,400
	イラン	460,000	358,300	343,900	329,400	300,400
	オマーン	470,000	375,400	374,500	373,600	371,900
	カタール	480,000	381,400	377,400	373,400	365,500
	クウェイト	530,000	417,400	407,400	397,400	377,500
	サウディ・アラビア	550,000	433,000	422,500	412,000	391,100
	ジョルダン	480,000	375,200	362,000	348,800	322,400
	シリア	440,000	342,700	328,800	314,800	286,900
	トルコ	410,000	316,200	298,400	280,600	245,100
	バハレーン	480,000	380,100	374,300	368,500	356,900
	南イエメン	460,000	365,700	362,300	358,900	352,100
	レバノン	470,000	365,500	349,900	334,200	302,800
アフリカ	アルジェリア	460,000	359,600	346,900	334,300	309,000
	ウガンダ	460,000	358,300	343,900	329,400	300,400
	エジプト	470,000	361,800	340,600	319,400	276,900
	エチオピア	500,000	390,800	377,100	363,300	335,800
	ガーナ	490,000	386,100	377,300	368,400	350,800
	ガボン	490,000	388,600	383,400	378,200	367,900
	上ヴォルタ	490,000	386,100	377,300	368,400	350,800
	カメルーン	490,000	387,300	380,300	373,300	359,300
	ガンビア	470,000	372,900	368,300	363,700	354,500
	ギニア	490,000	388,600	383,400	378,200	367,900
	ケニア	410,000	318,600	304,600	290,600	262,500
	コンゴ	460,000	363,300	356,200	349,100	335,000
	ザイール	490,000	387,300	380,300	373,300	359,300
	ザンビア	490,000	382,400	368,000	353,600	324,800
	シエラ・レオネ	490,000	384,900	374,200	363,500	342,200
	スーダン	500,000	397,000	392,500	388,000	379,100
	スワジランド	480,000	374,000	358,900	343,900	313,800
	赤道ギニア	470,000	374,200	371,400	368,600	363,100
	セネガル	490,000	386,100	377,300	368,400	350,800
	象牙海岸共和国	490,000	387,300	380,300	373,300	359,300
	ソマリア	490,000	387,300	380,300	373,300	359,300
	ダホメ	460,000	364,500	359,300	354,000	343,600
	タンザニア	490,000	382,400	368,000	353,600	324,800
	チャード	470,000	374,200	371,400	368,600	363,100
	中央アフリカ共和国	490,000	388,600	383,400	378,200	367,900
	チュニジア	440,000	342,700	328,800	314,800	286,900
	トーゴ	490,000	386,100	377,300	368,400	350,800
	ナイジェリア	510,000	403,000	395,400	387,800	372,700
	ニジェール	490,000	386,100	377,300	368,400	350,800

333,100	281,800	247,700	222,000	205,000	187,900	170,800	153,700	136,600
283,700	240,100	211,000	189,200	174,600	160,100	145,500	131,000	116,400
283,700	240,100	211,000	189,200	174,600	160,100	145,500	131,000	116,400
308,300	260,900	229,200	205,500	189,700	173,900	158,100	142,300	126,500
320,800	271,400	238,500	213,900	197,400	181,000	164,500	148,100	131,600
246,700	208,700	183,400	164,500	151,800	139,200	126,500	113,900	101,200
283,700	240,100	211,000	189,200	174,600	160,100	145,500	131,000	116,400
308,300	260,900	229,200	205,500	189,700	173,900	158,100	142,300	126,500
259,000	219,100	192,600	172,600	159,400	146,100	132,800	119,500	106,200
308,300	260,900	229,200	205,500	189,700	173,900	158,100	142,300	126,500
345,300	292,200	256,800	230,200	212,500	194,800	177,100	159,400	141,700
320,800	271,400	238,500	213,900	197,400	181,000	164,500	148,100	131,600
283,700	240,100	211,000	189,200	174,600	160,100	145,500	131,100	116,400

昭和四十九年五月九日 衆議院會議録第二十九号 在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案

一〇〇二

別							
4 号	5 号	6 号	7 号	8 号	9 号	10 号	11 号
円	円	円	円	円	円	円	円
198,300	174,300	156,300	144,200	132,200	120,200	108,200	96,200
198,300	174,300	156,300	144,200	132,200	120,200	108,200	96,200
198,300	174,300	156,300	144,200	132,200	120,200	108,200	96,200
229,700	201,800	181,000	167,000	153,100	139,200	125,300	111,400
208,700	183,400	164,500	151,800	139,200	126,500	113,900	101,200
187,900	165,200	148,100	136,700	125,300	113,900	102,500	91,100
198,300	174,300	156,300	144,200	132,200	120,200	108,200	96,200
198,300	174,300	156,300	144,200	132,200	120,200	108,200	96,200
240,100	211,000	189,200	174,600	160,100	145,500	131,000	116,400
198,300	174,300	156,300	144,200	132,200	120,200	108,200	96,200
208,700	183,400	164,500	151,800	139,200	126,500	113,900	101,200
208,700	183,400	164,500	151,800	139,200	126,500	113,900	101,200
208,700	183,400	164,500	151,800	139,200	126,500	113,900	101,200
208,700	183,400	164,500	151,800	139,200	126,500	113,900	101,200
208,700	183,400	164,500	151,800	139,200	126,500	113,900	101,200
208,700	183,400	164,500	151,800	139,200	126,500	113,900	101,200
208,700	183,400	164,500	151,800	139,200	126,500	113,900	101,200
208,700	183,400	164,500	151,800	139,200	126,500	113,900	101,200
208,700	183,400	164,500	151,800	139,200	126,500	113,900	101,200
208,700	183,400	164,500	151,800	139,200	126,500	113,900	101,200
187,900	165,200	148,100	136,700	125,300	113,900	102,500	91,100
198,300	174,300	156,300	144,200	132,200	120,200	108,200	96,200

昭和四十九年五月九日 衆議院会議録第二十九号 在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案

ブルンディ	460,000	364,500	359,300	354,000	343,600
ボツワナ	480,000	374,000	358,900	343,900	313,800
マダガスカル	480,000	374,000	358,900	343,900	313,800
マラウイ	480,000	376,400	365,100	353,700	331,000
マリ	490,000	384,900	374,200	363,500	342,200
南アフリカ共和国	420,000	327,100	313,700	300,300	273,500
モーリシャス	460,000	359,600	346,900	334,300	309,000
モーリタニア	460,000	362,000	353,100	344,100	326,200
モロッコ	440,000	342,700	328,800	314,800	286,900
リビア	460,000	362,000	353,100	344,100	326,200
リベリア	490,000	387,300	380,300	373,300	359,300
ルワンダ	510,000	399,300	386,200	373,100	347,000
レゾト	480,000	374,000	358,900	343,900	313,800

二 総領事館

地 域	所 在 地	号			
		総 領 事	1 号	2 号	3 号
ア ジ ア	カルカタ	円 350,000	円 319,400	円 276,900	円 234,400
	ボンベイ	350,000	319,400	276,900	234,400
	マドラス	350,000	319,400	276,900	234,400
	ジャカルタ	360,000	329,400	300,400	271,400
	バンコック	350,000	324,300	285,500	246,700
	釜山	350,000	314,400	263,300	222,100
	カラチ	350,000	305,000	269,700	234,400
	マニラ	330,000	300,200	267,300	234,400
	香港	430,000	377,500	330,600	283,700
北 米	アトランタ	370,000	357,800	296,100	234,400
	サン・フランシスコ	390,000	362,700	304,700	246,700
	シアトル	390,000	362,700	304,700	246,700
	シカゴ	390,000	362,700	304,700	246,700
	ニュー・オルリンズ	370,000	357,800	296,100	234,400
	ニュー・ヨーク	430,000	377,500	330,600	283,700
	ヒューストン	370,000	357,800	296,100	234,400
	ポートランド	370,000	357,800	296,100	234,400
	ホノルル	390,000	372,600	322,000	271,400
	ロス・アンジェルズ	390,000	362,700	304,700	246,700
	ヴァンクーヴァー	370,000	314,700	280,700	246,700
	ウィニペグ	350,000	314,700	280,700	246,700
	エドモントン	350,000	314,700	280,700	246,700
	トロント	370,000	314,700	280,700	246,700
	モントリオール	370,000	314,700	280,700	246,700
中 南 米	サン・パウロ	350,000	295,200	258,700	222,100
	ベレーン	330,000	300,200	267,300	234,400

昭和四十九年五月九日 衆議院會議録第二十九号 在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案

一〇〇四

177,400	155,900	139,800	129,000	118,300	107,500	96,800	86,000
187,900	165,200	148,100	136,700	125,300	113,900	102,500	91,100
187,900	165,200	148,100	136,700	125,300	113,900	102,500	91,100
219,100	192,600	172,600	159,400	146,100	132,800	119,500	106,200
250,500	220,100	197,300	182,200	167,000	151,800	136,600	121,400
219,100	192,600	172,600	159,400	146,100	132,800	119,500	106,200
250,500	220,100	197,300	182,200	167,000	151,800	136,600	121,400
240,100	211,000	189,200	174,600	160,100	145,500	131,000	116,400
240,100	211,000	189,200	174,600	160,100	145,500	131,000	116,400
250,500	220,100	197,300	182,200	167,000	151,800	136,600	121,400
250,500	220,100	197,300	182,200	167,000	151,800	136,600	121,400
250,500	220,100	197,300	182,200	167,000	151,800	136,600	121,400
250,500	220,100	197,300	182,200	167,000	151,800	136,600	121,400
250,500	220,100	197,300	182,200	167,000	151,800	136,600	121,400
229,700	201,800	181,000	167,000	153,100	139,200	125,300	111,400
219,100	192,600	172,600	156,400	146,100	132,800	119,500	106,200
250,500	220,100	197,300	182,200	167,000	151,800	136,600	121,400
250,500	220,100	197,300	182,200	167,000	151,800	136,600	121,400
250,500	220,100	197,300	182,200	167,000	151,800	136,600	121,400
281,800	247,700	222,000	205,000	187,900	170,800	153,700	136,600
250,500	220,100	197,300	182,200	167,000	151,800	136,600	121,400
240,100	211,000	189,200	174,600	160,100	145,500	131,000	116,400
177,400	155,900	139,800	129,000	118,300	107,500	96,800	86,000
208,700	183,400	164,500	151,800	139,200	126,500	113,900	101,200
208,700	183,400	164,500	151,800	139,200	126,500	113,900	101,200

別							
4 号	5 号	6 号	7 号	8 号	9 号	10 号	11 号
円	円	円	円	円	円	円	円
229,700	201,800	181,000	167,000	153,100	139,200	125,300	111,400
229,700	201,800	181,000	167,000	153,100	139,200	125,300	111,400
229,700	201,800	181,000	167,000	153,100	139,200	125,300	111,400
250,500	220,100	197,300	182,200	167,000	151,800	136,600	121,400
208,700	183,400	164,500	151,800	139,200	126,500	113,900	101,200
198,300	174,300	156,300	144,200	132,200	120,200	108,200	96,200

別									
3 号	4 号	5 号	6 号	7 号	8 号	9 号	10 号	11 号	
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
283,700	240,100	211,000	189,200	174,600	160,100	145,500	131,000	116,400	

昭和四十九年五月九日 衆議院會議録第二十九号 在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案

	ポルト・アレグレ	330,000	290,200	249,900	209,600
	リオ・デ・ジャネイロ	350,000	295,200	258,700	222,100
	レシフェ	330,000	295,200	258,700	222,100
欧 州	ミラノ	370,000	319,600	289,300	259,000
	ジュネーヴ	410,000	368,000	332,000	296,000
	ラス・パルマス	350,000	324,400	291,700	259,000
	ナホトカ	430,000	420,800	358,400	296,000
	ハバロフスク	430,000	415,900	349,800	283,700
	レニングラード	430,000	415,900	349,800	283,700
	デュッセルドルフ	410,000	382,400	339,200	296,000
	ハンブルグ	410,000	382,400	339,200	296,000
	ベルリン	430,000	382,400	339,200	296,000
	ボン	410,000	382,400	339,200	296,000
	ミュンヘン	410,000	382,400	339,200	296,000
	パリ	410,000	363,000	317,200	271,400
	ロンドン	410,000	358,000	308,500	259,000
大 洋 州	シドニー	430,000	368,000	332,000	296,000
	パース	410,000	368,000	332,000	296,000
	ブリスベン	390,000	368,000	332,000	296,000
	ポート・モレスビー	430,000	382,800	358,000	333,100
	メルボルン	430,000	368,000	332,000	296,000
	オークランド	370,000	343,900	313,800	283,700
中 近 東	イスタンブル	330,000	280,300	245,100	209,600
ア フ リ カ	プレトリア	330,000	300,300	273,500	246,700
	ソールズベリー	350,000	300,300	273,500	246,700

三 領事館

地 域	所 在 地	号			
		領事館の長	1 号	2 号	3 号
ア ジ ア	スラバヤ	350,000	329,400	300,400	271,400
	メダン	350,000	329,400	300,400	271,400
	コタ・キナバル	360,000	329,400	300,400	271,400
北 米	アンカレッジ	390,000	382,400	339,200	296,000
中 南 米	マナオス	330,000	305,100	275,900	246,700
	リマ	330,000	285,800	260,100	234,400

四 政府代表部

地 域	所 在 地	号				
		大 使	公 使	特 号	1 号	2 号
北 米	ニュー・ヨーク (国際連合)	550,000	424,400	400,900	377,500	330,600

昭和四十九年五月九日 衆議院會議録第二十九号

在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案 特定議 一〇〇六

附 則

1 この法律は、昭和四十九年四月一日から施行する。ただし、別表第一の改正規定中在ポルト・モレスビー日本国総領事館に関する部分は、政令で定める日から施行する。

2 在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律（昭和四十六年法律第八号）の一部を次のように改正する。

別表第一を加える改正規定中「在ボン日本国総領事館（ドイツ）」を「在ボン日本国総領事館（ドイツ）」「在ボン日本国総領事館（ドイツ）」「在ボン日本国総領事館（ドイツ）」に改める。

理 由

在外公館の設置及びこれらの在外公館に勤務する外務公務員の在勤手当の額について定め、あわせて、既設の在外公館について在勤手当の額を改めるとともに、在勤手当の額を為替相場の変動等に應じて弾力的に調整し得るようにする等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○議長（前尾繁三郎君） 委員長の報告を求めます。内閣委員長徳安實蔵君。

〔報告書は本号末尾に掲載〕

〔徳安實蔵君登壇〕

○徳安實蔵君 ただいま議題となりました在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案につきまして、内閣委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

本案のおもなる内容は、

第一に、すでに政令により設置しております在ベトナム民主共和国及び在ドイツ民主共和国の日本国大使館を法律に規定するとともに、ポルト・

モレスビーに総領事館を設置すること。

第二に、在勤基本手当の支給額については、為替相場の変動等に依り、弾力的に調整し得るよう、基準額の百分の七十五から百分の百二十五までの範囲内で政令で定めることとする。

等でございます。

本案は、二月十二日本委員会に付託され、同月二十二日政府より提案理由の説明を聴取し、慎重審議を行ない、五月七日質疑を終了いたしましたところ、野呂委員より、施行期日に関する修正案が提出され、趣旨説明の後、討論もなく、採決の結果、全会一致をもって修正案のとおり修正議決すべきものと決しました。

以上、御報告申し上げます。（拍手）

〔参照〕

在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案の一部を次のように修正する。

附則第一項中「昭和四十九年四月一日」を「公布の日」に改める。

附則第二項を附則第三項とし、附則第一項の次に次の一項を加える。

2 この法律による改正後の在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律第十條第一項、第十二條第一項、第二十條の二第一項、別表第二及び別表第三の規定は、昭和四十九年四月一日から適用する。

○議長（前尾繁三郎君） 採決いたします。

本案の委員長の報告は修正であります。本案は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長（前尾繁三郎君） 御異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり決しました。

日程第二 特定繊維工業構造改善臨時措置法のの一部を改正する法律案（内閣提出）

○議長（前尾繁三郎君） 日程第二、特定繊維工業構造改善臨時措置法の一部を改正する法律案を議題といたします。

特定繊維工業構造改善臨時措置法の一部を改正する法律案

右 国会に提出する。

昭和四十九年二月六日

内閣総理大臣 田中 角榮

特定繊維工業構造改善臨時措置法の一部を改正する法律

特定繊維工業構造改善臨時措置法（昭和四十二年法律第八十二号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

繊維工業構造改善臨時措置法

目次中「特定繊維工業」を「繊維工業」に改める。

第一条及び第二条を次のように改める。

（目的）

第一条 この法律は、繊維工業の経済的諸条件の著しい変化に対処して、その健全な発展を図るため、繊維工業における新商品又は新技術の開発、設備の近代化及び生産又は経営の規模又は方式の適正化等を促進するための措置を講ずることにより、その構造改善を推進し、もつて国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において「繊維工業」とは、次に掲げる繊維製品の製造（加工を含む。）の事業を

欧 州	ジュネーヴ							
	(在ジュネーヴ国際機関)	520,000	404,000	386,000	368,000	332,000		
	(軍縮委員会)	520,000	404,000	386,000	368,000	332,000		
	パリ							
	(経済協力開発機構)	530,000	408,700	385,900	363,000	317,200		

別表第三 研修員手当

号 別	1 号	2 号	3 号	4 号	5 号	6 号	7 号	8 号
手 当 額	円 258,000	円 248,000	円 238,000	円 228,000	円 218,000	円 208,000	円 198,000	円 188,000

いう。

一 綿糸、麻糸、毛糸、絹糸及び化学繊維糸（羊糸トップその他の政令で定める半製品を含む。）

二 織物、メリヤス生地、レース生地、不織布及びフェルト

三 縫製品、メリヤス製品、レース製品その他の政令で定める繊維製品

2 この法律において「繊維事業者」とは、繊維工業に属する事業を営む者をいう。
第二章を次のように改める。

第二章 繊維工業の構造改善

（基本指針）

第三条 通商産業大臣は、繊維工業審議会の意見を聴いて、繊維工業の構造改善を図るための繊維事業者に対する基本的な指針（以下「基本指針」という。）を定めなければならない。

2 基本指針に定める事項は、次のとおりとする。

一 新商品又は新技術の開発に関する事項
二 設備の近代化に関する事項
三 生産又は経営の規模又は方式の適正化に関する事項

四 取引関係の改善に関する事項

五 その他繊維工業の構造改善に関する重要事項

3 通商産業大臣は、第一項の規定により基本指針を定めたときは、遅滞なく、その要旨を公表しなければならない。

（構造改善事業計画の承認）

第四条 次の各号に掲げる者であつて、その行う事業相互の関連性に関し通商産業省令で定める要件に該当するものは、当該各号に掲げる者が行う繊維工業に属する事業（第一号に規定する組合又は連合会にあつては、その直接又は間接の構成員（以下「構成員」という。）たる繊維事業者が行う繊維工業に属する事業を含む。）に関し、共同して、新商品又は新技術の開発、設備

の近代化、生産又は経営の規模又は方式の適正化その他の構造改善に関する事業（以下「構造改善事業」という。）に関する計画（以下「構造改善事業計画」という。）を作成し、これを通商産業大臣に提出して、その構造改善事業計画が適当である旨の承認を受けることができる。

一 二以上の特定組合（繊維工業に属する事業を行い、又は繊維製品（第二条第一項各号に掲げる繊維製品をいう。以下同じ。）の販売の事業を主たる事業として行う事業協同組合、事業協同小組合若しくはこれらの連合会又は商工組合（組合員に出資させるものに限る。）であつて、構成員の相当部分が繊維事業者（繊維製品の販売の事業を主たる事業として営む者を含む。以下この条、第八条、第四十二条及び第四十二条の二において同じ。）であるものをいう。以下同じ。）

二 特定組合及び企業組合等（繊維事業者たる企業組合又は協業組合をいう。以下同じ。）

三 二以上の企業組合等

四 特定組合及び繊維事業者（企業組合等を除く。次号及び第六号並びに第三項において同じ。）

五 企業組合等及び繊維事業者

六 四以上の繊維事業者

異なる種類の事業を併せて行う特定組合又は企業組合等であつて、その行う事業相互の関連性に関し通商産業省令で定める要件に該当するものは、当該特定組合又は企業組合等が行う繊維工業に属する事業（特定組合にあつては、構成員たる繊維事業者が行う繊維工業に属する事業を含む。）に関し、構造改善事業計画を作成し、これを通商産業大臣に提出して、その構造改善事業計画が適当である旨の承認を受けることができる。

3 二又は三の繊維事業者であつて、その行う事業相互の関連性に関し通商産業省令で定める要件に該当するものは、資本の額若しくは出資の総額の大部分を出資して会社を設立し、又は合併し、当該繊維事業者が行う繊維工業に属する事業に関し、構造改善事業を実施しようとするときは、構造改善事業計画を作成し、これを通商産業大臣に提出して、その構造改善事業計画が適当である旨の承認を受けることができる。

4 構造改善事業計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 構造改善事業の目標及び内容

二 構造改善事業の実施時期

三 構造改善事業を実施するのに必要な資金の額及びその調達方法

四 特定組合が構造改善事業を実施する場合において、必要な試験研究費に充てるため組合員に対し負担金の賦課をしようとするときは、その賦課の基準

5 通商産業大臣は、第一項から第三項までの承認の申請があつた場合において、その構造改善事業計画が次の各号に該当するものであると認めるときは、その承認をするものとする。

一 前項第一号に掲げる事項が基本指針に照らして適切なものであること。

二 前項第二号から第四号までに掲げる事項が当該構造改善事業を確実に遂行するため適切であること。

三 特定組合の構成員が参加する構造改善事業にあつては、繊維事業者たる構成員の大部分が当該構造改善事業に参加するものであること。

（構造改善事業計画の変更等）

第五条 前条第一項から第三項までの承認を受けた者は、当該承認に係る構造改善事業計画を変更しようとするときは、通商産業大臣の承認を受けなければならない。

2 通商産業大臣は、前条第一項から第三項までの承認を受けた者が当該承認に係る構造改善事業計画（前項の規定による変更の承認があつたときは、その変更後のもの。以下「承認計画」という。）

昭和四十九年五月九日 衆議院會議録第二十九号

特定繊維工業構造改善臨時措置法の一部を改正する法律案

一〇〇八

いう。に従つて構造改善事業を実施していないと認めるときは、当該承認を取り消すことができる。

3 前条第五項の規定は、第一項の承認に準用する。

(資金の確保)

第六条 政府は、承認計画に従つて構造改善事業を実施するのに必要な資金の確保又はその融通のあつせんに努めるものとする。

(課税の特例)

第七条 特定組合の構成員たる繊維事業者のうち、中小企業者(中小企業近代化促進法(昭和三十一年法律第六十四号)第二条第一号及び第三号から第五号までに掲げる者をいう。)であつて承認計画に従つて構造改善事業を実施するものは、租税特別措置法(昭和三十一年法律第二十六号)で定めるところにより、その有する固定資産について特別償却をすることができ

2 特定組合が承認計画で定める賦課の基準に基づいて、その組合員に対し、試験研究の実施に必要な機械装置(工具、器具及び備品を含む)を取得し、又は製作するための費用に充てるための負担金を賦課した場合において、組合員が当該負担金を納付したときは、租税特別措置法で定めるところにより、その負担金について特別償却をすることができ

(指導及び助言)

第八条 通商産業大臣は、繊維工業の構造改善を図るため必要があると認めるときは、繊維事業者又は特定組合に対し、基本方針に定める事項について指導及び助言を行うものとする。

(小規模繊維事業者への配慮)

第九条 政府は、繊維工業の構造改善を図るため必要な資金の確保又はその融通のあつせん、技術指導その他の施策を講ずるに当たつては、小規模の繊維事業者に対し特別の配慮をするものとする。

(転換の指導等)

第十条 通商産業大臣は、輸入の増大、需要の減退等による繊維製品の需給構造の変動その他の経済的事項の変化により事業活動に支障を生じている繊維事業者から繊維工業以外の事業分野への事業の転換を行おうとする旨の申出があつたときは、当該繊維事業者に対しその事業の転換を円滑に行うことができるようするため必要な指導を行うものとする。

2 政府は、必要があると認めるときは、前項に規定する事業の転換のために必要な資金の確保又はその融通のあつせんに努めるとともに、当該転換に係る事業の従事者の就職を容易にするため必要な援助に努めるものとする。

第十一條から第二十條まで 削除
第二十一條を次のように改める。

(目的)

第二十一條 繊維工業構造改善事業協会(以下「協会」という。)は、繊維工業における新商品又は新技術の開発、設備の近代化及び生産又は経営の規模又は方式の適正化の促進その他の繊維工業の構造改善に関する業務を行うことを目的とする。

第四十條第一項中「行なう」を「行う」に改め、同項第一号を次のように改める。

一 繊維工業に属する事業に係る構造改善事業に必要な資金の借入れに係る債務の保証
第四十條第一項中第二号及び第三号を削り、第四号を第二号とし、同号の次に次の二号を加える。

三 繊維事業者に対する技術指導に関する事業であつて特定組合が行うものに必要な資金に充てるための助成金の交付及び繊維事業者に対する技術指導
四 内外における繊維製品の生産、流通及び消費に関する情報の収集、処理及び提供
第四十條第一項中第五号を削り、第六号を第五号とし、第七号を第六号とし、同条第二項中「前

項第七号」を「前項第六号」に、「行なう」を「行う」に改める。

第四十一條第二項中「第四号」を「第三号」に改める。

第四十二條第一項中「資金の貸付け及びその借入れに係る債務の保証並びにこれら」を「債務の保証及びこれ」に改め、「貸付けのための資金の借入れに係る債務又は」を削り、「特定紡績事業者若しくはその組織する団体、特定織布業商工組合、メリヤス製造業商工組合連合会又は特定染色業団体」を「繊維事業者又はその組織する団体」に改める。

第四十二條の二第一項中「第四十條第一項第四号」を「第四十條第一項第二号」に、「及びこれ」を「並びに同項第四号に規定する情報の収集、処理及び提供並びにこれら」に、「に掲げる」を「及び第四号に掲げる」に、「前条第一項に規定する者その他繊維工業に属する事業を営む者」を「繊維事業者」に改める。

第五十八條第一号中「第四十一條第一項」を「第四十條第二項、第四十一條第一項」に改める。
第五十九條から第六十一條までを次のように改める。

(報告の徴収)
第五十九條 通商産業大臣は、第四條第一項から第三項までの承認を受けた者に対し、承認計画に基づく構造改善事業の実施状況について報告を求めることができる。
第六十條及び第六十一條 削除
第六十二條中「三万円」を「五万円」に改める。
第六十三條を次のように改める。
第六十三條 第五十九條の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、五万円以下の罰金に処する。

附則第二條中「昭和四十九年六月三十日」を「昭和五十四年六月三十日」に改める。
附則第二條の二中「第四十條第一項第四号」を「第四十條第一項第二号及び第四号」に、「及びこ

れ」を「並びにこれら」に、「行なわれる」を「行われ」に改める。
別表を削る。

附則

(施行期日)

第一條 この法律は、公布の日から起算して二月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(経過規定)

第二條 改正前の特定繊維工業構造改善臨時措置法(以下「旧法」という。)第二十四條第二項の規定により旧法第四十二條第一項の信用基金に充てるべきものとして政府から出資された金額又は同基金に充てるべきものとして旧法第二條第二項に規定する特定紡績事業者、特定織布業商工組合、メリヤス製造業商工組合連合会若しくは特定染色業団体から出えんされた金額は、改正後の繊維工業構造改善臨時措置法(以下「新法」という。)第四十二條第一項の信用基金に充てるべきものとして、それぞれ、政府から出資され、又はこれらの者から出えんされたものとみなす。

2

繊維工業構造改善事業協会は、新法第四十二條第一項の信用基金を旧法第四十條第一項第一号に規定する資金の借入れに係る保証債務の弁済に充てること

第三條 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(地方税法の一部改正)

第四條 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の一部を次のように改正する。
第五百八十六條第二項第十三号を次のように改める。

十三 繊維工業構造改善臨時措置法(昭和四十二年法律第八十二号)第四條第一項第一号に規定する特定組合が同項又は同条第二項の規定による承認を受けた構造改善事業計画に従つて実施する構造改善事業の用に

供する土地

附則第十五条に次の一項を加える。

12 織維工業構造改善臨時措置法第四十一条

第一号に規定する特定組合が、昭和五十四年六月三十日までの間に新に取得し、かつ、同項又は同条第二項の規定による承認を受けた構造改善事業計画において定められている同条第一項に規定する新商品又は新技術の開発に関する事業として行う試験研究の用に直接供する機械及び設備（第三百四十九条の三第四項の規定の適用を受けるものを除く。以下本項において「機械設備等」という。）に対して課する固定資産税の課税標準は、第三百四十九条の二の規定にかかわらず、当該機械設備等に対して新たに固定資産税が課されることとなつた年度から三年度分の固定資産税に限り、当該機械設備等に係る固定資産税の課税標準となるべき価格の二分の一の額とする。

第五十条 前条の規定による改正後の地方税法第五百八十六條第二項第十三号の規定中土地に対して課する特別土地保有税に関する部分は、昭和五十年度分から適用し、昭和四十九年度分については、なお従前の例による。

2 前条の規定による改正後の地方税法第五百八十六條第二項第十三号の規定中土地の取得に対して課する特別土地保有税に関する部分は、この法律の施行の日以後の土地の取得について適用し、同日前の土地の取得に対して課する特別土地保有税については、なお従前の例による。

3 前条の規定による改正後の地方税法附則第十五条第十二項の規定は、この法律の施行の日以後において新設された同項に規定する機械設備等について、昭和五十年度分の固定資産税から適用する。

（関税暫定措置法の一部改正）

第六条 関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）の一部を次のように改正する。

第八條の四第五項中「特定織維工業構造改善臨時措置法」を「織維工業構造改善臨時措置法」に改める。

（所得税法の一部改正）

第七條 所得税法（昭和四十年法律第三十三号）の一部を次のように改正する。

別表第一第一号の表中「特定織維工業構造改善臨時措置法」を「織維工業構造改善臨時措置法」に改める。

（法人税法の一部改正）

第八條 法人税法（昭和四十年法律第三十四号）の一部を次のように改正する。

別表第二第一号の表中「特定織維工業構造改善臨時措置法」を「織維工業構造改善臨時措置法」に改める。

（印紙税法の一部改正）

第九條 印紙税法（昭和四十二年法律第二十三号）の一部を次のように改正する。

別表第二中「特定織維工業構造改善臨時措置法」を「織維工業構造改善臨時措置法」に改める。

理 由

最近における織維工業の経済的諸条件の著しい変化にかんがみ、紡績、織布、染色整理、縫製等の事業分野に属する事業者の連けいによる新商品又は新技術の開発、設備の近代化及び生産又は経営の規模又は方式の適正化等を促進するための措置を講ずることにより、織維工業の構造改善を図る必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○議長（前尾繁三郎君） 委員長の報告を求めます。商工委員会理事稻村佐近四郎君。

〔報告書は本号末尾に掲載〕

〔稲村佐近四郎君登壇〕

○稲村佐近四郎君 ただいま議題となりました特定織維工業構造改善臨時措置法の一部を改正する法律案につきまして、商工委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

本案は、最近の織維工業を取り巻く経済的諸条件の著しい変化にかんがみ、法律の対象業種を織維工業全体に拡大して、紡績業、熱染業、織布業、染色整理業、縫製業、織維製品販売業等の異業種連携による新しい構造改善事業を推進しようとするものであります。

本案の内容は、

第一に、法律の題名を「織維工業構造改善臨時措置法」に改めること。

第二に、通商産業大臣が、織維工業審議会の意見を聞いて、織維工業の構造改善をはかるための基本指針を定めること。

第三に、織維工業に属する事業者は、異業種連携による構造改善事業計画を作成して、通商産業大臣の承認を受けることができること。

第四に、政府は、承認計画に従って構造改善事業を行なう者に対し、金融、税制上の助成措置を講ずるほか、通商産業大臣は、織維事業者等に対し、基本指針に定める事項について指導及び助言を行なうものとする。

また、政府は、これらの施策を講ずるにあたっては、小規模織維事業者に対し特別の配慮をするものとする。

第五に、通商産業大臣は、織維事業者から事業の転換を行なうとする旨の申し出があつたときは、必要な指導を行なうとともに、政府は、事業の転換のための資金の確保、従事者の就職を容易にするための援助につとめるものとする。

第六に、織維工業構造改善事業協会の業務について、債務保証の対象の拡大、織維事業者に対する技術指導、織維製品に関する情報の収集、処理、提供の業務を追加し、設備処理に関する業務を削除すること。

第七に、法律の廃止期限を昭和五十四年六月三十日までの五年間とすること。

本案は、去る二月六日当委員会に付託され、二月二十七日中曾根通商産業大臣から提案理由の説明を聴取し、以来、参考人を招致する等、慎重に審査を重ね、昨日質疑を終了、採決の結果、本案は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

なお、本案に対し、自由民主党、日本社会党、公明党及び民社党の四党共同提案にかかる織維製品の流通過程の合理化、取引条件の改善、小規模織維事業者の資金の確保、下請条件の改善等を内容とする附帯決議が付されましたことを申し添えておきます。

以上、御報告申し上げます。（拍手）

○議長（前尾繁三郎君） 採決いたします。

本案は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長（前尾繁三郎君） 御異議なしと認めます。よつて、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

日程第三 農林漁業団体職員共済組合法等の一部を改正する法律案（内閣提出）

○議長（前尾繁三郎君） 日程第三、農林漁業団体職員共済組合法等の一部を改正する法律案を議題といたします。

農林漁業団体職員共済組合法等の一部を改正する法律案

右 国会に提出する。

昭和四十九年三月十三日

内閣総理大臣 田中 角榮

昭和四十九年五月九日 衆議院會議録第二十九号 農林漁業団体職員共済組合法等の一部を改正する法律案

農林漁業団体職員共済組合法等の一部を改正する法律

(農林漁業団体職員共済組合法の一部改正)

第一条 農林漁業団体職員共済組合法(昭和三十三年法律第九十九号)の一部を次のように改正する。

第二十条第一項の表を次のように改める。

標準給与の級	標準給与の月額	給 与 月 額
第一級	三九、〇〇〇円	四〇、五〇〇円未満
第二級	四二、〇〇〇円	四〇、五〇〇円以上
第三級	四五、〇〇〇円	四三、五〇〇円以上
第四級	四八、〇〇〇円	四六、五〇〇円以上
第五級	五二、〇〇〇円	五〇、〇〇〇円未満
第六級	五六、〇〇〇円	五四、〇〇〇円未満
第七級	六〇、〇〇〇円	五八、〇〇〇円未満
第八級	六四、〇〇〇円	六二、〇〇〇円未満
第九級	六八、〇〇〇円	六六、〇〇〇円未満
第十級	七二、〇〇〇円	七〇、〇〇〇円未満
第十一級	七六、〇〇〇円	七四、〇〇〇円未満
第十二級	八〇、〇〇〇円	七八、〇〇〇円未満
第十三級	八五、〇〇〇円	八二、五〇〇円未満
第十四級	九〇、〇〇〇円	八七、五〇〇円未満
第十五級	九五、〇〇〇円	九二、五〇〇円以上
第十六級	一〇〇、〇〇〇円	九七、五〇〇円未満
第十七級	一〇五、〇〇〇円	一〇二、五〇〇円未満
第十八級	一一〇、〇〇〇円	一〇七、五〇〇円以上
第十九級	一二〇、〇〇〇円	一一二、五〇〇円未満
第二十級	一三〇、〇〇〇円	一二五、〇〇〇円未満
第二十一級	一四〇、〇〇〇円	一三五、〇〇〇円以上
第二十二級	一五〇、〇〇〇円	一四五、〇〇〇円以上
第二十三級	一六〇、〇〇〇円	一五五、〇〇〇円以上

第二十四級	一七〇、〇〇〇円	一六五、〇〇〇円以上
第二十五級	一八〇、〇〇〇円	一七五、〇〇〇円以上
第二十六級	一九〇、〇〇〇円	一八五、〇〇〇円以上
第二十七級	二〇〇、〇〇〇円	一九五、〇〇〇円以上
第二十八級	二一〇、〇〇〇円	二〇五、〇〇〇円以上
第二十九級	二二〇、〇〇〇円	二一五、〇〇〇円以上
第三十級	二三〇、〇〇〇円	二二五、〇〇〇円以上
第三十一級	二四〇、〇〇〇円	二三七、五〇〇円以上

第二十一条第一項中「三年間」を「一年間」に、「三十六分の一」を「十二分の一」に改め、同条第三項中「三年」を「一年」に改める。

第二十四条第一項中「配偶者がいない者」を「婚姻(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。)をしていない者」に改める。

第三十六条第二項を削り、第四項を第三項とし、同条の次に次の二条を加える。
第三十六条の二 前条第二項の規定により算定した退職年金の額が次の各号に掲げる額の合算額より少ないときは、その合算額をもつて退職年金の額とする。ただし、その合算額が平均標準給与の年額の百分の七十に相当する金額を超えるときは、当該金額をもつて退職年金の額とする。

一 二十四万円(組合員期間が二十年を超えるときは、二十四万円にその超える年数(当該年数が十年を超えるときは、十年)一年につき一万二千円を加算して得た額)
二 組合員期間の年数(当該年数が四十年を超えるときは、四十年)一年につき平均標準給与の年額の百分の一に相当する額

第三十六条の三 退職一時金又は障害一時金の支給を受けた者(第三十八条第一項ただし書に規定する額がない者を含む。第三十九条の四及び第四十六条の四において同じ。)に退職年金を支給するときは、第三十六条第二項又

は前条の規定にかかわらず、第三十六条第二項又は前条の規定により算定した退職年金の額から、その者の前の退職一時金の額の計算の基礎となつた第三十八条第二項第一号に掲げる額又は前に支給を受けた障害一時金の額を基準として、政令で定めるところにより算定した額を控除した額を退職年金の額とする。ただし、政令で定めるところにより、当該退職一時金の額の計算の基礎となつた同号に掲げる額又は障害一時金の額を基準として政令で定める額を返還したときは、この限りでない。

第三十七条第二項後段を削り、同条第三項中「前項後段」を「前二項」に、「前条第三項本文」を「前条本文」に、「同項本文」を「同条本文」に、「こえる」を「超える」に、「前条第二項ただし書」を「第三十六条第二項ただし書」に、「の規定にかかわらず」を「及び第三十六条の二ただし書の規定にかかわらず」に改め、同項を同条第五項とし、同条第二項の次に次の二項を加える。

3 前項の場合において、その改定額が、改定前の退職年金の額(その額が第三十六条の二の規定又は前二条の規定により算定した退職年金の額であるときは、第三十六条第二項本文の規定又は同項本文及び前条の規定により算定するものとした場合の退職年金の額とし、改定前の退職年金の額について第三十六

条第二項ただし書の規定の適用があつたときは、その適用がないものとした場合の額とする。に、前後の組合員期間を合算した期間の年数から改定前の退職年金の基礎となつた組合員期間の年数を控除した年数一年につきその再び退職した当時の平均標準給与の年額の百分の一・五に相当する額を加算して得た額より少ないときは、その加算して得た額をもつてその改定額とする。

4 前二項の場合において、その改定額が、改定前の退職年金の額（その額が第三十六條第二項の規定又は同項及び前条の規定により算定した退職年金の額であるときは、第三十六條の二本文の規定又は同条本文及び前条の規定により算定するものとした場合の退職年金の額とし、改定前の退職年金の額について第三十六條の二ただし書の規定の適用があつたときは、その適用がないものとした場合の額とする。）に、次の各号に掲げる額の合算額を加算して得た額より少ないときは、その加算して得た額をもつてその改定額とする。

一 前後の組合員期間を合算した期間の年数（当該年数が三十年を超えるときは、三十年）から改定前の退職年金の基礎となつた組合員期間の年数を控除した年数一年につき一萬二千元

二 前後の組合員期間を合算した期間の年数（当該年数が四十年を超えるときは、四十年）から改定前の退職年金の基礎となつた組合員期間の年数を控除した年数一年につきその再び退職した当時の平均標準給与の年額の百分の一に相当する額

第三十七條の二第三項中「第二項前段」を「第二項」に改め、同条第四項中「前条第二項前段」を「前条第二項」に改め、「改定前の減額退職年金の額」の下に「（その額の算定の基礎となつた退職年金の額が第三十六條の二の規定又は同条及び第三十六條の三の規定により算定した退職年金の額であるときは、第三十六條第二項本文

の規定又は同項本文及び第三十六條の三の規定により算定するものとした場合の退職年金の額を基礎として算定した減額退職年金の額とし、その額の算定の基礎となつた退職年金の額について第三十六條第二項ただし書の規定の適用があつたときは、その適用がないものとした場合の退職年金の額を基礎として算定した減額退職年金の額とする。）を加え、「同条第二項後段及び第三項」を「前条第三項及び第五項」に改め、同条第五項を次のように改める。

5 前項の場合において、その改定額が、改定前の減額退職年金の額（その額の算定の基礎となつた退職年金の額が第三十六條第二項の規定又は同項及び第三十六條の三の規定により算定した退職年金の額であるときは、第三十六條の二本文の規定又は同条本文及び第三十六條の三の規定により算定するものとした場合の退職年金の額を基礎として算定した減額退職年金の額とし、その額の算定の基礎となつた退職年金の額について第三十六條の二ただし書の規定の適用があつたときは、その適用がないものとした場合の退職年金の額を基礎として算定した減額退職年金の額とする。）のその算定の基礎となつた平均標準給与の年額に対する割合をその再び退職した当時の平均標準給与の年額に乘じて得た額に、次の各号に掲げる額の合算額を加算して得た額より少ないときは、その加算して得た額をもつてその改定額とする。この場合において、前条第四項及び第五項の規定を準用する。

一 前後の組合員期間を合算した期間の年数（当該年数が三十年を超えるときは、三十年）から改定前の減額退職年金の基礎となつた組合員期間の年数を控除した年数一年につき一萬二千元

二 前後の組合員期間を合算した期間の年数（当該年数が四十年を超えるときは、四十年）から改定前の減額退職年金の基礎となつた組合員期間の年数を控除した年数一年につき一萬二千元

年）から改定前の減額退職年金の基礎となつた組合員期間の年数を控除した年数一年につきその再び退職した当時の平均標準給与の年額の百分の一に相当する額

6 再び退職した日において五十五歳未満である者に対する減額退職年金の額の算定について必要な事項は、政令で定める。

第三十七條の三第四項中「こゝるを」を「超える」に改め、「割合」の下に「（その割合が百分の八十より少ないときは、百分の八十）」を加える。

第三十七條の三第六項を同条第七項とし、同条第五項中「前二項」を「前三項」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項の次に次の一項を加える。

5 前二項の規定にかかわらず、通算退職年金の年額は、通算退職年金の支給を受ける者についてその退職した時又は任意資格喪失事由に該当した時にその給付事由が生じていたとした場合においてその額がその時以後の法令の改正により改定されているならば、その改定された額と同一の額とする。

第三十八條の二第四項中「第三十七條の三第五項」を「第三十七條の三第六項」に改める。

第三十九條の二第三項を削り、同条の次に次の二条を加える。

第三十九條の三 前条第一項の規定により算定した障害年金の額が次の各号に掲げる額の合算額の百分の七十五（別表第二の上欄の二級に該当する者にあつては百分の百二十五とし、同欄の二級に該当する者にあつては百分の百とする。次項及び第四十二條第五項において同じ。）に相当する額に平均標準給与の年額の百分の十（同欄の二級に該当する者にあつては百分の三十とし、同欄の二級に該当する者にあつては百分の二十とする。）に相当する額を加算して得た額より少ないときは、その加算して得た額をもつて障害年金の額とする

る。ただし、その加算して得た額が平均標準給与の年額に相当する金額を超えるときは、当該金額をもつて障害年金の額とする。

一 二十四万円（組合員期間が二十年を超えるときは、二十四万円にその超える年数（当該年数が十年を超えるときは、十年）一年につき一萬二千元を加算して得た額）

二 組合員期間の年数（当該年数が、二十年未満であるときは二十年とし、四十年を超えるときは四十年とする。）一年につき平均標準給与の年額の百分の一に相当する額

2 前条第二項の規定により算定した障害年金の額が、次の各号に掲げる場合に於て、当該各号に掲げる額の百分の七十五に相当する額より少ないときは、その相当する額をもつて障害年金の額とする。この場合においては、前項ただし書の規定を準用する。

一 組合員期間の年数が十年に達しない場合二十四万円に平均標準給与の年額の百分の二十に相当する額を加算して得た額（次号及び第三号において「障害年金基礎額」という。）

二 組合員期間の年数が十年以上二十年以下である場合 障害年金基礎額に組合員期間十年を超える年数一年につき障害年金基礎額の百分の二・五に相当する額を加算して得た額

三 組合員期間の年数が二十年を超え三十年以下である場合 組合員期間の年数が二十年であるものとして前号の規定により求めた額に、二十年を超える年数一年につき障害年金基礎額の百分の五に相当する額を加算して得た額

四 組合員期間の年数が三十年を超える場合 組合員期間の年数が三十年であるものとして前号の規定により求めた額に、三十年を超える年数（当該年数が十年を超えるときは、十年）一年につき平均標準給与の年額

昭和四十九年五月九日 衆議院會議錄第二十九号

農林漁業団体職員共済組合法等の一部を改正する法律案

10111

の百分の一に相当する額を加算して得た額
第三十九条の四 第三十六条の三の規定は、退
職一時金又は障害一時金の支給を受けた者の
障害年金の額を算定する場合に準用する。

第四十一条第一項中「前三条」を「同条から第三十九条の三まで及び前条」に、「これらの規定」を「第三十九条から前条までの規定」に改め、同条

第二項第二号中「第三十九条の二第二項」の下に「又は第三十九条の三第二項」を加え、「同項」を「これら」に改め、同条第三項中「第三十九条の二第三項」を「第三十九条の四」に、「第三十六条第三項本文」を「第三十六条の三本文」に、「行ない」を「行い」に、「行なり」を「行う」に改める。

第四十二条第四項を次のように改める。

4 前二項の規定により障害年金の額を改定した場合において、当該障害年金が職務による障害年金であるときのその改定額が、改定前の障害年金の額（その額が第三十九条の三第一項の規定又は同項及び第三十九条の四の規定により算定した障害年金の金額であるときは、第三十九条の二第一項の規定又は同項及び第

三十九条の四の規定により算定するものとした場合の障害年金の額）に前後の組合員期間を合算した期間の年数から改定前の障害年金の基礎となつた組合員期間の年数（当該年数が二十年未満であるときは、二十年を控除した年数一年につきその再び退職した当時の平均標準給与の年額の百分の一・五に相当する額を加算して得た額より少ないときは、その加算して得た額をもつてその改定額とする。

第四十二條第六項中「前二項」を「前三項」に、「第三十九條の二第三項」を「第三十九條の四」に、「第三十六條第三項本文」を「第三十六條の三本文」に、「同項本文」を同條本文に、「こえる」を「超える」に、「の規定にかかわらず」を「及び第三十九條の三第一項ただし書（同條第二項後段において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず」に改め、同項を同條第七項とし、同條

第五項第二号から第四号までを次のように改め、同項を同条第六項とする。

二 前後の組合員期間を合算した期間の年数が十年以上二十年以下である場合において、その改定額が次のイ又はロに掲げる額より少ないとき。当該イ又はロに掲げる額のうちいずれか多い額

イ 改定前の障害年金の額（その額が第三十九条の三第二項の規定又は同項及び第三十九条の四の規定により算定した障害年金の額であるときは、第三十九条の二第二項の規定又は同項及び第三十九条の四の規定により算定するものとした場合の障害年金の額。次号イ及び第四号イにおいて同じ。）に、前後の組合員期間を合算した期間の年数から改定前の障害年金の基礎となつた組合員期間の年数（当該年数が十年未満であるときは、十年）を控除した年数一年につきその再び退職した当時の平均標準給与の年額の百分の一に相当する額を加算して得た額

口 改定前の障害年金の額（その額が第三十九条の二第二項の規定又は同項及び第三十九条の四の規定により算定した障害年金の額であるときは、第三十九条の三第二項の規定又は同項及び第三十九条の四の規定により算定するものとした場合の障害年金の額。次号ロ及び第四号ロにおいて同じ。）に、前後の組合員期間を合算した期間に基づき第三十九条の三第二項第二号の規定により算定した額から、その再び退職した当時の平均標準給与の年額を改定前の障害年金の基礎となつた平均標準給与の年額とみなして同項第一号又は第二号の規定により算定した改定前の障害年金の年額（改定障害年金の基礎となる廢疾の程度が改定前の障害年金の基礎となつた廢疾の程度より低い場合

には、改定前の障害年金の基礎となつた
 廃疾の程度が改定障害年金の基礎となる
 廃疾の程度に相当する程度であつたもの
 とみなして算定した額。次号ロ及び第四
 号ロにおいて同じ。）に相当する額を控除
 した額を加算して得た額

三 前後の組合員期間を合算した期間の年数が二十年を超え、改定前の障害年金の基礎となつた組合員期間の年数が二十年未満である場合において、その改定額が次のイ又

は口に掲げる額より少ないとき。当該イ又はロに掲げる額のうちいずれも多い額を改定前の障害年金の額に、前後の組合

員期間を合算した期間の年数のうち、二十年に達するまでの年数については組合員期間の年数が二十年であるものとして前号イの規定により求めた額を、二十年を超える年数についてはその超える年数一年につきその再び退職した当時の平均標準給与の年額の百分の一・五に相当する額を、それぞれ加算して得た額

口 改定前の障害年金の額に、前後の組合員期間を合算した期間に基づき第三十九条の第三第二項第三号又は第四号の規定により算定した額から、その再び退職した当時の平均標準給与の年額を改定前の障害年金の基礎となつた平均標準給与の年額とみなして同項第一号又は第二号の規定により算定した改定前の障害年金の年額に相当する額を控除した額を加算して得た額

四 前後の組合員期間を合算した期間の年数が二十年を超え、改定前の障害年金の基礎となつた組合員期間の年数が二十年以上である場合において、その改定額が次のイ、ロ、ハに掲げる額より少ないとき。当該イ又はロに掲げる額のうちいずれが多い額イ 改定前の障害年金の額に、前後の組合

員期間を合算した期間の年数から改定前の障害年金の基礎となつた組合員期間の年数を控除した年数一年につきその再び退職した当時の平均標準給与の年額の百分の一・五に相当する額を加算して得た額

口 改定前の障害年金の額に、前後の組合員期間を合算した期間に基づき第三十九条の第三第二項第三号又は第四号の規定により算定した額から、その再び退職した当時の平均標準給与の年額を改定前の障害年金の基礎となつた平均標準給与の年額とみなしてこれらの規定により算定し

た改定前の障害年金の年額に相当する額を控除した額を加算して得た額

第四十二条第四項の次に次の一項を加える。

5 前三項の規定により障害年金の額を改定した場合において、当該障害年金が職務による障害年金であるときのその改定額が、改定前の障害年金の額（その額が第三十九条の二第一項の規定又は同項及び第三十九条の四の規

定により算定した障害年金の額であるときは、第三十九条の第三一項の規定又は同項及び第三十九条の四の規定により算定するものとし、場合の障害年金の額に次の各号に掲げる額の合算額の百分の七十五に相当する額を加算して得た額より少ないときは、その加算して得た額をもつて改定額とする。

一 前後の組合員期間を合算した期間の年数（当該年数が三十年を超えるときは、三十年）から改定前の障害年金の基礎となつた

組合員期間の年数（当該年数が二十年未満であるときは、二十年）を控除した年数一年につき二万二千元

二 前後の組合員期間を合算した期間の年数（当該年数が四十年を超えるときは、四十年）から改定前の障害年金の基礎となつた組合員期間の年数（当該年数が二十年未満

であるときは、二十年を控除した年数一年につきその再び退職した当時の平均標準給与の年額の百分の一に相当する額

第四十二条に次の一項を加える。

8 第四項から前項までの場合における改定前の障害年金の額は、改定障害年金の基礎となる障害の程度が改定前の障害年金の基礎となつた障害の程度より低い場合には、改定前の障害年金の基礎となつた障害の程度が改定障害年金の基礎となる障害の程度に相当する程度であつたものとみなして算定した額とし、改定前の障害年金の額について第三十九条の二第一項ただし書(同条第二項後段において準用する場合を含む。)又は第三十九条の三第一項ただし書(同条第二項後段において準用する場合を含む。)の規定の適用があつた場合には、その適用がないものとした場合の額とする。

第四十三条第二項中「その職務外傷病について」を「同一の職務外傷病に」改め、「行なわれる」を「行われる」に改め、同条第三項中「で、前項の規定によりその額のうち一部の額の支給が停止されているもの」を「のうちに、同一の職務外傷病に、労働者災害補償保険法による障害年金が支給され、又は長期傷病給付が行われることとなつた者に係るもの」に、「第三十九条の二第一項に規定する額」を「その額」に、「こゝを」を「超える」に改める。

第四十三条第三項を第四項とし、第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2 職務による障害年金の支給を停止された組合員が再び退職した場合における前項の規定の適用については、同項中「その算定」とあるのは、「改定前の障害年金の算定」とする。

第四十四条第三項中「第三十六条第三項」を「第三十六条の三」に、「第三十九条の二第三項」を「第三十九条の四」に改める。

第四十六条第一項第二号中「退職年金」の額

を「退職年金。次条第二号において同じ。」の額

(その額が第三十六条の二の規定又は同条及び第三十六条の三の規定により算定した退職年金の額であるときは、第三十六条第二項の規定又は同項及び第三十六条の三の規定により算定するものとした場合の退職年金の額)に改め、同条第三項を削り、同条の次に次の三項を加える。

第四十六条の二 前条第一項の規定により算定した遺族年金の額が、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号の規定により算定した額より少ないときは、その算定した額をもつて当該遺族年金の額とする。ただし、第一号に掲げる場合にあつては、同号の規定により算定した額が平均標準給与の年額の百分の七十に相当する金額を超えるときは、当該金額をもつて当該遺族年金の額とする。

一 前条第一項第一号に掲げる場合 二十四万円に平均標準給与の年額の百分の二十に相当する額を加算して得た額(以下この号、第三号及び第四号において「遺族年金基礎額」という。)(組合員期間が二十年を超えるときは、二十年を超えて三十年に達するまでの期間についてはその超える年数一年につき遺族年金基礎額の百分の五に相当する額を、三十年を超える期間についてはその超える年数(当該年数が十年を超えるときは、十年)一年につき平均標準給与の年額の百分の一に相当する額を加算して得た額)

二 前条第一項第二号に掲げる場合 その者が受ける権利を有していた退職年金の額(その額が第三十六条第二項の規定又は同項及び第三十六条の三の規定により算定した退職年金の額であるときは、第三十六条の二の規定又は同条及び第三十六条の三の規定により算定するものとした場合の退職年金の額)の百分の五十に相当する額

三 前条第一項第三号に掲げる場合 遺族年金基礎額の百分の二十五に相当する額(組合員期間が十年を超えるときは、その超える年数一年につき平均標準給与の年額の百分の一に相当する額を加算して得た額)

合員期間が十年を超えるときは、その超える年数一年につき遺族年金基礎額の百分の二・五に相当する額を加算して得た額)

四 前条第一項第四号に掲げる場合 遺族年金基礎額の百分の二十五に相当する額

第四十六条の三 第四十六条第一項又は前条の場合において、遺族年金を受ける権利を有する者が次の各号に該当する場合には、第四十六条第一項又は前条の規定により算定した額に当該各号に掲げる額を加算して得た額を当該遺族年金の額とする。

一 当該遺族年金を受ける権利を有する者が妻である配偶者であり、かつ、遺族である子がいる場合 その子一人につき四千八百円(そのうち二人までは、一人につき九千六百円)

二 当該遺族年金を受ける権利を有する者が子であり、かつ、二人以上いる場合 その子のうち一人を除いた子一人につき四千八百円(そのうち二人までは、一人につき九千六百円)

2 前項の場合において、同項各号に規定する子が第四十八条各号の一に該当するに至つたときは、その子は、同項各号に規定する子に該当しないものとみなし、当該遺族年金の額を改定する。

3 第一項第一号の場合において、同号の妻である配偶者が遺族年金を受ける権利を取得した当時胎児であつた子が出生したときは、その出生した子は、同号に規定する子に該当するものとみなし、当該遺族年金の額を改定する。

第四十六条の四 次の各号に掲げる者が退職一時金又は障害一時金の支給を受けた者(第三十六条の三ただし書(第三十九条の四において準用する場合を含む。))の規定により定める額を返還した者を除く)である場合には、その者の遺族に支給する遺族年金の年額は、前三条の規定にかかわらず、当該各号に掲げる額とする。

一 第四十六条第一項第一号に規定する者 前三条の規定により算定した遺族年金の額からその者に係る第三十六条の三本文(第三十九条の四において準用する場合を含む。以下この条において同じ。))の政令で定めるところにより算定した額を控除した額

二 第四十六条第一項第二号に規定する者 同項及び前二条の規定により算定した遺族年金の額(その額が二十五万四千四百円からその者に係る第三十六条の三本文の政令で定めるところにより算定した額の百分の五十に相当する額を控除した金額より少ないときは、当該金額)

三 第四十六条第一項第三号又は第四号に規定する者 前三条の規定により算定した遺族年金の額からその者に係る第三十六条の三本文の政令で定めるところにより算定した額の百分の五十に相当する額を控除した額

第四十九条の二の見出しを「(遺族年金と遺族補償等との調整)に改め、同条中「第四十六条第一項第一号の規定による」を「職務上傷病による死亡に係る」に、「行なわれる」を「行われる」に改め、同条に次の一項を加える。

2 職務上傷病によらない死亡に係る遺族年金のうち、同一の事由に關し、労働者災害補償保険法による遺族年金が支給されることとなつた者に係るものの額は、その額が、当該職務上傷病によらない死亡が職務上傷病によるものであるとしたならば当該死亡について支給されるべき遺族年金の額を超えるときは、当該支給されるべき遺族年金の額に相当する額とする。

附則中第五条を削り、第六条を第五条とし、同条の次に次の一条を加える。
(給付額の算定の基礎となる標準給与の月額

昭和四十九年五月九日 衆議院會議録第二十九号

農林漁業団体職員共済組合法等の一部を改正する法律案

一〇一四

の特例)

第六条 第二十一条第一項又は第三項に規定する標準給与の月額は、国家公務員の給与に関する法令が改正された場合その他政令で定める場合には、これらの規定にかかわらず、政令で定めるところにより、当該標準給与の月額に政令で定める額を加えた額とすることができる。

附則第六条の三中、「第九条」を削る。

(農林漁業団体職員共済組合法の一部を改正する法律の一部改正)

第二条 農林漁業団体職員共済組合法の一部を改正する法律(昭和三十九年法律第百十二号)の一部を次のように改正する。

附則第四条第四号中「その額が」の下に「農林漁業団体職員共済組合法等の一部を改正する法律(昭和四十九年法律第 号。次号において「四十九年改正法」という。第一条の規定による改正前の」を加え、同条第五号中「新法第二十一条」を「四十九年改正法第一条の規定による改正後の農林漁業団体職員共済組合法(以下「四十九年改正法」という。第二十一条に、「三年」を「一年」に改め、同条第十号中「二百六十四万円」を「二百九十四万円」に改める。

附則第六条第一項中「こえる」を「超える」に改め、同項第二号中「この号」の下に「及び第三項」を加え、同条に次の二項を加える。

8 第一項の場合において、同項の規定の適用を受ける退職年金(その退職年金の基礎となつた旧法組合員期間が二十年を超えるものに限る。次項において同じ。)を受ける権利を有する者が七十歳以上の者であるときは、第一項の規定にかかわらず、前二項の規定の例により算定した額に、その退職年金の基礎となつた旧法組合員期間で二十年を超えるもののその超える年数一年につき旧法の平均標準給与の仮定年額の三百分の一を加算して得た額を第一項に規定する合算額とする。

4 第一項の規定の適用を受ける退職年金を受ける権利を有する者が七十歳に達した場合に、前項の規定の例により算定した額を第一項に規定する合算額として当該退職年金の額を改定する。この場合においては、同項ただし書の規定を準用する。

附則第七條第一項中「退職年金の改定額」を「四十九年改正後の法第三十七條第二項の規定による退職年金の改定額(新法第三十六條第二項の規定又は同項及び四十九年改正後の法第三十六條の三の規定により算定されるものに限る。前条)を「前条第一項及び第二項」に改め、「同条の規定」の下に「又は同条及び四十九年改正後の法第三十六條の三の規定」を加え、同条第五項中「第一条の五」を「第一条の六」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項中「第二項の下に」又は前項において準用する前条第三項若しくは第四項を加え、「こえる」を「超える」に、「同項第一号」を「第二項第一号」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4 前条第三項及び第四項の規定は、前三項の規定の適用を受ける退職年金に準用する。

附則第九條を次のように改める。

附則第十二條第三項ただし書中「十一万四千四百円(六十五歳以上の者に係るものにあつては、十三万四千四百円。以下この項において同じ。より少ないときは、十一万四千四百円)を、次の各号に掲げる年金の区分に応じ当該各号に掲げる金額より少ないときは、当該金額」に改め、同項に次の各号を加える。

一 六十五歳以上の者で組合員期間(旧法組合員期間と新法組合員期間とを合算した期間をいう。次号において同じ。)が二十年以上であるものに係る年金 三十二万六千六百円

上であるものに係る年金(前号に掲げる年金を除く。及び六十五歳未満の者で組合員期間が二十年以上であるものに係る年金 二十四万二千二百円

三 前二号に掲げる年金以外の年金 十六万八千四百円

附則第十三條に次の二項を加える。

3 第一項の規定の適用を受ける障害年金を受ける権利を有する者が七十歳以上の者である場合における同項の規定の適用については、同項第一号中「仮定年額の九十分の一」とあるのは、「仮定年額に九十分の一と三分の一」とを合算した率を乗じて得た額とする。

4 附則第六條第四項前段の規定は、第一項の規定の適用を受ける障害年金を受ける権利を有する者に準用する。

附則第十四條第一項中「新法第三十九條の二」を「四十九年改正後の法第三十九條の二から第三十九條の四まで」に改める。

附則第十五條第一項中「障害年金の改定額を」を「四十九年改正後の法第四十二條第二項の規定による障害年金の改定額(四十九年改正後の法第三十九條の二の規定又は同条及び四十九年改正後の法第三十九條の四の規定により算定されるものに限る。前条)を「新法第三十九條の二及び」を「四十九年改正後の法第三十九條の二の規定若しくは同条及び四十九年改正後の法第三十九條の四の規定並びに」に、「新法第四十一条」を「四十九年改正後の法第四十一条(四十九年改正後の法第三十九條の二の規定若しくは同条及び四十九年改正後の法第三十九條の四の規定又は新法第四十條の規定を適用する場合に限る。前条)に改め、同条第二項中「第四項」を「第六項に改め、同条第五項中「附則第七條第五項」を「附則第七條第六項」に改め、同項を同条第七項とし、同条第四項中「第二項」を「第二項から前項まで」に、「こえる」を「超える」に、「同項第一号」を「第二項第一号」に改め、同項を同条第六項と

し、同条第三項の次に次の二項を加える。

4 第二項の規定の適用を受ける障害年金を受ける権利を有する者が七十歳以上であるときの同項の規定の適用については、同項第三号中「仮定年額の九十分の一」とあるのは、「仮定年額に九十分の一と三分の一とを合算した率を乗じて得た額とする。

5 附則第六條第四項前段の規定は、第二項の規定の適用を受ける障害年金を受ける権利を有する者に準用する。

附則第十六條第二項中「新法第四十六條第一項第三号」を「四十九年改正後の法第四十六條第一項第二号又は新法第四十六條第一項第三号」に、「同号」を「これら」に改め、同項を同条第五項とし、同条第一項の次に次の三項を加える。

2 前項の場合において、同項の規定の適用を受ける遺族年金を受ける権利を有する者が、七十歳以上の者であるときは又は七十歳未満の妻である配偶者、子若しくは孫であるときは、同項の規定にかかわらず、同項の規定の例により算定した額に、その遺族年金の基礎となつた旧法組合員期間で二十年を超えるもののその超える年数一年につき旧法の平均標準給与の仮定年額の三百分の一を加算して得た額を同項に規定する合算額とする。

3 前項の場合において、遺族年金を受ける権利を有する者が二人以上あるときは、そのうちの年長者の年齢に応じ、同項の規定を適用するものとする。

4 第一項の規定の適用を受ける遺族年金を受ける権利を有する者(妻である配偶者、子及び孫を除く。)が七十歳に達した場合には、第二項の規定の例により算定した額を第一項に規定する合算額として当該遺族年金の額を改定する。

附則第十六條に次の三項を加える。

6 前項の場合において、四十九年改正後の法第四十六條第一項第二号の規定による遺族年

金(附則第六条第三項及び第四項の規定の例により算定されるものを除く)を受ける権利を有する者が七十歳以上の者であるとき又は七十歳未満の妻である配偶者、子若しくは孫であるときは、前項の規定にかかわらず、附則第六条第一項から第三項までの規定の例により算定した額を前項に規定する同条の規定の例により算定した額とする。

7 第三項及び第四項の規定は、前項の規定の適用を受ける遺族年金に準用する。

8 四十九年改正後の法第四十六條の三の規定は、前各項の規定による遺族年金を受ける権利を有する者に準用する。

(農林漁業団体職員共済組合法等の一部を改正する法律の一部改正)

第三条 農林漁業団体職員共済組合法等の一部を改正する法律(昭和四十九年法律第八十二号)の一部を次のように改正する。

附則第三條中「新法第三十七條の二第三項」を「農林漁業団体職員共済組合法等の一部を改正する法律(昭和四十九年法律第八十二号)第一條の規定による改正後の農林漁業団体職員共済組合法(以下「四十九年改正後の法」という)第三十七條の二第三項に、「新法第三十七條第二項前段」を「四十九年改正後の法第三十七條第二項に、「新法第三十七條の二第四項及び第五項」を「四十九年改正後の法第三十七條の二第四項及び第六項に、「同条第五項」を「同条第六項」に改める。

(昭和四十四年度以後における農林漁業団体職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律の一部改正)

第四条 昭和四十四年度以後における農林漁業団体職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律(昭和四十四年法律第九十七号)の一部を次のように改正する。

第一条の五の次に次の一条を加える。

(昭和四十九年度における旧法の規定による

年金の額の改定)

第一条の六 前条第一項の規定の適用を受ける年金については、昭和四十九年十月分以後、その額を、同項の規定による年金額の改定の基礎となつた平均標準給与の月額に当該年金に係る第一条第一項の資格の喪失の日の前日又は当該年金に係る旧法第三十九條第一項の障害給付の請求の日の属する期間に係る別表第六の上欄に掲げる期間の区分に応じ同表の下欄に掲げる率を乗じて得た額を平均標準給与の月額とみなして、旧法(附則第五條を除く)の規定を適用して算定した額に改定する。

2 前項の規定の適用を受ける年金(その年金の基礎となつた組合員又は任意継続組合員であつた期間が二十年を超えるものに限り、次項において同じ)を受ける権利を有する者が七十歳以上の者又は遺族年金を受ける権利を有する七十歳未満の妻、子若しくは孫である場合には、前項の規定にかかわらず、その額を、同項の規定に準じて算定した額に、その算定した額の計算の基礎となつた組合員又は任意継続組合員であつた期間のうち二十年を超える年数(一年未満の端数があるときは、これを切り捨てた年数)一年につき同項の規定により平均標準給与の月額とみなされた額の三分の一(遺族年金については、六百分の一)に相当する額の十二倍に相当する額を加算して得た額に改定する。この場合において、遺族年金を受ける権利を有する者が二人以上あるときは、そのうちの年長者の年齢に応じて改定するものとする。

3 第二項の規定の適用を受ける年金を受ける権利を有する者が七十歳に達したとき(遺族年金を受ける権利を有する妻、子又は孫が七十歳に達したときを除く)は、その達した日の属する月の翌月分以後、その額を前項の規定に準じて算定した額に改定する。

4 第一条第二項の規定は、前三項の規定による年金額の改定の場合について準用する。

第二条第一項中「法律第八十二号」の下に「以下「四十九年改正法」という。」を加える。

第二条の二第二項、第二条の五第一項、第二条の六第一項、第二条の七第一項並びに第二条の八第一項及び第二項中「農林漁業団体職員共済組合法等の一部を改正する法律」を「四十九年改正法」に改める。

第二条の八の次に次の二條を加える。

(昭和四十九年度における新法の規定による年金の額の改定)

第二条の九 第二条の七第一項の規定の適用を受ける年金については、昭和四十九年十月分以後、その額を、同項の規定による年金額の改定の基礎となつた平均標準給与の月額、旧法の平均標準給与の月額又は新法の平均標準給与の月額(平均標準給与の月額又は新法の平均標準給与の月額にあつては、これらの年額が、それぞれ、農林漁業団体職員共済組合法等の一部を改正する法律(昭和四十九年法律第八十二号)以下「四十九年改正法」という)第一條の規定による改正後の法第二十一條第一項及び第三項又は四十九年改正法第二條の規定による改正後の三十九年改正法附則第四條第五號の規定がその給付事由が生じた日に施行されていたとしたならばその年金の額の算定の基礎となるべき平均標準給与の年額又は新法の平均標準給与の年額を求め、これらの年額を基礎として、第二条第一項、第二条の二第二項、第二条の三第一項、第二条の四第一項、第二条の五第一項又は第二項及び第二條の七第一項の規定を適用するものとした場合における平均標準給与の年額とみなされた額又は新法の平均標準給与の年額とみなされた額より少ないときは、当該平均標準給与の年額とみなされた額又は新法の平均標準給与の年額とみなされた額に、その給付事由が

生じた日の属する期間に係る別表第六の上欄に掲げる期間の区分に応じ同表の下欄に掲げる率を乗じて得た額(その額が二百九十四万円を超えるときは、二百九十四万円とする)をそれぞれ平均標準給与の年額、旧法の平均標準給与の年額又は新法の平均標準給与の年額とみなして、四十九年改正法第一條の規定による改正前の法、附則第三項の規定による改正前の三十九年改正法附則又は四十九年改正法第三條の規定による改正前の四十九年改正法附則第三條の規定を適用して算定した額に改定する。

2 第一条の六第二項及び第三項の規定は、前項の規定による年金額の改定の場合について準用する。この場合において、同条第二項中「組合員又は任意継続組合員であつた期間」とあるのは、「三十九年改正法附則第四條第一號の旧法組合員期間」と読み替へるものとする。

3 第一条第二項の規定は、前二項の規定による年金額の改定の場合について準用する。

第二条の十 第二条の八第一項又は第二項の規定の適用を受ける年金については、昭和四十九年十月分以後、その額を、これらの規定による年金額の改定の基礎となつた平均標準給与の月額、旧法の平均標準給与の月額又は新法の平均標準給与の月額(平均標準給与の月額又は新法の平均標準給与の月額にあつては、これらの年額が、それぞれ、四十九年改正法第一條の規定による改正後の法第二十一條第一項及び第三項又は四十九年改正法第二條の規定による改正後の三十九年改正法附則第四條第五號の規定がその給付事由が生じた日に施行されていたとしたならばその年金の額の算定の基礎となるべき平均標準給与の年額又は新法の平均標準給与の年額を求め、これらの年額を基礎として、第二条の二第二項、第二条の三第二項及び第三項、第二条の四第二項及び第三項、第二条の六第一項及び第二

昭和四十九年五月九日 衆議院會議録第二十九号

農林漁業団体職員共済組合法等の一部を改正する法律案

一〇一六

項並びに第二条の八第一項及び第二項の規定を適用するものとした場合における平均標準給与の年額とみなされた額又は新法の平均標準給与の年額とみなされた額より少ないときは、当該平均標準給与の年額とみなされた額又は新法の平均標準給与の年額とみなされた額に、その給付事由が生じた日の属する期間に係る別表第六の上欄に掲げる期間の区分に応じ同表の下欄に掲げる率を乗じて得た額(その額が二百九十四万円を超えるときは、二百九十四万円とする。)をそれぞれ平均標準給与の年額、旧法の平均標準給与の仮定年額又は新法の平均標準給与の年額とみなして、四十九年改正法第一条の規定による改正前の法、附則第三項の規定による改正後の三十九年改正法附則又は四十九年改正法附則第三条の規定による改正前の四十九年改正法附則第三条の規定を適用して算定した額に改定する。

2 昭和四十七年四月一日以後昭和四十八年三月三十一日以前に第二条第一項の資格喪失事由に該当した組合員若しくは任意継続組合員又は昭和四十七年四月一日以後昭和四十八年三月三十一日以前に新法第三十九条第一項第二号の障害給付の請求をした任意継続組合員に於いての当該資格喪失事由又は障害給付の請求に係る新法の規定による退職年金、減額退職年金、障害年金又は遺族年金については、昭和四十九年十月分以後、その額を、その給付事由が生じた日におけるその年金の額の算定の基礎となつた平均標準給与の年額、旧法の平均標準給与の仮定年額又は新法の平均標準給与の年額(平均標準給与の年額又は新法の平均標準給与の年額にあつては、これらの年額が、それぞれ、四十九年改正法第一条の規定による改正後の法第二十一条第一項及び第三項又は四十九年改正法第二条の規定による改正後の三十九年改正法附則第四条第五号の規定がその給付事由が生じた日に施行されていた

としたならばその年金の額の算定の基礎となるべき平均標準給与の年額又は新法の平均標準給与の年額より少ないときは、当該算定の基礎となるべき平均標準給与の年額又は新法の平均標準給与の年額に、一・一五三を乗じて得た額(その額が二百九十四万円を超えるときは、二百九十四万円とする。)をそれぞれ平均標準給与の年額、旧法の平均標準給与の仮定年額又は新法の平均標準給与の年額とみなして、四十九年改正法第一条の規定による改正前の法、附則第三項の規定による改正後の三十九年改正法附則又は四十九年改正法附則第三条の規定による改正前の四十九年改正法附則第三条の規定を適用して算定した額に改定する。

3 第一条の六第二項及び第三項の規定は、前二項の規定による年金額の改定の場合について準用する。この場合において、同条第二項中「組合員又は任意継続組合員であつた期間」とあるのは、「三十九年改正法附則第四条第一号の旧法組合員期間」と読み替へるものとす。

4 第一条第二項の規定は、前三項の規定による年金額の改定の場合について準用する。第三条第一項ただし書中「期間をいう」の下に「以下同じ」を加へる。

第三条の三第一項ただし書中「第三条ただし書の」を削り、同条の次に次の一条を加へる。
(昭和四十九年九月以前の資格喪失等に係る退職年金等の最低保障に係る改定)

第三条の四 昭和四十九年九月三十日以前に第一条第一項の資格の喪失をし、若しくは第二条第一項の資格喪失事由に該当した組合員若しくは任意継続組合員又は同日以前に旧法第三十九条第一項若しくは新法第三十九条第一項第二号の障害給付の請求をした任意継続組合員に於いての当該資格の喪失、資格喪失事由又は障害給付の請求に係る次の各号に掲げ

る年金(以下「昭和四十九年九月以前の年金」と総称する。)については、その額(第一条の六、第二条の九又は第二条の十の規定の適用を受ける年金にあつては、これらの規定による改定後の年金額)が当該各号に掲げる額に満たないときは、同年十月分以後、その額を当該各号に掲げる額に改定する。この場合において、第一条の六第二項後段の規定を準用する。

一 退職年金 次のイ又はロに掲げる年金の区分に応じそれぞれイ又はロに掲げる額
イ 六十五歳以上の者に係る年金 三十二万六千六百円
ロ 六十五歳未満の者に係る年金 二十四万二千二百円

二 障害年金 次のイからハまでに掲げる年金の区分に応じそれぞれイからハまでに掲げる額
イ 六十五歳以上の者に組合員期間が二十年以上であるものに係る年金 三十二万六千六百円
ロ 六十五歳以上の者に組合員期間が九年以上であるものに係る年金(イに掲げる年金を除く)及び六十五歳未満の者に組合員期間が二十年以上であるものに係る年金 二十四万二千二百円
ハ イ及びロに掲げる年金以外の年金 十六万八千八百円

三 遺族年金 次のイからハまでに掲げる年金の区分に応じそれぞれイからハまでに掲げる額
イ 六十五歳以上の者及び六十五歳未満の妻、子又は孫に係る年金でその年金の額の計算の基礎となつた組合員期間が二十年以上であるもの 十六万八千八百円
ロ 六十五歳以上の者及び六十五歳未満の妻、子又は孫に係る年金でその年金の額の計算の基礎となつた組合員期間が九年

以上であるもの(イに掲げる年金を除く)並びに六十五歳未満の妻、子及び孫を除く)に係る年金でその年金の額の計算の基礎となつた組合員期間が二十年以上であるもの 十二万六千六百円
ハ イ及びロに掲げる年金以外の年金 八万四千四百円

2 昭和四十九年九月以前の年金を受ける権利を有する者が六十五歳に達したとき(遺族年金を受ける権利を有する妻、子又は孫が六十五歳に達したときを除く)は、その達した日の属する月の翌月分以後、その額を前項の規定に準じて算定した額に改定する。
第四条の次に次の一条を加へる。
(昭和四十九年度における通算退職年金の額の改定)

第四条の二 前条第一項の規定の適用を受ける通算退職年金については、昭和四十九年十一月分以後、その額を、同項及び同条第二項の規定の例により算定した額に改定する。この場合において、同条第二項第二号中「みなして」とあるのは「みなして、四十九年改正法第一条の規定による改正後の法第二十一条第一項及び第三項の規定がそのみなされた退職年金に係る第一条第一項の資格の喪失の日に行なわれていたとしたならば当該退職年金の額の算定の基礎となるべき平均標準給与の月額(その月額が、三十九年改正法附則第四条第六号の規定が当該資格の喪失の日に行なわれていたとしたならば当該退職年金の額の算定の基礎となるべき平均標準給与の月額より少ないときは、当該算定の基礎となるべき平均標準給与の月額)を求め、その月額を基礎として」と、「第一条の五第一項」とあるのは「第一条の六第一項」と、同条第二項中「割合」とあるのは「割合(その割合が百分の八十より少ないときは、百分の八十)」と読み替へるものとす。

2 前条第三項の規定の適用を受ける通算退職

年金については、昭和四十九年十一月分以後、その額を、同項及び同条第四項の規定に準じて算定した額に改定する。この場合において、同条第三項第二号中「第二条の七第一項又は第二条の八第一項若しくは第二項」とあるのは「第二条の九第一項又は第二条の十第一項」と、同条第四項中「この場合において」とあるのは「この場合において、同項中「割合」とあるのは「割合（その割合が百分の八十より少ないときは、百分の八十）」と読み替えるものとする。

8 昭和四十七年四月一日以後昭和四十八年三月三十一日以前に第二条第一項の資格喪失事由に該当した組合員又は任意継続組合員についての当該資格喪失事由に係る新法の規定による通算退職年金については、昭和四十九年十一月分以後、その額を、前条第三項及び第四項の規定に準じて算定した額に改定する。この場合において、同条第三項第二号中「第二条の七第一項又は第二条の八第一項若しくは第二項」とあるのは「第二条の十第二項」と、同条第四項中「この場合において」とあるのは「この場合において、同項中「割合」とあるのは「割合（その割合が百分の八十より少ないときは、百分の八十）」と読み替えるものとする。

4 前条第五項の規定は、旧法第三十七条の二第六項又は四十九年改正法第一条の規定による改正前の法第三十七条の三第五項の規定の適用を受けた通算退職年金について準用する。

5 第一条第二項の規定は、前各項の規定による年金額の改定の場合について準用する。
第五号中「第二条の八」を「第二条の十」に、「前条」を「前二条」に改める。
附則に次の二項を加える。

14 昭和四十九年十月一日以後に第二条第一項の資格喪失事由に該当した組合員若しくは任意継続組合員又は同日以後に新法第三十九条第一項第二号の障害給付の請求をした任意継続組合員についての当該資格喪失事由又は障害給付の請求に係る次の各号に掲げる年金（次項において「昭和四十九年十月以後の年金」と総称する。）については、その額が当該各号に掲げる額に満たないときは、当分の間、その額を当該各号に掲げる額とする。この場合においては、第一条の六第二項後段の規定を準用する。

一 退職年金 次のイ又はロに掲げる年金の区分に応じそれぞれイ又はロに掲げる額
イ 六十五歳以上の者に係る年金 三十二万六千六百円
ロ 六十五歳未満の者に係る年金 二十四万二千二百円

二 障害年金 次のイからハまでに掲げる年金の区分に応じそれぞれイからハまでに掲げる額
イ 六十五歳以上の者に組合員期間が二十年以上であるものに係る年金 三十二万六千六百円
ロ 六十五歳以上の者に組合員期間が九年以上であるものに係る年金（イに掲げる年金を除く。）及び六十五歳未満の者に組合員期間が二十年以上であるものに係る年金 二十四万四千二百円

ハ イ及びロに掲げる年金以外の年金 十六万八千八百円

三 遺族年金 次のイからハまでに掲げる年金の区分に応じそれぞれイからハまでに掲げる額
イ 六十五歳以上の者及び六十五歳未満の妻、子又は孫に係る年金でその年金の額の計算の基礎となつた組合員期間が二十年以上であるもの 十六万八千八百円
ロ 六十五歳以上の者及び六十五歳未満の妻、子又は孫に係る年金でその年金の額の

計算の基礎となつた組合員期間が九年以上であるもの（イに掲げる年金を除く。）及び六十五歳未満の者に組合員期間が二十年以上であるものに係る年金 二十四万四千二百円

ハ イ及びロに掲げる年金以外の年金 十六万八千八百円

三 遺族年金 次のイからハまでに掲げる年金の区分に応じそれぞれイからハまでに掲げる額
イ 六十五歳以上の者及び六十五歳未満の妻、子又は孫に係る年金でその年金の額の計算の基礎となつた組合員期間が二十年以上であるもの 十六万八千八百円
ロ 六十五歳以上の者及び六十五歳未満の妻、子又は孫に係る年金でその年金の額の

計算の基礎となつた組合員期間が九年以上であるもの（イに掲げる年金を除く。）及び六十五歳未満の者に組合員期間が二十年以上であるものに係る年金 二十四万四千二百円

ハ イ及びロに掲げる年金以外の年金 十六万八千八百円

三 遺族年金 次のイからハまでに掲げる年金の区分に応じそれぞれイからハまでに掲げる額
イ 六十五歳以上の者及び六十五歳未満の妻、子又は孫に係る年金でその年金の額の計算の基礎となつた組合員期間が二十年以上であるもの 十六万八千八百円
ロ 六十五歳以上の者及び六十五歳未満の妻、子又は孫に係る年金でその年金の額の

15 昭和四十九年十月以後の年金を受ける権利を有する者が六十五歳に達した場合（遺族年金を受ける権利を有する妻、子又は孫が六十五歳に達した場合を除く。）において、その額が前項各号に掲げる額に満たないときは、その達した日の属する月の翌月分以後、その額を同項各号に掲げる額に改定する。この場合においては、第一条の六第二項後段の規定を準用する。

別表第五の次に次の一表を加える。

別表第六

期 間	区 分	率
昭和三十四年一月一日から昭和三十五年三月三十一日まで		一・二三八
昭和三十五年四月一日から昭和三十六年三月三十一日まで		一・二〇六
昭和三十六年四月一日から昭和三十七年三月三十一日まで		一・二〇二
昭和三十七年四月一日から昭和三十八年三月三十一日まで		一・一九七
昭和三十八年四月一日から昭和三十九年三月三十一日まで		一・一九七
昭和三十九年四月一日から昭和四十年三月三十一日まで		一・一八六
昭和四十年四月一日から昭和四十一年三月三十一日まで		一・一八八
昭和四十一年四月一日から昭和四十二年三月三十一日まで		一・一八三
昭和四十二年四月一日から昭和四十三年三月三十一日まで		一・一七五
昭和四十三年四月一日から昭和四十四年三月三十一日まで		一・一七〇
昭和四十四年四月一日から昭和四十五年三月三十一日まで		一・一六三
昭和四十五年四月一日から昭和四十八年三月三十一日まで		一・一五三

附 則

（施行期日）
第一条 この法律は、昭和四十九年十月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に掲げる日から施行する。

一 第一条中農林漁業団体職員共済組合法第四

十三条第二項及び第三項の改正規定、同法第四十九条の二の改正規定並びに次条、附則第五号及び附則第九号の規定 公布の日
二 第一条中農林漁業団体職員共済組合法第三十七條の三第四項の改正規定、第二条中農林漁業団体職員共済組合法の一部を改正する法律

昭和四十九年五月九日 衆議院會議録第二十九号

農林漁業団体職員共済組合法等の一部を改正する法律案

一〇一八

(昭和三十九年法律第百十二号。以下「三十九年改正法」という。)附則第九条の改正規定及び附則第四條第三項の規定 昭和四十九年十一月一日

(標準給与に関する経過措置)

第二条 農林漁業団体職員共済組合がこの法律の施行の日(以下「施行日」という。)前に第一条の規定による改正前の農林漁業団体職員共済組合法(以下「改正前の法」という。)第二十条第三項の規定により標準給与を定める場合には、同条第一項の規定にかかわらず、第一条の規定による改正後の農林漁業団体職員共済組合法(以下「改正後の法」という。)第二十条第一項の規定の例による。

2 施行日前に改正前の法第二十条第五項又は第七項の規定により標準給与が定められ又は改定された組合員で前項の規定の適用を受けないものは、施行日に職員となつたものとみなし、改正後の法第二十条の規定を適用してその標準給与を改定する。

(退職年金等の額の算定の基礎となる平均標準給与の月額等に関する経過措置)

第三条 改正後の法第二十一条第一項及び第三項の規定並びに第二条の規定による改正後の三十九年改正法附則第四條第五号の規定は、昭和四十八年四月一日から施行日の前日までの間に給付事由が生じた年金である給付についても、同日の属する月以後の分として支給すべき給付の額の算定の基礎となる平均標準給与の月額及び新法の平均標準給与の月額について適用し、同日の属する月以前の分として支給すべき給付の額の算定の基礎となる平均標準給与の月額及び新法の平均標準給与の月額については、なお従前の例による。

2 前項に規定する年金である給付の施行日の属する月以後の分として支給すべき給付の額の算定の基礎となる平均標準給与の月額又は新法の平均標準給与の月額につき改正後の法第二十一

条第一項若しくは第三項の規定により算定した平均標準給与の月額又は第二条の規定による改正後の三十九年改正法附則第四條第五号の規定により算定した新法の平均標準給与の月額が改正前の法第二十一条第一項若しくは第三項の規定により算定した平均標準給与の月額又は第二条の規定による改正前の三十九年改正法附則第四條第五号の規定により算定した新法の平均標準給与の月額より少ないときは、前項の規定にかかわらず、その額を改正後の法第二十一条第一項若しくは第三項の規定により算定した平均標準給与の月額又は第二条の規定による改正後の三十九年改正法附則第四條第五号の規定により算定した新法の平均標準給与の月額とみなす。

3 施行日前に給付事由が生じた一時金である給付(施行日以後に給付事由が生じた返還一時金及び死亡一時金で、施行日前に退職した組合員又は任意資格喪失事由に該当した任意継続組合員に係るもの(次項において「施行日前退職に係る返還一時金等」という。)を含む。)の額の算定の基礎となる平均標準給与の月額又は新法の平均標準給与の月額については、なお従前の例による。

4 第二項の規定は、当分の間、施行日以後に給付事由が生じた給付(施行日前退職に係る返還一時金等を除く。)の額の算定の基礎となる平均標準給与の月額又は新法の平均標準給与の月額について適用する。

(退職年金等の額に関する経過措置)

第四条 改正後の法第三十六条第三項、第三十六条の二、第三十六条の三、第三十七条(第一項を除く。)、第三十七条の二第三項から第六項まで、第三十九条の二から第三十九条の四まで、第四十一条、第四十二条第四項から第八項まで、第四十四条第三項及び第四十六条から第四十六条の四まで、第二条の規定による改正後の三十九年改正法附則第六條(第二項を除く。)、第

七条(第二項及び第三項を除く。)、第十三条第三項及び第四項、第十四条第一項、第十五条(第三項を除く。)、並びに第十六條(第一項を除く。)

並びに第三条の規定による改正後の農林漁業団体職員共済組合法等の一部を改正する法律(昭和四十一年法律第八十二号。以下「四十一年改正法」という。)附則第三条の規定は、昭和四十八年四月一日から施行日の前日までの間に給付事由が生じた給付についても、昭和四十九年十月分以後適用する。

2 昭和四十八年三月三十一日以前に給付事由が生じた給付については、政令で、前項の規定に準ずる措置を講ずるものとする。

3 改正後の法第三十七条の三第四項の規定は、昭和四十八年四月一日以後昭和四十九年十月三十一日以前に給付事由が生じた給付についても、同年十一月分以後適用する。

(障害年金及び遺族年金と障害補償等との調整に関する経過措置)

第五条 改正後の法第四十三条第二項及び第四十九条の二の規定は、附則第一条第一号に掲げる日以後に給付事由が生じた給付について適用し、同日以前に給付事由が生じた給付については、なお従前の例による。

(旧法の平均標準給与の仮定年額に関する経過措置)

第六条 第二条の規定による改正後の三十九年改正法附則第四條第十号の規定は、施行日以後に給付事由が生じた給付について適用し、施行日前に給付事由が生じた給付については、なお従前の例による。

(再退職する更新組合員に係る従前の退職年金の額の算定に関する経過措置)

第七条 第二条の規定による改正後の三十九年改正法附則第七條第六項の規定は、施行日以後に給付事由が生じた給付に係る従前の退職年金の額の算定について適用し、施行日前に給付事由が生じた給付に係る従前の退職年金の額の算定

については、なお従前の例による。

(年金額の自動的改定措置)

第八条 厚生年金保険法等の一部を改正する法律(昭和四十八年法律第九十二号)附則第二十二條の規定により厚生年金保険法(昭和二十九年法律第百十五号)による年金たる保険給付の額を改定する措置が講じられる場合には、農林漁業団体職員共済組合法、三十九年改正法附則又は四十一年改正法附則第三条の規定に基づく年金の額については、当該措置が講じられる月分以後、当該措置を参酌して政令で定めるところにより改定する。

(政令への委任)

第九条 この附則に規定するもののほか、この法律の給付に関する規定の施行に關して必要な事項は、政令で定める。

理由

農林漁業団体職員共済組合による給付に關し、他の共済組合制度に準じて、給付の基礎となる平均標準給与の月額の算定方法の改善、退職年金等のうち低額なものの年金額の引上げ、遺族年金の扶養加算制度の創設及び標準給与の月額の上下限の引上げ並びに既裁定年金の額の改定を行う等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○議長(前尾繁三郎君) 委員長の報告を求めます。農林水産委員会理事坂村吉正君。

〔報告書は本号末尾に掲載〕

〔坂村吉正君登壇〕

○坂村吉正君 ただいま議題となりました農林漁業団体職員共済組合法等の一部を改正する法律案につきまして、農林水産委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。本案は、農林漁業団体職員共済組合による給付

に關し、他の共済組合制度に準じて、給付の基礎となる平均標準給与の月額の算定方法の改善、退職年金等のうち低額なものの年金額の引き上げ、遺族年金の扶養加算制度の創設及び標準給与の月額の上下限の引き上げ並びに既規定年金の額の改定等を内容とするものであります。

委員会におきましては、四月三日倉石農林大臣から提案理由の説明を聴取し、その後、参考人から意見を聴取する等、慎重に審査を重ね、五月八日質疑を終了、委員長提案により、農林中央金庫及び農業信用保険協会の本法の適用対象団体とするにとともに、これら団体の役員員について、従前の厚生年金加入期間で当該団体の職員であつた期間について、これを本共済組合の組合員期間とみなすこと等につき修正を加え、本案は全会一致をもって修正すべきものと議決した次第であります。

なお、本案に対し、附帯決議が付けられました。以上、御報告申し上げます。(拍手)

〔参照〕

農林漁業団体職員共済組合法等の一部を改正する法律案に対する修正案(委員会修正)
農林漁業団体職員共済組合法等の一部を改正する法律案の一部を次のように修正する。

第一条中第二十条の改正規定の前に次のように加える。

第一条第一項第三号の次に次の一号を加える。

三の二 農林中央金庫法(大正十二年法律第四十二号)

第一条第一項第七号の二中「第二章」を削る。

第一条中附則第六条の三の改正規定を次のように改める。

附則第六条の三中「第九条」を削り、同条の次に次の二条を加える。

(農林中央金庫等の職員に対する特例)

第六条の四 農林中央金庫又は農業信用保険協

昭和四十九年五月九日 衆議院會議録第二十九号

会(以下この条において「農林中央金庫等」という。)の職員のうち、昭和四十九年九月三十日以前に厚生年金保険の被保険者であつた者で同年十月一日に組合員となつたものの同年九月三十日以前における厚生年金保険の被保険者であつた期間(それぞれ農林中央金庫又は農業信用保険協会の職員であつた期間に限る。)(は、この法律(第二十一条を除く。)の適用については、組合員であつた期間とみなし、これとその他の者が組合員となつた後の組合員である期間とを合算する。この場合において、当該組合員であつた期間とみなされた期間は、同年十月一日以後は、厚生年金保険の被保険者でなかつたものとみなす。

2 前項の規定は、農林中央金庫等が、その職員で同項の規定に該当するものの二分の一以上の同意を得て、昭和四十九年十月三十一日までに組合に申出をした場合に限り、当該申出をした農林中央金庫等の職員について適用する。

3 前項の申出をした農林中央金庫等は、同項に規定するその職員のそれぞれについて、前二項の規定により組合員であつた期間とみなされた期間で昭和四十九年一月から昭和四十九年九月までに係るものの各月につき、政令で定めるところにより、その者が組合員であつたものとみなした場合において当該農林中央金庫等が納付すべきであつた掛金の額からその者についての厚生年金保険法の規定による保険料の額を控除した額にこれに対する利子に相当する額を加算して得た額の合計額に相当する金額を、納付金として、昭和五十年九月三十日までに組合に納付しなければならぬ。

4 前項に規定する納付金は、当該組合員及び当該農林中央金庫等が折半して負担する。

5 第三項に規定する納付金は、第五十四条第一項の掛金とみなして、第五十七条から第六

十一条まで及び第六章の規定を適用する。

第六条の五 前条第一項及び第二項の規定により組合員であつた期間とみなされた期間で昭和三十九年九月三十日以前の期間を含むものを有する組合員に係る給付の額の算定については、その者を農林漁業団体職員共済組合法の一部を改正する法律(昭和三十九年法律第百二十二号)附則第四条第三号に規定する更新組合員とみなして、同法附則第四条、第六

条、第十一條、第十三條、第十六條、第二十条及び第二十一条並びに農林漁業団体職員共済組合法等の一部を改正する法律(昭和四十七年法律第八十二号)附則第三条の規定を準用する。この場合において、これらの規定の準用について必要な技術的読替は、政令で定める。

附則第一条第一号中「及び附則第九条」を「附則第七条及び附則第十二条」に改める。

附則第九条を附則第十二条とし、同条の次に次の一条を加える。

(厚生保険特別会計法の一部改正)

第十三条 厚生保険特別会計法(昭和十九年法律第十号)の一部を次のように改正する。

第二十三条中「並ニ農林漁業団体職員共済組合法等の一部を改正する法律(昭和四十七年法律第六十九号)附則第四項」を「農林漁業団体職員共済組合法等の一部を改正する法律(昭和四十七年法律第六十九号以下本条ニ於テ四十七年改正法ト謂フ)附則第四項並ニ農林漁業団体職員共済組合法等の一部を改正する法律(昭和四十九年法律第 号)附則第六条」に、「同法附則第五項」を「四十七年改正法附則第五項」に改める。

附則第八條を附則第十一條とし、附則第六條及び附則第七條を三條ずつ繰り下げ、附則第五條の次に次の三條を加える。

(厚生保険特別会計からの交付金)

第六條 政府は、厚生保険特別会計の積立金のう

ち、改正後の法附則第六條の四第一項及び第二項の規定により組合員期間に合算されることとなつた農林中央金庫又は農業信用保険協会(以下「農林中央金庫等」という。)の職員である組合員の厚生年金保険の被保険者であつた期間に係る部分を、政令で定めるところにより、昭和四十九年十月一日から二年以内に厚生保険特別会計から農林漁業団体職員共済組合に交付するものとする。

(厚生年金保険の年金を受ける権利を有する者等の取扱い)

第七條 農林中央金庫等の職員のうち、厚生年金保険の年金たる保険給付を受ける権利を有する者又は昭和四十九年九月三十日までに厚生年金保険の年金たる保険給付を受ける権利を有することとなる者が、同年七月三十一日までに、社会保険庁長官に対し、当該年金たる保険給付を受けたい旨又は当該年金たる保険給付を受けたいこととする旨の申出をしなかつたときは、改正後の法附則第六條の四第一項及び第二項の規定の適用については、その者の当該年金たる保険給付の額の計算の基礎となつた厚生年金保険の被保険者であつた期間(それぞれ農林中央金庫又は農業信用保険協会の職員であつた期間に限る。)(は、同条第一項に規定する厚生年金保険の被保険者であつた期間から控除する。

2 農林中央金庫等の職員のうち、昭和四十九年九月三十日以前に厚生年金保険の被保険者であつた者で同年十月一日に組合員となつたものが前項に規定する申出をしたときは、その者の当該申出に係る厚生年金保険の年金たる保険給付を受ける権利は、同年九月三十日に消滅する。

(所得税法等の特例)

第八條 改正後の法附則第六條の四第四項の規定により組合員として負担した納付金は、所得税法(昭和四十年法律第三十三号)第七十四条第二項並びに地方税法(昭和二十五年法律第二百二

農林漁業団体職員共済組合法等の一部を改正する法律案

昭和四十九年五月九日 衆議院會議録第二十九号

国土利用計画法案外一案

十六号)第三十四条第一項第三号及び第三百十四条の二第一項第三号の社会保険料とみなして、これらの法律の規定を適用する。

○議長(前尾繁三郎君) 採決いたします。

本案の委員長の報告は修正であります。本案は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○議長(前尾繁三郎君) 御異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり決しました。

日程第四 国土利用計画法案(建設委員長提出)

日程第五 生産緑地法案(内閣提出)

○議長(前尾繁三郎君) 日程第四は、委員長提出の議案でありますから、委員会の審査を省略するに御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○議長(前尾繁三郎君) 御異議なしと認めます。

日程第四、国土利用計画法案、日程第五、生産緑地法案、右両案を一括して議題といたします。

国土利用計画法案
右の議案を提出する。

昭和四十九年五月八日

提出者

建設委員長 木村 武雄

国土利用計画法

目次

- 第一章 総則(第一条—第三条)
- 第二章 国土利用計画(第四条—第八條)
- 第三章 土地利用基本計画等(第九条—第十一條)
- 第四章 土地に関する権利の移転等の許可(第十二条—第二十二條)

第五章 土地に関する権利の移転等の届出(第二十三條—第二十七條)

第六章 遊休土地に関する措置(第二十八條—第三十五條)

第七章 国土利用計画審議会、国土利用計画地方審議会及び土地利用審査会(第三十六條—第三十九條)

第八章 雑則(第四十條—第四十五條)

第九章 罰則(第四十六條—第五十條)

附則

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、国土利用計画の策定に関し必要な事項について定めるとともに、土地利用基本計画の作成、土地取引の規制に関する措置その他土地利用を調整するための措置を講ずることにより、総合的かつ計画的な国土の利用を図ることを目的とする。

(基本理念)

第二条 国土の利用は、国土が現在及び将来における国民のための限られた資源であるとともに、生活及び生産を通ずる諸活動の共通の基盤であることにかんがみ、公共の福祉を優先させ、自然環境の保全を図りつつ、地域の自然的、社会的、経済的及び文化的条件に配慮して、健康で文化的な生活環境の確保と国土の均衡ある発展を図ることを基本理念として行うものとする。

(年次報告)

第三条 政府は、毎年、国会に、国土の利用の現況並びに国土の利用に関し講じられた施策及び講ずべき施策に関する報告書を提出しなければならない。

第二章 国土利用計画

(国土利用計画)

第四条 国土利用計画は、全国の区域について定める国土の利用に関する計画(以下「全国計画」という。)、都道府県の区域について定める国土

の利用に関する計画(以下「都道府県計画」という。及び市町村の区域について定める国土の利用に関する計画(以下「市町村計画」という。))とする。

(全国計画)

第五条 国は、政令で定めるところにより、国土の利用に関する基本的な事項について全国計画を定めるものとする。

2 内閣総理大臣は、全国計画の案を作成して、閣議の決定を求めなければならない。

3 内閣総理大臣は、全国計画の案を作成する場合には、国土利用計画審議会及び都道府県知事の意見を聴かなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定により都道府県知事の意見を聴くほか、都道府県知事の意向が全国計画の案に十分に反映されるよう必要な措置を講ずるものとする。

5 内閣総理大臣は、全国計画の案を作成するに当たっては、国土の利用の現況及び将来の見通しに関する調査を行うものとする。

6 内閣総理大臣は、第二項の規定による閣議の決定があつたときは、遅滞なく、全国計画の要旨を公表しなければならない。

7 第二項から前項までの規定は、全国計画の変更について準用する。

(全国計画と他の国の計画との関係)

第六条 全国計画以外の国の計画は、国土の利用に関しては、全国計画を基本とするものとする。

(都道府県計画)

第七条 都道府県は、政令で定めるところにより、当該都道府県の区域における国土の利用に関し必要な事項について都道府県計画を定めることができる。

2 都道府県計画は、全国計画を基本とするものとする。

3 都道府県は、都道府県計画を定める場合には、あらかじめ、国土利用計画地方審議会及び

市町村長の意見を聴くとともに、当該都道府県の議会の議決を経なければならない。

4 都道府県は、前項の規定により市町村長の意見を聴くほか、市町村長の意向が都道府県計画に十分に反映されるよう必要な措置を講ずるものとする。

5 都道府県は、都道府県計画を定めるときは、遅滞なく、これを内閣総理大臣に報告するとともに、その要旨を公表しなければならない。

6 内閣総理大臣は、前項の規定により都道府県計画について報告を受けたときは、これを関係行政機関の長に送付しなければならない。この場合において、関係行政機関の長は、内閣総理大臣に対し、当該都道府県計画について意見を申し出ることができる。

7 内閣総理大臣は、前項の規定による意見の申出があつたときは、関係行政機関の長に協議するとともに、国土利用計画審議会の意見を聴いて、都道府県に対し、必要な助言又は勧告をすることができる。

8 第三項から前項までの規定は、都道府県計画の変更について準用する。

(市町村計画)

第八条 市町村は、政令で定めるところにより、当該市町村の区域における国土の利用に関し必要な事項について市町村計画を定めることができる。

2 市町村計画は、都道府県計画が定められているときは都道府県計画を基本とするものとし、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二

条第五項の基本構想に即するものでなければならない。

3 市町村は、市町村計画を定める場合には、当該市町村の議会の議決を経なければならない。

4 市町村は、市町村計画を定める場合には、あらかじめ、公聴会の開催等住民の意向を十分に反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

- 5 市町村は、市町村計画を定めたときは、遅滞なく、これを都道府県知事に報告するとともに、その要旨を公表しなければならない。
- 6 都道府県知事は、前項の規定により市町村計画について報告を受けたときは、国土利用計画地方審議会の意見を聴いて、市町村に対し、必要な助言又は勧告をすることが出来る。
- 7 第三項から前項までの規定は、市町村計画の変更について準用する。
- 第三章 土地利用基本計画等
(土地利用基本計画)
- 第九條 都道府県知事は、当該都道府県の区域について、土地利用基本計画を定めるものとする。
- 2 土地利用基本計画は、政令で定めるところにより、次の地域を定めるものとする。
- 一 都市地域
二 農業地域
三 森林地域
四 自然公園地域
五 自然保全地域
- 3 土地利用基本計画は、前項各号に掲げる地域のほか、土地利用の調整等に関する事項について定めるものとする。
- 4 第二項第一号の都市地域は、一体の都市として総合的に開発し、整備し、及び保全する必要がある地域とする。
- 5 第二項第二号の農業地域は、農用地として利用すべき土地があり、総合的に農業の振興を図る必要がある地域とする。
- 6 第二項第三号の森林地域は、森林の土地として利用すべき土地があり、林業の振興又は森林の有する諸機能の維持増進を図る必要がある地域とする。
- 7 第二項第四号の自然公園地域は、優れた自然の風景地で、その保護及び利用の増進を図る必要があるものとする。
- 8 第二項第五号の自然保全地域は、良好な自然環境を形成している地域で、その自然環境の保全を図る必要があるものとする。
- 9 土地利用基本計画は、全国計画（都道府県計画）を基本とするものとする。
- 10 都道府県知事は、土地利用基本計画を定める場合には、あらかじめ、国土利用計画地方審議会及び市町村長の意見を聴くとともに、内閣総理大臣の承認を受けなければならない。
- 11 都道府県知事は、前項の規定により市町村長の意見を聴くほか、市町村長の意向が土地利用基本計画に十分に反映されるよう必要な措置を講ずるものとする。
- 12 内閣総理大臣は、第十項の承認をしようとするときは、関係行政機関の長に協議しなければならない。
- 13 都道府県知事は、土地利用基本計画を定めたときは、遅滞なく、その要旨を公表しなければならない。
- 14 第十項から前項までの規定は、土地利用基本計画の変更（政令で定める軽易な変更を除く。）について準用する。
- (土地利用の規制に関する措置等)
- 第十條 土地利用基本計画に即して適正かつ合理的な土地利用が図られるよう、関係行政機関の長、関係地方公共団体及び関係地方公共団体の長は、この法律に定めるものを除くほか、別に法律で定めるところにより、公害の防止、自然環境及び農林地の保全、歴史的風土の保存、治山、治水等に配慮しつつ、土地利用の規制に関する措置その他の措置を講ずるものとする。
- (土地取引の規制に関する措置)
- 第十一條 土地の投機的取引及び地価の高騰が国民生活に及ぼす弊害を除去し、かつ、適正かつ合理的な土地利用の確保を図るため、全国にわたる土地取引の規制に関する措置の強化が図られるべきものとし、その緊急性にかんがみ、次章及び第五章で定めるところにより、土地取引の規制に関する措置が講じられるものとする。
- 第四章 土地に関する権利の移転等の許可（規制区域の指定）
- 第十二條 都道府県知事は、当該都道府県の区域のうち、次に掲げる区域を、期間を定めて、規制区域として指定するものとする。
- 一 都市計画法（昭和四十二年法律第百号）第四條第二項に規定する都市計画区域にあつては、その全部又は一部の区域で土地の投機的取引が相当範囲にわたる集中して行われ、又は行われるおそれがあり、及び地価が急激に上昇し、又は上昇するおそれがあると認められるもの
- 二 都市計画法第四條第二項に規定する都市計画区域以外の区域にあつては、前号の事態が生ずると認められる場合において、その事態を緊急に除去しなければ適正かつ合理的な土地利用の確保が著しく困難となると認められる区域
- 2 規制区域の指定の期間は、次項の規定による公告があつた日から起算して五年以内で定めるものとする。
- 3 都道府県知事は、規制区域を指定する場合に、その旨並びにその区域及び期間を公告しなければならない。
- 4 規制区域の指定は、前項の規定による公告によつてその効力を生ずる。
- 5 都道府県知事は、第三項の規定による公告をしたときは、速やかに、指定された区域及び期間その他総理府令で定める事項を内閣総理大臣に報告し、かつ、関係市町村長に通知するとともに、当該事項を周知させるため必要な措置を講じなければならない。
- 6 都道府県知事は、第三項の規定による公告をしたときは、その公告の日から起算して二週間以内に、関係市町村長の意見を付して規制区域の指定が相当であることについて土地利用審査会の承認を求めなければならない。
- 7 土地利用審査会は、前項の規定により承認を求められたときは、二週間以内に、規制区域の指定が相当であるかどうかの決定をし、都道府県知事にその旨を通知しなければならない。
- 8 都道府県知事は、規制区域の指定について第六項の承認を受けられなかつたときは、その旨を公告するとともに、内閣総理大臣に報告しなければならない。
- 9 規制区域の指定は、前項の規定による公告があつたときは、その指定の時にさかのぼつて、その効力を失う。
- 10 都道府県知事は、規制区域を指定した場合に、当該区域を含む周辺の地域における地価の動向、土地取引の状況等を常時は把握するため、これらに関する調査を行わなければならない。
- 11 都道府県知事は、規制区域の指定期間が満了する場合において、前項の規定による調査の結果、指定の事由がなくなつていないと認めるときは、第一項の規定により規制区域の指定を行うものとする。
- 12 都道府県知事は、第十項の規定による調査の結果、規制区域についてその指定の事由がなくなつたと認めるときは、その旨を公告して、当該規制区域の指定を解除するものとする。
- 13 都道府県知事は、前項の規定による公告をしたようとするときは、あらかじめ、その旨を関係市町村長に通知し、当該関係市町村長の意見を付して規制区域の指定の解除が相当であることについて土地利用審査会の承認を受けなければならない。
- 14 第五項の規定は、第十二項の規定による公告について準用する。この場合において、第五項中「指定された区域及び期間その他総理府令で定める事項」と及び「当該事項」とあるのは、「その旨」と読み替へるものとする。
- 15 前三項の規定は、規制区域に係る区域の減少及びその公告について準用する。

昭和四十九年五月九日 衆議院會議録第二十九号

国土利用計画法案外一案

10111

(内閣総理大臣の指示等)

第十三条 内閣総理大臣は、土地の投機的取引及び地価の高騰が国民生活に及ぼす弊害を除去し、かつ、適正かつ合理的な土地利用の確保を図るため、国の立場から特に必要があると認めるときは、都道府県知事に対し、期限を定めて、規制区域の指定若しくは指定の解除又はその区域の減少を指示することができる。この場合においては、都道府県知事は、正当な理由がない限り、その指示に従わなければならない。

2 内閣総理大臣は、都道府県知事が所定の期限までに正当な理由がなく前項の規定により指示された措置を講じないときは、正当な理由がないことについて国土利用計画審議会の確認を受けて、自ら当該措置を講ずることができるものとする。

(土地に関する権利の移転等の許可)

第十四条 規制区域に所在する土地について、土地に関する所有権若しくは地上権その他の政令で定める使用及び収益を目的とする権利又はこれらの権利の取得を目的とする権利(以下「土地に関する権利」という。)の移転又は設定(対価を得て行なわれる移転又は設定に限る。以下同じ。)をする契約(予約を含む。以下「土地売買等の契約」という。)を締結しようとする場合には、当事者は、都道府県知事の許可を受けなければならない。その許可に係る事項のうち、土地に関する権利の移転若しくは設定の予定対価の額(予定対価が金銭以外のものであるときは、これを時価を基準として金銭に見積つた額。以下同じ。)の変更(その額を減額する場合を除く。)をして、又は土地に関する権利の移転若しくは設定後における土地の利用目的の変更をして、当該契約を締結しようとするときも、同様とする。

2 前項の規定は、民事調停法(昭和二十六年法律第二百二十二号)による調停に基づく場合その他政令で定める場合には、適用しない。

3 第一項の許可を受けなくて締結した土地売買等の契約は、その効力を生じない。

(許可申請の手続)

第十五条 前条第一項の許可を受けようとする者は、次の事項を記載した申請書を、総理府令で定めるところにより、申請に係る土地が所在する市町村の長を経由して、都道府県知事に提出しなければならない。

一 当事者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二 土地に関する権利の移転又は設定に係る土地の所在及び面積

三 移転又は設定に係る土地に関する権利の種類及び内容

四 土地に関する権利の移転又は設定の予定対価の額

五 土地に関する権利の移転又は設定後における土地の利用目的

六 前各号に掲げるもののほか、総理府令で定める事項

2 市町村長は、前項の規定により申請書を受領したときは、遅滞なく、その意見を付して、これを都道府県知事に送付しなければならない。

(許可基準)

第十六条 都道府県知事は、第十四条第一項の許可の申請が次の各号の一に該当すると認めるときは、許可してはならない。

一 申請に係る土地に関する権利の移転又は設定の予定対価の額が、近傍類地の取引価格等を考慮して政令で定めるところにより算定した第十二条第三項の規定による公告の時ににおける土地に関する権利の相当な価額(その申請に係る土地が同項の規定による公告の時に地価公示法(昭和四十四年法律第四十九号)第二条第一項に規定する都市計画区域に所在し、かつ、同法第六条の規定による公示価格を取引の指標とすべきものであつた場合)において、その申請に係る土地に関する権利が所有

権であるときは、政令で定めるところにより同条の規定による公示価格を標準として算定した第十二条第三項の規定による公告の時ににおける所有権の価額)に政令で定める方法により算定した当該申請の時までの物価の変動に應ずる修正率を乗じて得た額(同項の規定による公告の時以後当該申請の時までの間に、当該申請をした者で当該土地に関する権利を有しているもの(その者が第十四条第一項の許可を受けて当該土地に関する権利の移転又は設定を受けたものであるときは、第十二条第三項の規定による公告の時以後当該移転又は設定をした者を含む。)が当該申請に係る土地に関する権利について、宅地の造成等のための費用で政令で定めるものの負担をしたときは、都道府県知事が認定した当該費用の額を加えるものとする。)に照らし、適正を欠くこと。

二 申請に係る土地に関する権利の移転又は設定後における土地の利用目的が次のいずれにも該当しないものであること。

イ 土地収用法(昭和二十六年法律第二百二十九号)その他の法律により土地を収用し、又は使用することができ、事業を施行する者がその事業の用に供するためのものであるとき。

ロ 自己の居住の用に供するためのものであるとき。

ハ 規制区域が指定された際現にその区域内において事業を行つてゐる者がその事業の用に供するためのものであるとき、又はその者の事業と密接な関連を有する事業を行つ者がその事業の用に供するためのものであるとき。

ニ 規制区域内に居住する者の福祉又は利便のために必要な施設で申請に係る土地が所在する市町村の長が認定したものを設置しようとする者がその施設を設置するための

ものであるとき。

ホ 規制区域を含む地域の健全な発展を図るために必要であり、かつ、当該規制区域における土地利用上適切であると認められる事業を行つ者がその事業の用に供するためのものであるとき。

ヘ イからホまでに定めるもののほか、政令で定める場合に該当するものであるとき。

三 申請に係る土地に関する権利の移転又は設定後における土地の利用目的が土地利用基本計画その他の土地利用に関する計画に適合しないこと。

四 申請に係る土地に関する権利の移転又は設定後における土地の利用目的が、道路、水道その他の公共施設若しくは学校その他の公益的施設の整備の予定からみて、又は周辺の自然環境の保全上、明らかに不適当なものであること。

2 都道府県知事は、前項第二号ホ又はヘに該当するものについて許可する場合においては、あらかじめ、土地利用審査会の意見を聴かなければならない。

(許可又は不許可の処分)

第十七条 都道府県知事は、第十四条第一項の許可の申請があつたときは、その申請があつた日から起算して六週間以内に、許可又は不許可の処分をしなければならない。

2 前項の期間内に同項の処分がされなかつたときは、当該期間の満了の日の翌日において第十四条第一項の許可があつたものとみなす。

(国等が行う土地に関する権利の移転の特例)

第十八条 第十四条第一項に規定する場合において、その当事者の一方又は双方が国、地方公共団体その他政令で定める法人(以下「国等」という。)であるときは、当該国等の機関が都道府県知事と協議し、その協議が成立することをもつて、同項の許可があつたものとみなす。

(土地に関する権利の買取り請求)

第十九条 規制区域に所在する土地について土地に関する権利を有している者は、第十四条第一項の許可の申請をした場合において、不許可の処分を受けたときは、都道府県知事に対し、当該土地に関する権利を買い取るべきことを請求することができる。

2 都道府県知事は、前項の規定による請求があつたときは、当該土地に関する権利を、近傍類地の取引価格等を考慮して政令で定めるところにより算定した第十二条第三項の規定による公告の時に係る土地に関する権利の相当な価額（その請求に係る土地が同項の規定による公告の時に地価公示法第二条第一項に規定する都市計画区域に所在し、かつ、同法第六条の規定による公示価格を取引の指標とすべきものであつた場合において、その請求に係る土地に関する権利が所有権であるときは、政令で定めるところにより同条の規定による公示価格を標準として算定した第十二条第三項の規定による公告の時に係る所有権の価額）に第十六条第一項第一号の政令で定める方法により算定した当該請求の時までの物価の変動に応ずる修正率を乗じて得た額（第十二条第三項の規定による公告の時以後当該請求の時までの間に、当該請求をした者（その者が第十四条第一項の許可を受けて当該土地に関する権利の移転又は設定を受けたものであるときは、第十二条第三項の規定による公告の時に以後当該請求に係る土地に関する権利を含有者が当該請求に係る土地に関する権利について、宅地の造成等のための費用で政令で定めるものの負担をしたときは、都道府県知事が認定した当該費用の額を加えるものとする。）で買い取るものとする。

2 土地利用審査会は、前項の裁決を行う場合において、あらかじめ、審査請求人、処分庁その他の関係人又はこれらの者の代理人の出頭を求めて、公開による口頭審理を行わなければならない。

4 土地利用審査会の裁決に不服がある者は、内閣総理大臣に対して再審査請求をすることができる。

（審査請求と訴訟との関係）
第二十一条 第十四条第一項の規定に基づく処分の取消しの訴えは、当該処分についての審査請求に対する土地利用審査会の裁決を経た後でなければ、提起することができない。

（適正かつ合理的な土地利用の確保）
第二十二条 都道府県知事は、規制区域を指定したときは、速やかに、都市計画その他の土地利用に関する計画の決定又は土地利用に関する計画に係る事業の実施等の措置を講ずることにより、当該規制区域の指定の期間が経過し、又はその指定を解除した後のその区域の適正かつ合理的な土地利用が図られるよう努めなければならない。

第五章 土地に関する権利の移転等の届出
（土地に関する権利の移転等の届出）
第二十三条 土地売買等の契約を締結しようとする場合には、当事者は、第十五条第一項各号に掲げる事項を、総理府令で定めるところにより、当該土地が所在する市町村の長を経由して、都道府県知事に届け出なければならない。その届出に係る事項のうち、土地に関する権利の移転若しくは設定の予定対価の額の変更（その額を減額する場合を除く。）をして、又は土地に関する権利の移転若しくは設定後における土地の利用目的の変更をして、当該契約を締結しようとするときは、同様とする。

2 土地利用審査会は、前項の規定による審査請求

求を受理した場合においては、審査請求を受理した日から起算して二月以内に、裁決をしなければならない。

3 土地利用審査会は、前項の裁決を行う場合において、あらかじめ、審査請求人、処分庁その他の関係人又はこれらの者の代理人の出頭を求めて、公開による口頭審理を行わなければならない。

4 土地利用審査会の裁決に不服がある者は、内閣総理大臣に対して再審査請求をすることができる。

（審査請求と訴訟との関係）
第二十一条 第十四条第一項の規定に基づく処分の取消しの訴えは、当該処分についての審査請求に対する土地利用審査会の裁決を経た後でなければ、提起することができない。

（適正かつ合理的な土地利用の確保）
第二十二条 都道府県知事は、規制区域を指定したときは、速やかに、都市計画その他の土地利用に関する計画の決定又は土地利用に関する計画に係る事業の実施等の措置を講ずることにより、当該規制区域の指定の期間が経過し、又はその指定を解除した後のその区域の適正かつ合理的な土地利用が図られるよう努めなければならない。

第五章 土地に関する権利の移転等の届出
（土地に関する権利の移転等の届出）
第二十三条 土地売買等の契約を締結しようとする場合には、当事者は、第十五条第一項各号に掲げる事項を、総理府令で定めるところにより、当該土地が所在する市町村の長を経由して、都道府県知事に届け出なければならない。その届出に係る事項のうち、土地に関する権利の移転若しくは設定の予定対価の額の変更（その額を減額する場合を除く。）をして、又は土地に関する権利の移転若しくは設定後における土地の利用目的の変更をして、当該契約を締結しようとするときは、同様とする。

2 土地利用審査会は、前項の規定による審査請求

求を受理した場合においては、審査請求を受理した日から起算して二月以内に、裁決をしなければならない。

2 前項の規定は、次の各号の一に該当する場合に、適用しない。

一 次のイからハまでに規定する区域に於てそれぞれその面積が次のイからハまでに規定する面積未満の土地について土地売買等の契約を締結する場合（土地売買等の契約の当事者の一方又は双方が当該土地を含む一団の土地で次のイからハまでに規定する区域に於てそれぞれその面積が次のイからハまでに規定する面積以上のものについて土地に関する権利の移転又は設定をすることとなる場合を除く。）

イ 都市計画法第七条第一項の規定による市街化区域にあつては、二千平方メートル
ロ 都市計画法第四条第二項に規定する都市計画区域（イに規定する区域を除く。）にあつては、五千平方メートル
ハ イ及びロに規定する区域以外の区域にあつては、一万平方メートル

二 第十二条第一項の規定により指定された規制区域に所在する土地について土地売買等の契約を締結する場合

三 前二号に定めるもののほか、民事調停法による調停に基づく場合、当事者の一方又は双方が国又は地方公共団体である場合その他政令で定める場合

3 第一項の規定による届出をした者は、その届出をした日から起算して六週間を経過する日までの間、その届出に係る土地売買等の契約を締結してはならない。

4 第十五条第二項の規定は、第一項の規定による届出のあつた場合について準用する。

（勧告）
第二十四条 都道府県知事は、前条第一項の規定による届出があつた場合において、その届出に係る事項が次の各号の一に該当し当該土地を含む周辺の地域の適正かつ合理的な土地利用を図るために著しい支障があると認めるときは、土地

土地利用審査会の意見を聴いて、その届出をした者に対し、当該土地売買等の契約の締結を中止すべきことその他のその届出に係る事項について必要な措置を講ずべきことを勧告することができる。

一 届出に係る土地に関する権利の移転又は設定の予定対価の額が、近傍類地の取引価格等を考慮して政令で定めるところにより算定した土地に関する権利の相当な価額（その届出に係る土地が地価公示法第二条第一項に規定する都市計画区域に所在し、かつ、同法第六条の規定による公示価格を取引の指標とすべきものである場合において、その届出に係る土地に関する権利が所有権であるときは、政令で定めるところにより同条の規定による公示価格を標準として算定した所有権の価額）に照らし、著しく適正を欠くこと。

二 届出に係る土地に関する権利の移転又は設定後における土地の利用目的が土地利用基本計画その他の土地利用に関する計画に適合しないこと。

三 届出に係る土地に関する権利の移転又は設定後における土地の利用目的が、道路、水道その他の公共施設若しくは学校その他の公益的施設の整備の予定からみて、又は周辺の自然環境の保全上、明らかに不適当なものであること。

2 前項の規定による勧告は、前条第一項の規定による届出があつた日から起算して六週間以内になければならない。

（勧告に基づき講じた措置の報告）
第二十五条 都道府県知事は、前条第一項の規定による勧告をした場合において、必要があると認めるときは、その勧告を受けた者に対し、その勧告に基づいて講じた措置について報告をさせることができる。

（公表）
第二十六条 都道府県知事は、第二十四条第一項

昭和三十九年五月九日 衆議院会議録第二十九号
国土利用計画法案外一案
一〇三三

の規定による勧告をした場合において、その勧告を受けた者がその勧告に従わないときは、その旨及びその勧告の内容を公表することができ、

(土地に関する権利の処分についてあつせん等)

第二十七条 都道府県知事は、第二十四条第一項の規定による勧告に基づき当該土地売買等の契約の締結が中止された場合において、必要があるとき、当該土地に関する権利の処分についてあつせんその他の措置を講ずるよう努めなければならない。

第六章 遊休土地に関する措置

(遊休土地である旨の通知)

第二十八条 都道府県知事は、第十四条第一項の許可又は第二十三条第一項の規定による届出に係る土地を所有している者のその所有に係る土地が次の各号の要件に該当すると認めるときは、総理府令で定めるところにより、当該土地の所有者(当該土地の全部又は一部について地上権その他の政令で定める使用及び収益を目的とする権利が設定されているときは、当該権利を有している者及び当該土地の所有者)に当該土地が遊休土地である旨を通知するものとする。

一 その土地が第二十三条第二項第一号イからハまでに規定する区域に属しそれぞれ同号イからハまでに規定する面積以上の一団の土地であること。

二 その土地の所有者が当該土地を取得した後三年を経過したものであること。

三 その土地が住宅の用、事業の用に供する施設の用その他の用途に供されていないことその他の政令で定める要件に該当するものであること。

四 土地利用基本計画その他の土地利用に関する計画に照らしその土地を含む周辺の地域における計画的な土地利用の増進を図るため、当該土地の有効かつ適切な利用を特に促進する必要があること。

る必要があること。

2 市町村長は、当該市町村の区域内に所在する土地のうち前項の要件に該当するものがあるときは、都道府県知事に對し、同項の規定による通知をすべき旨を申し出ることができる。

(遊休土地に係る計画の届出)

第二十九条 前条第一項の規定による通知を受けた者は、その通知があつた日から起算して六週間以内に、総理府令で定めるところにより、その通知に係る遊休土地の利用又は処分に関する計画を、当該土地が所在する市町村の長を経由して、都道府県知事に届け出なければならない。

2 第十五条第二項の規定は、前項の規定による届出のあつた場合について準用する。

(助言)

第三十条 都道府県知事は、前条第一項の規定による届出をした者に對し、その届出に係る遊休土地の有効かつ適切な利用の促進に關し、必要な助言をすることができ、

(勧告等)

第三十一条 都道府県知事は、第二十九条第一項の規定による届出があつた場合において、その届出に係る計画に従つて当該遊休土地を利用し、又は処分することが当該土地の有効かつ適切な利用の促進を図る上で支障があると認めるときは、土地利用審査会の意見を聴いて、その届出をした者に對し、相当の期限を定めて、その届出に係る計画を変更すべきことその他の必要な措置を講ずべきことを勧告することができる。

2 第二十五条の規定は、前項の規定による勧告について準用する。

(遊休土地の買取りの協議)

第三十二条 都道府県知事は、前条第一項の規定による勧告をした場合において、その勧告を受けた者がその勧告に従わないときは、その勧告に係る遊休土地の買取りを希望する地方公共団体、土地開発公社その他政令で定める法人以下「地方公共団体等」という。のうちに買取りの

協議を行う者を定めて、その者が買取りの協議を行う旨をその勧告を受けた者に通知するものとする。

2 前項の規定により協議を行う者として定められた地方公共団体等は、同項の規定による通知があつた日から起算して六週間を経過する日までの間、その通知を受けた者と当該遊休土地の買取りの協議を行うことができる。この場合において、その通知を受けた者は、正当な理由がなければ、当該遊休土地の買取りの協議を行うことを拒んではならない。

(遊休土地の買取り価格)

第三十三条 地方公共団体等は、前条の規定により遊休土地を買取る場合には、近傍類似地の取引価格等を考慮して政令で定めるところにより算定した当該土地の相当な価額(その買取りの協議に係る遊休土地が地価公示法第二条第一項に規定する都市計画区域に所在し、かつ、同法第六条の規定による公示価格を取引の指標とすべきものであるときは、政令で定めるところにより同条の規定による公示価格を標準として算定した価額)を基準とし、当該土地の取得の対価の額及び当該土地の管理に要した費用の額を勘案して算定した価格をもつてその価格としなければならない。

(買取りに係る遊休土地の利用)

第三十四条 第三十二条の規定により遊休土地を買取つた地方公共団体等は、土地利用基本計画その他の土地利用に関する計画に従つて当該土地の有効かつ適切な利用を図らなければならない。

(土地利用に関する計画の決定等の措置)

第三十五条 都道府県知事は、第三十二条の規定による遊休土地の買取りの協議が成立しない場合において、住宅を建設し、又は公園、広場その他の公共施設若しくは学校その他の公益施設を整備することが特に必要であると認めるときは、速やかに、都市計画その他の土地利用に

関する計画の決定等の措置を講ずることにより、当該土地の有効かつ適切な利用を図られるようにしなければならない。

第七章 国土利用計画審議会、国土利用計画地方審議会及び土地利用審査会

(国土利用計画審議会)

第三十六条 総理府に、附屬機関として、国土利用計画審議会(以下「審議会」という。)を置く。

2 審議会は、この法律、国土調査法(昭和二十六年法律第八十号)及び国土調査促進特別措置法(昭和二十七年法律第四十三号)によりその権限に属せられた事項を調査審議するほか、内閣総理大臣の諮問に應じ、国土の利用に関する基本的な事項を調査審議する。

3 審議会は、前項に規定する事項に關し、内閣総理大臣に對し、及び内閣総理大臣を通じて関係行政機関の長に對し、意見を申し出ることができる。

4 関係行政機関の長は、国土の利用に關する基本的な事項でその所掌に係るものについて審議会の意見を聴くことができる。

(審議会の組織)

第三十七条 審議会は、国土の利用に關し学識経験を有する者のうちから内閣総理大臣が任命する委員二十五人以内をもつて組織する。

2 委員の任期は、三年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員の互選により審議会の会長として定められた者は、会務を總理する。

4 特別の事項を調査審議させるため、審議会に臨時委員を置くことができる。

5 臨時委員は、国土の利用に關し学識経験を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する。

6 委員及び臨時委員は、非常勤とする。

7 審議会は、全国計画の案に關し特別に調査審議する必要があると認めるときは、特別委員会を置くことができる。

8 審議会は、その所掌事務を処理するため必要

があるとき、関係行政機関の長、関係地方公共団体の長等に対し、資料の提出、意見の開陳、説明その他の必要な協力を求めることができる。

9 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

(国土利用計画地方審議会)

第三十八条 都道府県に、国土利用計画地方審議会を置く。

2 国土利用計画地方審議会は、この法律の規定によりその権限に属せられた事項を調査審議するほか、都道府県知事の諮問に応じ、当該都道府県の区域における国土の利用に関する基本的な事項及び土地利用に関し重要な事項を調査審議する。

3 国土利用計画地方審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、都道府県の条例で定める。

(土地利用審査会)

第三十九条 都道府県に、土地利用審査会を置く。

2 土地利用審査会は、この法律の規定によりその権限に属せられた事項を処理する。

3 土地利用審査会は、委員七人で組織する。

4 委員は、土地利用、地価その他の土地に関する事項について優れた経験と知識を有し、公共の福祉に関し公正な判断をすることができる者のうちから、都道府県知事が、都道府県の議会の同意を得て、任命する。

5 次の各号の一に該当する者は、委員となることができない。
一 禁治産者若しくは準禁治産者又は破産者で復権を得ない者
二 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終つてから又はその執行を受けることがなくなるまでの者

6 都道府県知事は、委員が前項各号の一に該当するに至つたときは、その委員を解任しなければならない。

7 都道府県知事は、委員が次の各号の一に該当するときは、都道府県の議会の同意を得て、その委員を解任することができる。
一 心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められるとき。
二 職務上の義務違反その他委員たるに適しない非行があると認められるとき。

8 委員は、自己又は三親等以内の親族の利害に関係のある事件については、議事に加わることができない。

9 土地利用審査会は、第十二条第六項、同条第十三項（同条第十五項において準用する場合を含む。）、第十六条第二項、第二十四条第一項又は第三十一条第一項の規定に係る所掌事務を処理するときは、関係市町村長の出席を求め、その意見を聴かなければならない。

10 第三項から前項までに定めるもののほか、土地利用審査会の組織及び運営に関し必要な事項は、都道府県の条例で定める。

第八章 雑則

(経費の補助)

第四十条 国は、予算の範囲内で、政令で定めるところにより、土地利用基本計画の作成に要する経費その他のこの法律の施行に要する経費の一部を補助する。

(立入検査等)

第四十一条 都道府県知事は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、第十四条第一項の許可の申請若しくは第二十三条第一項若しくは第二十九条第一項の規定による届出に係る土地又は当該許可の申請若しくは届出に係る当事者の営業所、事務所その他の場所に立ち入り、土地、帳簿、書類その他の物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。

2 前項の規定により立入検査又は質問をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査及び質問の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(土地調査員)

第四十二条 前条第一項の規定による立入検査及び質問に関する職務を行わせるため、都道府県に、土地調査員を置く。

2 土地調査員に関し必要な事項は、政令で定める。

(書類の閲覧等)

第四十三条 都道府県知事は、第十六条第一項第一号、第十九条第二項又は第二十四条第一項第一号に規定する土地に関する権利の相当な価額の算定に関し必要があると認めるときは、官公署に対し、必要な書類を閲覧させ、又はその内容を記録させることを求めることができる。

(大都市の特例)

第四十四条 第二十三条から第三十二条まで、第三十五条、第四十一条及び前条の規定により都道府県知事の権限に属するものとされている事務は、地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）において、当該指定都市の長が行う。この場合において、第二十三条から第三十二条まで、第三十五条、第三十九条及び前三条の規定中都道府県又は都道府県知事に関する規定は、指定都市又は指定都市の長に関する規定として指定都市又は指定都市の長に適用があるものとする。

(政令への委任)

第四十五条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のため必要な事項は、政令で定める。

第九章 罰則

第四十六条 第十四条第一項の規定に違反して、許可を受けずに土地売買等の契約を締結した者は、三年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第四十七条 次の各号の一に該当する者は、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。
一 第二十三条第一項の規定に違反して、届出をしないで土地売買等の契約を締結した者
二 第二十九条第一項の規定に違反して、届出をしなかつた者
三 第二十三条第一項又は第二十九条第一項の規定による届出について、虚偽の届出をした者

第四十八条 第二十三条第三項の規定に違反して、同項の期間内に土地売買等の契約を締結した者は、二十万円以下の罰金に処する。

第四十九条 次の各号の一に該当する者は、十萬元以下の罰金に処する。
一 第二十五条（第三十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者
二 第四十一条第一項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者

第五十条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第四十六条から前条までの違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の罰金刑を科する。

附 則

(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第三十八条、第三十九条及び第四十四条の規定は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(この法律の施行前の取得に係る遊休土地に関する措置)
第二条 都道府県知事は、この法律の施行の際現に土地を所有している者のその所有に係る土地

(国又は地方公共団体が所有する土地その他政令で定める土地を除く。)が、次の各号の要件に該当すると認めるときは、総理府令で定めるところにより、当該土地の所有者(当該土地の全部又は一部について地上権その他の政令で定める使用及び収益を目的とする権利が設定されているときは、当該権利を有している者及び当該土地の所有者)に当該土地が遊休土地である旨を通知するものとする。

一 その土地が次のイからハまでに規定する区域に属し、それぞれ次のイからハまでに規定する面積以上の一回の土地であること。

イ 都市計画法第七條第一項の規定による市街化区域にあつては、二平方メートル

ロ 都市計画法第四條第二項に規定する都市計画区域(イに規定する区域を除く。)にあつては、五平方メートル

ハ イ及びロに規定する区域以外の区域にあつては、一平方メートル

二 その土地の所有者が当該土地を昭和四十四年一月一日(沖縄県の区域内に所在する土地については、昭和四十七年五月十五日)以後取得したものであること。

三 その土地が住宅の用、事業の用に供する施設の用その他の用途に供されていないことその他の政令で定める要件に該当するものであること。

四 土地利用基本計画その他の土地利用に関する計画に照らしその土地を含む周辺の地域における計画的な土地利用の増進を図るため、当該土地の有効かつ適切な利用を特に促進する必要があること。

2 前項の規定による通知は、この法律の施行の日から起算して二年を経過する日までの間に限り行うことができる。

3 市町村長は、当該市町村の区域内に所在する土地のうち第一項の要件に該当するものがあるときは、都道府県知事に対し、同項の規定による通知をすべき旨を申し出ることができる。

4 第一項の規定による通知を受けた者は、その通知があつた日から起算して六週間以内に、総理府令で定めるところにより、その通知に係る遊休土地の利用又は処分に関する計画を、当該土地が所在する市町村の長を経由して、都道府県知事に届け出なければならない。

5 前項の規定による届出は、第二十九條第一項の規定による届出とみなして、同條第二項、第三十條、第三十一條、第四十一條第一項及び第四十九條の規定を適用する。

6 第一項及び第四項の規定により都道府県知事の権限に属するものとされている事務は、指定都市においては、当該指定都市の長が行う。この場合においては、第一項、第三項及び第四項

の規定中都道府県知事に関する規定は、指定都市の長に関する規定として指定都市の長に適用があるものとする。

第三十條 前條第四項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

2 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して同項の罰金刑を科する。

(総理府設置法の一部改正)
第四十條 総理府設置法(昭和二十四年法律第二百一十七號)の一部を次のように改正する。

第十五條第一項の表中
国土総合開発審議会
国土総合開発審議会(昭和二十五年法律第二百一十五號)の規定によりその権限に属せしめられた事項を行うこと。

国土調査法(昭和二十六年法律第八十號)、国土調査促進特別措置法(昭和三十三年法律第四十三號)及び国土利用計画法(昭和四十九年法律第百四十三號)の規定によりその権限に属せしめられた事項を行うこと。

第五條 環境庁設置法(昭和四十六年法律第八十八號)の一部を次のように改正する。

第四十條 国土総合開発審議会(昭和四十九年法律第百四十三號)の次に次の一号を加える。

第五(二) 国土利用計画法(昭和四十九年法律第百四十三號)に基づき内閣総理大臣の権限に属する事項(全国計画の案の作成に関するものに限る。)で、環境の保全に関する基本的な政策に係るものについて内閣総理大臣を補佐すること。

の規定中都道府県知事に関する規定は、指定都市の長に関する規定として指定都市の長に適用があるものとする。

第三十條 前條第四項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

2 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して同項の罰金刑を科する。

(総理府設置法の一部改正)
第四十條 総理府設置法(昭和二十四年法律第二百一十七號)の一部を次のように改正する。

第十五條第一項の表中
国土総合開発審議会
国土総合開発審議会(昭和二十五年法律第二百一十五號)の規定によりその権限に属せしめられた事項を行うこと。

国土調査法(昭和二十六年法律第八十號)、国土調査促進特別措置法(昭和三十三年法律第四十三號)及び国土利用計画法(昭和四十九年法律第百四十三號)の規定によりその権限に属せしめられた事項を行うこと。

第五條 環境庁設置法(昭和四十六年法律第八十八號)の一部を次のように改正する。

第四十條 国土総合開発審議会(昭和四十九年法律第百四十三號)の次に次の一号を加える。

第五(二) 国土利用計画法(昭和四十九年法律第百四十三號)に基づき内閣総理大臣の権限に属する事項(全国計画の案の作成に関するものに限る。)で、環境の保全に関する基本的な政策に係るものについて内閣総理大臣を補佐すること。

第五條第三項中「第五号」の下に、「第五号の二」を加える。

(国土総合開発審議会設置法の一部改正)
第六十條 国土総合開発審議会設置法(昭和四十九年法律第百四十三號)の一部を次のように改正する。

第四十條 国土総合開発審議会(昭和四十九年法律第百四十三號)の次に次の一号を加える。

第五(二) 国土利用計画法(昭和四十九年法律第百四十三號)に基づき内閣総理大臣の権限に属する事項(全国計画の案の作成に関するものに限る。)で、環境の保全に関する基本的な政策に係るものについて内閣総理大臣を補佐すること。

第五條第二項中「ケからコ」を「フからエ」に改め、同條第三項中「法律に係る事務及び」の下に「同号オに掲げる法律に係る事務(国土利用計画法に係るものに限る。)」並びに「を」を加え、同條第五項中「オからマ」を「オに掲げる法律に係る事務(計画局の所掌に属するものを除く。)」及び「クからケ」に改め、同條第七項中「エ及びテ」を「エ及びア」に改める。

第六十條第二項中「ヤ及びマ」を「マ及びケ」に改める。

(地方財政法の一部改正)
第七十條 地方財政法(昭和二十三年法律第九十號)の一部を次のように改正する。

第十條に次に一号を加える。

二十七 土地利用基本計画の作成に要する経費その他の国土利用計画法(昭和四十九年法律第百四十三號)の施行に要する経費

(国土総合開発審議会設置法の一部改正)
第八十條 国土総合開発審議会設置法(昭和二十五年法律第二百一十五號)の一部を次のように改正する。

第三十條中、「国土調査法(昭和二十六年法律第八十號)及び国土調査促進特別措置法(昭和三十三年法律第四十三號)」を削る。

第四十條第五項を削る。

(国土調査法の一部改正)
第九十條 国土調査法の一部を次のように改正する。

目次及び第三章の章名中「国土総合開発審議会及び都府県総合開発審議会」を「国土利用計画法審議会及び国土利用計画法地方審議会」に改める。

第十二條(見出しを含む)中「国土総合開発審議会」を「国土利用計画法審議会」に改める。

第十五條の見出し中「都府県総合開発審議会」を「国土利用計画法地方審議会」に改め、同條中「都府県知事」を「都道府県知事」に、「国土総合開発法(昭和二十五年法律第二百一十五號)第六十條」の六の規定により条例で設置された都府県総合

開発審議会を「国土利用計画地方審議会」に改める。

(国土調査促進特別措置法の一部改正)

第十条 国土調査促進特別措置法の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「国土総合開発審議会」を「国土利用計画審議会」に、「きいて」を「聴いて」に改める。

(地価公示法の一部改正)

第十一条 地価公示法の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「都市計画区域をいう」を「都市計画区域をいい、国土利用計画法(昭和四十九年法律第 号)第十二条第一項の規定により指定された規制区域を除く」に、「行なつて」を「行つて」に改める。

(公有地の拡大の推進に関する法律の一部改正)

第十二条 公有地の拡大の推進に関する法律(昭和四十七年法律第六十六号)の一部を次のように改正する。

第四条第二項中第七号を第九号とし、第六号の次に次の二号を加える。

七 国土利用計画法(昭和四十九年法律第 号)第十二条第一項の規定により指定された規制区域に含まれるものであると

八 国土利用計画法第二十三条第一項に規定する土地売買等の契約を締結する場合に同項の規定による届出を要するものであると

き。

第四条に次の一項を加える。

三 国土利用計画法第二十三条第一項の規定による届出は、第六号、第七号、第八号(土地を有償で譲り渡す場合を除く)、第九号及び第三十二条第三号(土地を有償で譲り渡した者を除く)の規定の適用については、第一項の規定による届出とみなす。

(租税特別措置法の一部を改正する法律の一部改正)

第十三条 租税特別措置法の一部を改正する法律(昭和四十九年法律第十九号)の一部を次のように改正する。

第三十四条の二第二項に三号を加える改正規定中「国土総合開発法(昭和四十九年法律第 号)第十三条第一項」を「国土利用計画法(昭和四十九年法律第 号)第十二条第一項」に、「特別規制区域」を「規制区域」に、「同法第二十条第二項」を「同法第十九条第二項」に改め、「又は同法第二十四条第一項の規定により特定総合開発地域として指定された区域内の土地が同法第二十九条第一項の協議に基づき地方公共団体、土地開発公社その他政令で定める法人に買い取られる場合」を削る。

第六十五条の四第一項に三号を加える改正規定中「国土総合開発法第十三条第一項」を「国土利用計画法第十二条第一項」に、「特別規制区域」を「規制区域」に、「同法第二十条第二項」を「同法第十九条第二項」に改め、「又は同法第二十四条第一項の規定により特定総合開発地域として指定された区域内の土地が同法第二十九条第一項の協議に基づき地方公共団体、土地開発公社その他政令で定める法人に買い取られる場合」を削る。

附則第一条第五号中「国土総合開発法(昭和四十九年法律第 号)」を「国土利用計画法(昭和四十九年法律第 号)」に改める。

理由

国土の総合的かつ計画的な利用を図るため、国土利用計画を策定するとともに、土地利用基本計画の作成、土地取引の規制に関する措置その他土地利用を調整するための措置を講ずる等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

本案施行に要する経費

本案施行に要する経費としては、約八億六千万円の見込みであつて、このうち、土地利用規制等に要する経費八億五千八百万円は、本年度一般会計予算に計上されている。その他、国土利用計画審議会の設置に要する経費は、約二百万円の見込みである。

生産緑地法案

右

昭和三十九年二月十五日

内閣総理大臣 田中 角榮

生産緑地法

(目的)

第一条 この法律は、第一種生産緑地地区に関する都市計画及び第二種生産緑地地区に関する都市計画に関し必要な事項を定めることにより、農林漁業との調整を図りつつ、良好な都市環境の形成に資することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 農地等 現に農業の用に供されている農地若しくは採草放牧地、現に林業の用に供されている森林又は現に漁業の用に供されている池沼(これらに隣接し、かつ、これらと一体となつて農林漁業の用に供されている農業用道路その他の土地を含む)をいう。

二 公共施設等 公園、緑地その他の政令で定める公共の用に供する施設及び学校、病院その他の公益性が高いと認められる施設で政令で定めるものをいう。

三 生産緑地 次条第一項の規定により定められた第一種生産緑地地区又は第四条第一項の規定により定められた第二種生産緑地地区の

区域内の土地又は森林をいう。

四 地方公共団体等 地方公共団体及び土地開発公社その他の政令で定める法人をいう。

(第一種生産緑地地区に関する都市計画)

第三条 市街化区域(都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第七條第一項の規定による市街化区域をいう。次条第一項において同じ。)のうち土地地区画整理法(昭和二十九年法律第百九号)による土地地区画整理事業の施行に係る土地の区域及び次条第一項に規定する開発行為が行われる、又は行われた土地の区域を除く区域内にある農地等で、次に掲げる条件に該当する一団のものに区域については、都市計画に第一種生産緑地地区を定めることができる。

一 公害又は災害の防止等良好な生活環境の確保に相当の効用があり、かつ、公共施設等の敷地の用に供する土地として適しているものであること。

二 おおむね一ヘクタール(森林若しくは果樹、茶その他の永年性植物が栽培されている農地又は都市公園法(昭和三十一年法律七十九号)第二条第一項に規定する都市公園に隣接している農地等(当該都市公園の面積と当該農地等の面積との合計がおおむね一ヘクタール以上のものに限る。)にあつては、おおむね〇・三ヘクタール)以上の規模の区域であること。

三 用排水その他の状況を勘案して農林漁業の継続が可能なる条件を備えていると認められるものであること。

2 第一種生産緑地地区に関する都市計画の案については、当該第一種生産緑地地区内の農地等について所有権、対抗要件を備えた地上権若しくは賃借権又は登記した永小作権、先取特権、質権若しくは抵当権を有する者及びこれらの権利に関する仮登記、これらの権利に関する差押えの登記又はその農地等に関する買戻しの特約の登記の登記名義人の同意を得なければなら

い。

3 第一種生産緑地地区に関する都市計画を定めるに当たつては、当該第一種生産緑地地区に係る農地等及びその周辺の地域における幹線道路、下水道等の主要な都市施設の整備に支障を及ぼさないようにし、かつ、当該都市計画区域内における土地利用の動向、人口及び産業の将来の見通し等を勘案して、合理的な土地利用に支障を及ぼさないようにしなければならない。

(第二種生産緑地地区に関する都市計画の変更の特例)

第五條 第二種生産緑地地区に関する都市計画に定められた当該都市計画が失効すべき日の変更は、都市計画法第二十一条第一項の規定にかかわらず、その日の前一年内に、一回に限り、することができ、この場合において、変更後の都市計画が失効すべき日は、変更前の都市計画が失効すべき日から起算して十年を経過した日としなければならない。

第四條 市街化区域内における土地区画整理法による土地区画整理事業の施行に係る区域内の土地のうち同法第九十九条第一項若しくは第二項の規定により使用若しくは収益が開始されている土地若しくは同法第三十三条第四項の規定による公告があつた土地に係る農地等又は開発行為(主として建築物の建築又は都市計画法第四條第九項に規定する第一種特定工作物の建設の用に供する目的で行う土地の区画形質の変更をいう。以下この項において同じ。)が行われた土地の区域内にある農地等で、次に掲げる条件に該当する一団のものの区域については、当該土地区画整理事業の施行に係る区域又は開発行為が行われた土地の区域の面積のおおむね三十パーセントを超えない範囲内において、都市計画に第二種生産緑地地区を定めることができる。

第六條 市町村は、第一種生産緑地地区又は第二種生産緑地地区(以下「生産緑地地区」と総称する。)に関する都市計画が定められたときは、その地区内に、これを表示する標識を設置しなければならない。

2 当該生産緑地の所有者又は占有者は、正当な理由がない限り、前項の標識の設置を拒み、又は妨げてはならない。

3 何人も、第一項の規定により設けられた標識を設置者の承諾を得ないで移転し、若しくは除却し、又は汚損し、若しくは損壊してはならない。

2 第二種生産緑地地区に関する都市計画においては、都市計画法第八條第二項に定める事項のほか、当該都市計画の告示の日から起算して十年を経過した日を当該都市計画が失効すべき日として定めるものとする。

4 市町村は、第一項の規定による行為により損失を受けた者がある場合においては、その損失を受けた者に対して、通常生ずべき損失を補償する。

5 前項の規定による損失の補償については、市町村長と損失を受けた者が協議しなければならぬ。

6 前項の規定による協議が成立しない場合においては、市町村長又は損失を受けた者は、政令

3 前条第二項の規定は、第二種生産緑地地区に関する都市計画の案について準用する。この場合において、「農地等」とあるのは、「農地等(土地区画整理法第九十八条第一項の規定により仮

で定めるところにより、収用委員会に土地収用法(昭和二十六年法律第二百十九号)第九十四条第二項の規定による裁決を申請することができる。

(生産緑地の管理)

第七條 生産緑地について使用又は収益をする権利を有する者は、当該生産緑地を農地等として管理しなければならない。

(生産緑地地区内における行為の制限)

第八條 生産緑地地区内においては、次に掲げる行為は、市町村長の許可を受けなければ、してはならない。ただし、公共施設等の設置若しくは管理に係る行為、当該生産緑地地区に関する都市計画が定められた際既に着手していた行為又は非常災害のため必要な応急措置として行う行為については、この限りでない。

一 建築物その他の工作物の新築、改築又は増築

二 宅地の造成、土石の採取その他の土地の形質の変更

三 水面の埋立て又は干拓

2 市町村長は、前項各号に掲げる行為のうち、次に掲げる施設で当該生産緑地において農林漁業を営むために必要となるものの設置又は管理に係る行為で生活環境の悪化をもたらすおそれがないと認めるものに限る、同項の許可をすることができ、

一 農産物、林産物又は水産物の生産又は集荷の用に供する施設

二 農林漁業の生産資材の貯蔵又は保管の用に供する施設

三 農産物、林産物又は水産物の処理又は貯蔵に必要な共同利用施設

3 市町村長は、第一項の許可の申請であつた場合において、当該生産緑地の保全のため必要があると認めるときは、許可に期限その他必要な条件を付けることができる。

4 生産緑地地区内において公共施設等の設置又は管理に係る行為で第一項各号に掲げるものを

しようとする者は、あらかじめ、市町村長にその旨を通知しなければならない。

5 生産緑地地区に関する都市計画が定められた際当該生産緑地地区内において既に第一項各号に掲げる行為に着手している者は、その都市計画が定められた日から起算して三十日以内に、市町村長にその旨を届け出なければならない。

6 生産緑地地区内において非常災害のため必要な応急措置として第一項各号に掲げる行為をした者は、その行為をした日から起算して十四日以内に、市町村長にその旨を届け出なければならない。

7 市町村長は、第四項の規定による通知又は第五項若しくは前項の規定による届出があつた場合において、当該生産緑地の保全のため必要があると認めるときは、通知又は届出をした者に対して、必要な助言又は勧告をすることができ、

8 国の機関又は地方公共団体が行う第二項各号に掲げる施設の設置又は管理に係る第一項各号に掲げる行為については、同項の許可を受けることを要しない。この場合において、当該国の機関又は地方公共団体は、その行為をしようとするときは、あらかじめ、市町村長に協議しなければならない。

9 通常の管理行為、軽易な行為その他の行為で政令で定めるものについては、第一項から第七項まで及び前項後段の規定は、適用しない。

(原状回復命令等)

第九條 市町村長は、前条第一項の規定に違反した者又は同条第三項の規定により許可に付けられた条件に違反した者がある場合においては、これらの者又はこれらの者から当該土地若しくは建築物その他の工作物についての権利を承継した者に対して、相当の期限を定めて、当該生産緑地の保全に対する障害を排除するため必要な限度において、その原状回復を命じ、又は原状回復が著しく困難である場合に、これに代わ

るべき必要な措置を採るべき旨を命ずることができ。

2 市町村長は、前項の規定により原状回復又はこれに代わるべき必要な措置（以下この条において「原状回復等」という。）を命じようとするときは、あらかじめ、当該原状回復等を命ずべき者について聴聞を行わなければならない。ただし、その者が正当な理由がなく聴聞に応じないときは、この限りでない。

3 第一項の規定により原状回復等を命じようとする場合において、過失がなく当該原状回復等を命ずべき者を通知することができないときは、市町村長は、その者の負担において、当該原状回復等を自ら行い、又はその命じた者若しくは委任した者にこれを行わせることができる。この場合においては、相当の期限を定めて、当該原状回復等を行わなければならないときは、市町村長又はその命じた者若しくは委任した者が当該原状回復等を行う旨をあらかじめ公告しなければならない。

4 前項の規定により原状回復等を行うとする者は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

（生産緑地の買取りの申出）

第十条 生産緑地（生産緑地のうち土地区画整理法第九十八条第一項の規定により仮換地として指定された土地にあつては、当該土地に対応する従前の土地。この項後段において同じ。）の所有者は、当該生産緑地に係る生産緑地地区に関する都市計画についての都市計画法第二十条第一項（同法第二十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定による告示の日から起算して十年、第二種生産緑地地区に係る場合にあつては五年を経過したとき、又は当該告示後に当該生産緑地に係る農林漁業の主たる従事者が死亡

し、若しくは農林漁業に従事することを不可能にさせる故障として建設省令で定めるものを有するに至つたときは、市町村長に対し、建設省令で定める様式の書面をもつて、当該生産緑地を適正価額（地価公示法（昭和四十四年法律第四十九号）第六条の規定による公示価格を規準として算定した価額をいう。以下同じ。）で買い取るべき旨を申し出ることができる。この場合において、当該生産緑地が他人の権利の目的となつているときは、第十二条第一項又は第二項の規定による買い取る旨の通知書の送付を条件として当該権利を消滅させる旨の当該権利を有する者の書面を添付しなければならない。

第十一条 市町村長は、前条の規定による申出があつたときは、次項の規定により買い取りの相手方が定められた場合を除き、特別の事情がない限り、当該生産緑地を適正価額で買い取るものとする。

2 市町村長は、前条の規定による申出があつたときは、当該生産緑地の買取りを希望する地方公共団体等のうちから当該生産緑地の買取りの相手方を定めることができる。この場合において、当該生産緑地の周辺の地域における公園、緑地その他の公共空地の整備の状況及び土地利用の状況を勘案して必要があると認めるときは、公園、緑地その他の公共空地の敷地の用に供することを目的として買取りを希望する者を他の者に優先して定めなければならない。

（生産緑地の買取りの通知等）

第十二条 市町村長は、前条第二項の規定により買取りの相手方が定められた場合を除き、第十条の規定による申出があつた日から起算して一月以内に、当該生産緑地を適正価額で買い取る旨又は買い取らない旨を書面で当該生産緑地の所有者に通知しなければならない。

2 前条第二項の規定により買取りの相手方として定められた者は、前項に規定する期間内に、

当該生産緑地を適正価額で買い取る旨を書面で当該生産緑地の所有者及び市町村長に通知しなければならない。

3 前二項の規定により買い取る旨の通知がされた場合における当該生産緑地の適正価額については、買い取る旨の通知をした者と生産緑地の所有者とが協議して定める。

4 第六条第六項の規定は、前項の場合について準用する。

（第一種生産緑地地区に係る生産緑地の取得のあつせん）

第十三条 市町村長は、第一種生産緑地地区に係る生産緑地について、前条第一項の規定により買い取らない旨の通知をしたときは、当該生産緑地において農林漁業に従事することを希望する者がこれを取得できるようにあつせんすることに努めなければならない。

第十四条 第十条の規定による申出があつた場合において、その申出の日から起算して、第一種生産緑地地区に係る生産緑地にあつては三月以内、第二種生産緑地地区に係る生産緑地にあつては一月以内に、当該生産緑地の所有権の移転（相続その他の一般承継による移転を除く。）が行われなかつたときは、当該生産緑地については、第七条から第九条までの規定は、適用しない。

第十五条 生産緑地の所有者は、第十条の規定による申出ができない場合であつても、疾病等により農林漁業に従事することが困難である等の特別の事情があるときは、市町村長に対し、建設省令で定めるところにより、当該生産緑地の買取りを申し出ることができる。

2 市町村長は、前項の規定による申出がやむを得ないものであると認めるときは、当該生産緑地を自ら買い取ること又は地方公共団体等若しくは当該生産緑地において農林漁業に従事する

ことを希望する者がこれを取得できるようにあつせんすることに努めなければならない。

（買い取つた生産緑地の管理）

第十六条 第十一条第一項若しくは前条第二項の規定により、又は第十二条第二項の規定により生産緑地を買い取つた市町村長又は地方公共団体等は、当該生産緑地をこの法律の目的に従つて適切に管理しなければならない。

（報告及び立入検査等）

第十七条 市町村長は、生産緑地の保全のため必要があると認めるときは、その必要限度において、第八条第一項の許可を受けた者又はその者から当該土地若しくは建築物その他の工作物についての権利を承継した者に対して、当該行為の実施状況その他必要な事項について報告を求めることができる。

2 市町村長は、第八条第一項若しくは第三項又は第九条第一項の規定による処分をするため必要があると認めるときは、その必要限度において、その職員に、生産緑地若しくは生産緑地地区内の建物に立ち入り、その状況を調査させ、又は第八条第一項各号に掲げる行為の実施状況を調査させ、若しくはこれらの行為が当該生産緑地の保全に及ぼす影響を調査させることができる。

3 前項に規定する職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

4 第二項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

（罰則）

第十八条 第九条第一項の規定による命令に違反した者は、一年以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。

第十九条 次の各号の一に該当する者は、六月以下の懲役又は十万円以下の罰金に処する。

一 第八条第一項の規定に違反した者
二 第八条第三項の規定により許可に付けられ

た条件に違反した者

第二十条 次の各号の一に該当する者は、三万円以下の罰金に処する。

一 第六条第三項の規定に違反した者

二 第十七条第一項の規定により報告を求められて、これに従わず、又は虚偽の報告をした者

三 第十七条第二項の規定による立入調査又は立入検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

第二十一条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に関して前三条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

附則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(都市計画法の一部改正)

2 都市計画法の一部を次のように改正する。

第八条第一項に次の一号を加える。

十三 生産緑地法(昭和四十九年法律第十三号)

第三号 第三号第一項の規定による第一種生産緑地地区又は同法第四条第一項の規定による第二種生産緑地地区

第八条に次の一号を加える。

3 第二種生産緑地地区について都市計画に定めるべき事項は、前項に定めるもののほか、別に法律で定める。

第十三条第三項中「第十二号」を「第十三号」に改める。

3 (公有地の拡大の推進に関する法律の一部改正) 公有地の拡大の推進に関する法律(昭和四十七年法律第六十六号)の一部を次のように改正する。

第四条第一項中第五号を第六号とし、第四号の次に次の一号を加える。

五 都市計画法第八条第一項第十三号に掲げる第一種生産緑地地区又は第二種生産緑地地区の区域内に所在する土地

(建設省設置法の一部改正)

4 建設省設置法(昭和二十三年法律百十三号)の一部を次のように改正する。

第三条第六号の六の次に次の一号を加える。

六の七 生産緑地法(昭和四十九年法律第十三号)の施行に関する事務を管理すること。

第四条第四項中「第六号の五まで」の下に、「第六号の七」を加える。

(地方税法の一部改正)

5 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の一部を次のように改正する。

附則第十一条第二項中「農業振興地域内」の下に「又は都市計画法第八条第一項第十三号に掲げる第一種生産緑地地区(生産緑地法(昭和四十九年法律第十三号)第三号第二項の規定により同意が得られた第一種生産緑地地区に関する都市計画の案に係る区域を含む)内」を加える。

附則第十九条の二第一項中「第四条第五項」を「第八条第一項第十三号に掲げる第一種生産緑地地区及び第二種生産緑地地区の区域内の農地並びに同法第四条第五項」に改める。

理由

市街化区域内において適正に管理されている農地等のうちには、良好な生活環境の確保に寄与し、かつ、公共施設等の予定地として機能するものがあることにかんがみ、良好な都市環境の形成に資するため、当該農地等につき第一種生産緑地地区又は第二種生産緑地地区に関する都市計画を定めることができることとし、当該都市計画に關し必要な事項を定める必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○議長(前尾繁三郎君) 委員長の趣旨弁明及び報告を求めます。建設委員長木村武雄君。

〔報告書は本号末尾に掲載〕

〔木村武雄君登壇〕

○木村武雄君 ただいま議題となりました国土利用計画法案につきましても、その趣旨を御説明申し上げますとともに、生産緑地法案につきましても、建設委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

まず、国土利用計画法案につきましても、その趣旨を御説明申し上げます。

御承知のとおり、人口、産業の大都市への集中に伴っての土地利用の混乱、地価の高騰、さらには、ここ数年間の全国にわたる土地の投機的取引の増大と大量買い占め、乱開発による自然環境の破壊等、土地問題は一そう深刻となり、いまや本問題の解決は、緊急かつ最大の課題となつております。

本案は、そのような事情にかんがみ、公共の福祉優先の立場に立つて、国土利用計画法等の策定、土地取引の規制、遊休土地に関する措置等を含む内容とする新法を制定せんとするもので、自由民主党、日本社会党、公明党及び民社党の四党の合意に基づき、五月八日成案を得、建設委員会提出の法律案とすることに決したものであります。

次に、本案のおもな内容を申し上げます。

第一は、国土利用計画法についてであります。国は、国土の利用に関する全国計画を定め、都道府県及び市町村は都道府県計画及び市町村計画を定めることができるものと、特に市町村計画の策定にあたっては、公聴会の開催等、住民の意向を十分に反映させるものとしております。

なお、政府は、国会に、国土の利用の現況等に関する年次報告書を提出するものとしております。第二は、土地利用基本計画等についてであります。

す。

都道府県知事は、都市地域等の区分及び土地利用の調整等に関する事項を内容とする土地利用基本計画を定めるものとし、国及び地方公共団体は、この基本計画に即して、適正かつ合理的な土地利用がはかられるように、所要の規制措置を講ずるものとしております。

第三は、土地取引の規制に関する措置についてであります。

全国にわたり土地取引の規制の強化がはかられるべきものであるとの観点に立つて、次の措置を講ずるものとしてあります。

まず、都道府県知事は、期間を定め、土地の投機的取引が行なわれ及び地価が急激に上昇する等の要件に該当する区域を、規制区域として指定するものとし、また、内閣総理大臣は、国の立場から特に必要があると認めるときは、規制区域指定の指示等の措置を講ずることができるようとしております。

次に、規制区域内での土地取引は、都道府県知事の許可制とし、取引価格が、基準となる価額に照らし適正を欠くこと、利用目的が自己の住宅用地、住民の利便施設用地等のためのものでないこと等の場合は、許可してはならないものとし、不許可の処分を受けた者に対しては、買い取り請求及び不服申し立てを認めるものとしております。

次に、規制区域外での一定規模以上の土地取引は届出制とし、都道府県知事は、取引価格等が不適当と認めるときは、取引の中止勧告等をし、勧告に従わないときは、公表することができるようとしております。

第四は、遊休土地に関する措置についてであります。

都道府県知事は、取得後三年を経過しても住宅または事業用に供されていない等の要件に該当するものの所有者に、遊休土地である旨を通知して、利用計画等を届け出させ、必要な助言及び計

画の変更等を勧告し、勧告に従わないときは、地方公共団体等とその買取りのための協議を行なわせるものとしておりますが、協議が成立しない場合において、住宅建設等のため必要があるときは、都市計画決定等の措置を講ずるものとしております。

なお、昭和四十四年一月一日以後この法律の施行前に取得した土地については、この法律の施行後三年間に限り、遊休土地である旨の通知をすることが出来るものとしております。

その他、国土利用計画審議会及び土地利用審査会等を設置し、土地調査員制度を設けるとともに、所要の罰則を定めること等としております。

以上が本案の趣旨であります。

何とぞ、すみやかに御可決あらんことをお願いいたします。

次に、生産緑地法案について申し上げます。

本案は、市街化区域内において、適正に管理されている農地等のうちには、良好な生活環境の確保に寄与し、かつ、公共施設等の予定地として機能するものがあることにかんがみ、

第一に、一定の要件に該当する農地等について、都市計画に、第一種生産緑地地区または第二種生産緑地地区を定めることができること。

第二に、生産緑地地区内においては、建築行為及び開発行為は、原則として禁止するものとし、生産緑地の所有者は、一定期間経過後、市町村長に對し、当該土地の買取りを申し出ることができること。

第三に、生産緑地地区内の農地については、宅地並み課税を適用除外すること。

等と内容とするものであります。

本案は、三月二十七日提案理由の説明を聴取し、自來、関係委員会との連合審査、参考人の意見聴取等、慎重審議してまいりましたが、五月八日質疑を終了、討論、採決の結果、本案は賛成多数をもって修正議決すべきものと決しました。

なお、本案に對し、四項目にわたる附帯決議が

付せられました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

〔参照〕

生産緑地法案に対する修正案(委員会修正)

生産緑地法案の一部を次のように修正する。

第三条第一項第二号及び第四条第一項第二号中「〇・三ヘクタール」を「〇・二ヘクタール」に改める。

第十条中「適正価額(地価公示法(昭和四十四年法律第四十九号)第六条の規定による公示価格を標準として算定した価額をいう。以下同じ。)」を「時価」に改める。

第十一条第一項及び第十二条第一項から第三項まで中「適正価額」を「時価」に改める。

〇議長(前尾繁三郎君) これより採決に入ります。まず、日程第四につき採決いたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

〇議長(前尾繁三郎君) 起立多数。よって、本案は可決いたしました。

次に、日程第五につき採決いたします。

本案の委員長の報告は修正であります。本案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

〇議長(前尾繁三郎君) 起立多数。よって、本案は委員長の報告のとおり決しました。

午後二時二十三分散会

出席閣僚大臣

外務大臣 大平 正芳君
農林大臣 倉石 忠雄君
通商産業大臣 中曾根康弘君
建設大臣 亀岡 高夫君
国務大臣 内田 常雄君

〇朗読を省略した議長の報告

一、去る七日、田中内閣総理大臣から前尾議長あて、一日付をもって総理府恩給局長事務代理菅野弘夫は総理府恩給局長に、皇室経済主管菅野本松彦は宮内庁書陵部長にそれぞれ任命されたので政府委員としての資格を失った旨の通知を受領した。

(政府委員承認)

一、去る七日、前尾議長は、田中内閣総理大臣申し出の、次の者を第七十二回国会政府委員に任命することを承認した。

総理府恩給局長 菅野 弘夫
皇室経済主管 石川 一郎

(政府委員任命)

一、去る七日、田中内閣総理大臣から前尾議長あて、七日議長において承認した菅野弘夫外一名を同日第七十二回国会政府委員に任命した旨の通知を受領した。

(常任委員辞任及び補欠選任)

一、去る七日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

内閣委員

辞任 受田 新吉君 補欠 折小野良一君
折小野良一君 受田 新吉君
社会労働委員 補欠 多賀谷貞稔君
辞任 森井 忠良君

予算委員

多賀谷貞稔君 森井 忠良君
辞任 多賀谷貞稔君 補欠 森井 忠良君
安里積千代君 受田 新吉君
森井 忠良君 多賀谷貞稔君
受田 新吉君 安里積千代君

内閣委員

一、昨八日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

地方行政委員

辞任 林 百郎君 補欠 田代 文久君
田代 文久君 林 百郎君

法務委員

辞任 江崎 真澄君 補欠 小宮山重四郎君
河本 敏夫君 奥田 敬和君
千葉 三郎君 箕輪 登君
奥田 敬和君 河本 敏夫君
小宮山重四郎君 江崎 真澄君
箕輪 登君 千葉 三郎君

農林水産委員

辞任 金子 岩三君 補欠 片岡 清一君
神田 大作君 宮田 早苗君
片岡 清一君 金子 岩三君
宮田 早苗君 神田 大作君

社会労働委員

辞任 森井 忠良君 補欠 多賀谷貞稔君
多賀谷貞稔君 森井 忠良君

昭和四十九年五月九日 衆議院會議録第二十九号 朗読を省略した議長の報告 議案に関する報告書

一〇三三

商工委員

辞任

天野 公義君
前田 治一郎君
加藤 六月君
前田 正男君

補欠

加藤 六月君
前田 正男君
天野 公義君
前田 治一郎君

運輸委員

辞任

國場 幸昌君
細田 吉藏君
綿貫 民輔君
江崎 真澄君
河本 敏夫君
千葉 三郎君

補欠

河本 敏夫君
千葉 三郎君
江崎 真澄君
綿貫 民輔君
國場 幸昌君
細田 吉藏君

通信委員

辞任

高橋 千壽君
村岡 兼造君
石田 博英君
大石 武一君

補欠

大石 武一君
石田 博英君
村岡 兼造君
高橋 千壽君

建設委員

辞任

小沢 一郎君
梶山 静六君
田村 良平君
中尾 宏君
浜田 幸一君
三原 朝雄君
中村 茂君
愛野 興一郎君
大石 千八君
片岡 清一君
瓦 力君
羽田 孜君
波辺 紘三君
阿部 昭吾君

補欠

渡辺 紘三君
瓦 力君
愛野 興一郎君
大石 千八君
羽田 孜君
片岡 清一君
阿部 昭吾君
田村 良平君
中尾 宏君
三原 朝雄君
梶山 静六君
浜田 幸一君
小沢 一郎君
中村 茂君

予算委員

辞任

阿部 昭吾君
安里 積千代君
中村 茂君
神田 大作君

補欠

中村 茂君
神田 大作君
阿部 昭吾君
安里 積千代君

決算委員

辞任

石田 博英君
大石 武一君
田代 文久君
阿部 喜元君
白濱 仁吉君
山原 健二郎君

補欠

白濱 仁吉君
阿部 喜元君
山原 健二郎君
大石 武一君
石田 博英君
田代 文久君

(特別委員辞任及び補欠選任)
一、去る七日、議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。
公害対策並びに環境保全特別委員

辞任

佐野 憲治君
岡本 富夫君
金丸 徳重君
高橋 繁君

補欠

金丸 徳重君
高橋 繁君
佐野 憲治君
岡本 富夫君

一、昨八日、議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。
公職選挙法改正に関する調査特別委員

辞任

永山 忠則君
板川 正吾君
柴田 健治君
板川 正吾君

補欠

石井 一君
板川 正吾君
柴田 健治君
板川 正吾君

交通安全対策特別委員

辞任

板川 正吾君
柴田 健治君
板川 正吾君

(議案提出)
一、昨八日、委員長から提出した議案は次のとおりである。
国土利用計画法案(建設委員長提出)

(条約送付)
一、去る七日、参議院に送付した条約は次のとおりである。

りである。

日本国と中華人民共和国との間の航空運送協定の締結について承認を求めるの件
(議案送付)
一、去る七日、参議院に送付した内閣提出案は次のとおりである。
公害紛争処理法の一部を改正する法律案
(質問書提出)
一、去る七日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。
国際漁場における不法漁業者に対する行政罰に関する質問主意書(米内山義一郎君提出)
青森県東通村における東北電力及び東京電力の原子力発電所建設用地に対する農地法第五条の規定による転用許可処分に関する質問主意書(米内山義一郎君提出)
むつ小川原開発における農地転用事前審査制度に係る脱法及び違法行為に関する質問主意書(米内山義一郎君提出)
一、昨八日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。
漆に関する質問主意書(小沢良孝君提出)

報告書

在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する

議案の要旨及び目的

一 議案の主な改正点は、次のとおりである。

1 外交関係の設けに伴い、既に政令により設置されている在ウィエトナム民主共和国日本大使館及び在ドイツ民主共和国日本大使館を法律に規定するとともに、ポート・モレスビーに総領事館を設置する。

2 在勤基本手当については、その基準額を法定することとし、同手当の支給額は、為替相場の変動等に対応して、基準額の百分の七十

五から百分の百二十五までの範囲内において、弾力的に政令で定めることとする。

8 住居手当については、その限度額の設定、変更を政令で定めることとする。

4 研修員手当の号別区分の範囲を拡大するとともに、同手当の額を改定する。

5 その他所要の規定の整備を行う。

なお、施行期日は、昭和四十九年四月一日としている。ただし、1のうちポート・モレスビー総領事館新設に関する規定は、政令で定める日から施行することとしている。

二 議案の修正議決理由

本案は、外交活動の円滑かつ効率的な遂行を期するため、必要な措置と認めるが、施行期日については、修正することを適当と認め、別紙のとおり修正議決すべきものと議決した次第である。

三 本案施行に要する経費

本案施行に要する経費としては、約六億四千万円が昭和四十九年度一般会計予算に計上されている。

右報告する。

昭和四十九年五月七日

内閣委員長 徳安 實藏

衆議院議長 前尾繁三郎殿

【別紙】

附則

公布の日

1 この法律は、昭和四十九年四月一日から施行する。ただし、別表第一の改正規定中在ポート・モレスビー日本国総領事館に関する部分は、政令で定める日から施行する。

2 この法律による改正後の在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律第十條第一項、第十二條第一項、第二十條の二第一項、別表第二及び別表第三の規定は、昭和四十九年四月一日から適用する。

12 在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律(昭和四十六年法

律第八号)の一部を次のように改正する。

別表第一を加える改正規定中「在ボン日本
国総領事館 一ドイツ 一ボン 二を
「在ボン日本国総領事館 一ドイツ連邦共
和国 一ボン 二に改める。

一 特定繊維工業構造改善臨時措置法の一部を
改正する法律案(内閣提出)に関する報告書
議案の要旨及び目的

本案は、最近の繊維工業の経済的諸条件の著
しい変化にかんがみ、現行法における特定繊維
工業(特定紡績業、特定織布業、メリヤス製造
業及び特定染色業)の構造改善を繊維工業全体
に拡大し、紡績、織布、染色整理、縫製等の事
業分野に属する事業者の連けいによる新商品又
は新技術の開発、設備の近代化及び生産・経営
の規模又は方式の適正化等を促進するための措
置を講ずることにより、繊維工業の構造改善を
推進しようとするもので、その主な内容は次の
とおりである。

1 題名の改正

現行法における特定繊維工業の構造改善を
繊維工業全体に拡大するため、法律の題名を
「繊維工業構造改善臨時措置法」に改める。

2 目的の改正

繊維工業の構造改善の対象業種が特定繊維
工業から繊維工業全体に拡大されたこと並び
に繊維工業の知識集約化を促進するため、本
法の目的を「繊維工業の経済的諸条件の著し
い変化に対処して、その健全な発展を図るた
め、繊維工業における新商品又は新技術の開
発、設備の近代化及び生産又は経営の規模又
は方式の適正化等を促進するための措置を講
ずることにより、その構造改善を推進し、も
つて国民経済の健全な発展に寄与すること。」
に改める。

3 定義の改正

(1) この法律において「繊維工業」とは、次に

掲げる繊維製品の製造(加工を含む。)の事
業をいうものとする。

① 綿糸、麻糸、毛糸、絹糸及び化学繊維
糸(羊毛トップその他の政令で定める半
製品を含む。)

② 織物、メリヤス生地、レース生地、不
織布及びフェルト

③ 縫製品、メリヤス製品、レース製品そ
の他の政令で定める繊維製品

(2) この法律において「繊維事業者」とは、繊
維工業に属する事業を営む者をいう。

4 繊維工業の構造改善についての改正
これまでの特定繊維工業の構造改善の内容
を全面的に改正し、①通商産業大臣が繊維事
業者に対する基本指針を定める。②紡績、織
布、染色整理、縫製等の事業者は、異業種連
けいによる構造改善事業計画を作成し、通商
産業大臣の承認を受けることができる。③承
認を受けた構造改善事業に対しては、資金の
確保、課税の特例等の措置を講ずる等次のと
おりとする。

(1) 基本指針の策定

① 通商産業大臣は、繊維工業審議会の意
見を聴いて、繊維工業の構造改善を図る
ための繊維事業者に対する基本的な指針
(以下「基本指針」という)を定めなけれ
ばならない。

② 基本指針に定める事項は次のとおりと
する。

イ 新商品又は新技術の開発に関する事
項

ロ 設備の近代化に関する事項

ハ 生産又は経営の規模又は方式の適正
化に関する事項

ニ 取引関係の改善に関する事項

ホ その他繊維工業の構造改善に関する
重要事項

③ 通商産業大臣は、基本指針を定めたとき
は、遅滞なく、その要旨を公表しなけ
ればならない。

(2) 構造改善事業計画の承認

① 次のイからチに掲げる者は、繊維工業
に属する事業(構成員の事業を含む。)に
関し、共同して、新商品又は新技術の開
発、設備の近代化、生産又は経営の規模
又は方式の適正化等の構造改善事業計画
を作成し、通商産業大臣の承認を受ける
ことができる。

イ 二つ以上の特定組合(特定組合とは、
繊維工業に属する事業又は繊維製品の
販売事業を主たる事業として行う事業
協同組合、事業協同小組合、これらの
連合会、商工組合(出資組合に限る。)

であつて、構成員の相当部分が繊維事
業者(繊維製品販売業者を含む。)であ
るものをいう。

ロ 特定組合と企業組合・協業組合
ハ 二つ以上の企業組合・協業組合

ニ 特定組合と繊維事業者
ホ 企業組合・協業組合と繊維事業者

ヘ 四つ以上の繊維事業者
ト 異なる種類の事業を併せて行う特定
組合又は企業組合・協業組合

チ 二つ又は三つの繊維事業者による合
併又は出資会社

② 構造改善事業計画には、次に掲げる事
項を記載しなければならない。

イ 構造改善事業の目標、内容及び実施
時期

ロ 構造改善事業を実施するのに必要な
資金の額及びその調達方法

ハ 特定組合が構造改善事業を実施する
場合において、必要な試験研究費に充
てるため組合員に対し負担金の賦課を
しようとするときは、その賦課の基準

資金の確保

政府は、承認計画に従つて構造改善事業
を実施するのに必要な資金の確保又はその
融通のあつせんに努めるものとする。

(4) 課税の特例

① 特定組合の構成員たる繊維事業者のう
ち、中小企業者であつて、承認計画に従
つて構造改善事業を実施するものは、租
税特別措置法で定めるところにより、そ
の有する固定資産について特別償却をす
ることができる。

③ 特定組合が承認計画で定める賦課の基
準に基づいて、その組合員に対し、試験
研究の実施に必要な機械装置(工具、器
具及び備品を含む。)を取得し、又は製作
するための費用に充てるための負担金を
賦課した場合において、組合員が当該負
担金を納付したときは、租税特別措置法
で定めるところにより、その負担金につ
いて特別償却をすることができ。

(5) 指導及び助言

通商産業大臣は、繊維工業の構造改善を
図るため必要があると認めるときは、繊維
事業者(繊維製品販売業者を含む。)又は
特定組合に対し、基本指針に定める事項に
ついて指導及び助言を行うものとする。

(6) 小規模繊維事業者への配慮

政府は、繊維工業の構造改善を図るため
必要な資金の確保又はその融通のあつせ
ん、技術指導その他の施策を講ずるに当た
つては、小規模の繊維事業者に対し特別の
配慮をするものとする。

(7) 転換の指導等

通商産業大臣は、輸入の増大、需要の減
退等による繊維製品の需給構造の変動その
他の経済的事項の変化により事業活動に支
障を生じている繊維事業者から繊維工業以
外の事業分野への事業の転換を行おうとす
る旨の申出があつたときは、当該繊維事業

者に対しその事業の転換を円滑に行うことができるようにするため必要な指導を行うものとする。

また、政府は、必要があると認めるときは、事業の転換のために必要な資金の確保又はその融通のあつせんに努めるとともに、当該転換に係る事業の従事者の就職を容易にするため必要な援助に努めるものとする。

5 繊維工業構造改善事業協会(以下「協会」という。)についての改正

この法律の目的が改正されたことに伴い、協会の目的、業務、信用基金、振興基金等について次の改正を行う。

(1) 目的の改正

協会の目的を、「繊維工業における新商品又は新技術の開発、設備の近代化及び生産又は経営の規模又は方式の適正化の促進その他の繊維工業の構造改善に関する業務を行うこと」に改める。

(2) 業務の範囲

① 債務の保証の業務の内容を「繊維工業に属する事業に係る構造改善事業に必要な資金の借入れに係る債務の保証」に改める。

② 設備の近代化に伴う設備の処理の事業に必要な資金にあてるための助成金の交付、機械の買取り及び廃棄並びに特定繊維工業に関する計画の実施に関する調査の業務を削除する。

③ 「繊維事業者に対する技術指導に関する事業であつて特定組合が行うものに必要資金に充てるための助成金の交付及び繊維事業者に対する技術指導」の業務を加える。

④ 「内外における繊維製品の生産、流通及び消費に関する情報の収集、処理及び提供」の業務を加える。

(3) 信用基金

信用基金を繊維工業に属する事業の構造改善事業に必要な資金の借入れに係る債務の保証の業務に関する基金とし、政府から出資された金額と繊維事業者(繊維製品販売事業者を含む。)又はその組織する団体から出えんされた金額をもつてこれに充てるものとする。

(4) 振興基金

振興基金の業務を新商品又は新技術の開発等の事業に必要な資金に充てるための助成金の交付の業務のほか、内外における繊維製品の生産、流通及び消費に関する情報の収集、処理及び提供等の業務を加え、政府から出資された金額と繊維事業者(繊維製品販売事業者を含む。)又はその組織する団体から出えんされた金額をもつてこれにあてるものとする。

6 法律の廃止期限の延長等

(1) この法律の廃止期限を昭和五十四年六月三十日まで五年間延長するものとする。

(2) この法律が廃止された場合において政府は、協会の業務として新たに加わつた内外における繊維製品の生産、流通及び消費に関する情報の収集、処理及び提供の業務が昭和五十七年六月三十日まで行われるよう必要な措置を講ずるものとする。

7 施行期日

この法律は、公布の日から起算して二月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

8 経過規定

協会は改正前の特定繊維工業構造改善臨時措置法(以下「旧法」という。)により信用基金に充てるべきものとして政府から出資された金額又は同基金に充てるべきものとして特定紡績事業者、特定織布業商工組合、メリヤス製造業商工組合連合会若しくは特定染色業団

体から出えんされた金額は改正後の繊維工業構造改善臨時措置法(以下「新法」という。)における信用基金に充てるべきものとしてそれぞれ政府から出資され、又はこれらの者から出えんされたものとみなす。

また、協会は信用基金を旧法に規定する資金の借入れに係る保証債務の弁済に充てることのできる。

9 地方税法の一部改正

(1) 特定組合が、新法による承認を受けた構造改善事業計画に従つて実施する構造改善事業の用に供する土地又はその取得に対しては、特別土地保有税を非課税とする。

なお、土地に対して課する特別土地保有税に関する部分は、昭和五十年分分から適用し、土地の取得に対して課する特別土地保有税に関する部分は、この法律の施行の日以後の土地の取得について適用する。

(2) 特定組合が昭和五十四年六月三十日までの間において新たに取得し、かつ、新商品又は新技術の開発に関する事業として行う試験研究の用に直接供する機械及び設備に対して課する固定資産税の課税標準は、新たに課されることになつた年度から三年度分の固定資産税に限り、課税標準価格の二分の一の額とする。

なお、この規定は、この法律の施行の日以後において新設された機械設備等について、昭和五十年分分の固定資産税から適用する。

10 その他所要の規定の整備を行う。

二 議案の可決理由

本案は最近における繊維工業の経済的諸条件の変化にかんがみ、繊維工業の構造改善事業を推進するための措置として有効適切なものと認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

なお、本案に対し、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

三 本案施行に要する経費

昭和四十九年度一般会計予算に、繊維工業構造改善対策に必要な経費として一億六千二百九十三万三千円、繊維工業構造改善事業協会出資に必要な経費として五億円が計上されている。右報告する。

昭和四十九年五月八日

商工委員長 濱野 清吾

衆議院議長 前尾繁三郎殿

〔別紙〕

特定繊維工業構造改善臨時措置法の一部を改正する法律案に対する附帯決議

我が国繊維工業は、国内需要の伸び悩みと輸入の急増等により、企業倒産の増加、操業低下等きわめて深刻な事態に立ち至つてゐる。

よつて政府は、かかる事態を打開するため、緊急な融資の拡充、秩序ある輸入体制の確立等に努めるとともに、本法施行にあたり、次の諸点につき特段の措置を講ずべきである。

一 構造改善事業の成果が消費者等に反映するよう、繊維製品の流通過程の合理化、不適切な商慣習の排除等取引条件の改善に努めること。

二 小規模繊維事業者が経済環境の変化によるしわよせを特に受けている実態にかんがみ、その経営の安定に資するため、資金の確保、下請条件の改善等諸般の措置につき万全を期すること。

三 構造改善事業計画の承認にあつては、事実上大規模企業による支配力が強化されないよう厳重に監督・指導すること。

四 秩序ある海外投資、企業進出を期するため、関係業界に対し、適切な指導を行い、必要な場合には規制等適切な措置を講ずること。

農林漁業団体職員共済組合法等の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

議案の要旨及び目的
本案は、農林漁業団体職員共済組合による給付等に関し、他の共済組合制度に準じて改善をはかることとするものであり、その要旨は次のとおりである。

1 標準給与の月額の下限及び上限の引上げ
掛金及び給付の算定の基礎となる標準給与の下限を二万六千円から三万九千円に、上限を二十四万五千円から三十四万五千円に引き上げるものとする。

2 給付の算定の基礎となる平均標準給与の算定方法の改善
給付の算定の基礎となる平均標準給与は、現行では退職等の給付事由発生時前三年間の標準給与を基礎として算定されているが、新法の既裁定年金を含め退職等の給付事由発生時前一年間の標準給与を基礎として算定するものとする。

3 低額の年金についての改善
退職年金等の額の算定に当たっては、現行の算定方式により算定した額が通算退職年金の額の算定方式に準ずる算定方式により算定した額に満たないときは、その額によるものとする。

4 遺族年金の扶養加算制度の創設
遺族年金を受ける権利を有する者に扶養遺族がいる場合には、扶養遺族の数に応じた加算を行うものとする。

5 高齢者等の退職年金等の額の算定の特例
旧法組合員期間を有する七十歳以上の高齢者等に支給する年金の額は既裁定年金を含め、その年金の基礎となつた旧法組合員期間で二十年を超えるもののその超える年数に応じ割増しをして支給するものとする。

6 既裁定年金の額の改正
ア 退職年金等の額の算定の基礎となつた平均標準給与を二三・八%を限度(発生年度の区分により十五・三%ないし二十三・八%)として引き上げるものとする。
イ 通算退職年金の額の算出方法(その原資との調整方法)を改善し、その額を引き上げるものとする。

7 退職年金等の最低保障額の引上げ
恩給の最低保障額の引上げに準じ退職年金等の最低保障額(いわゆる絶対保障額)を引き上げるものとする。

8 年金額の自動的改定措置
厚生年金保険法による年金額の自動的改定措置が講じられる場合には、これらを参酌して政令により年金の額を改定するものとする。

9 施行期日
施行期日は、一部の例外を除き、昭和四十九年十月一日とする。

二 議案の修正議決理由
本案は、農林中央金庫及び農林信用保証協会の適用対象団体に加え、これら団体の職員に年金について本共済組合加入前の厚生年金被保険者期間(当該法人の職員であつた期間に限る)をも組合員期間とみなし、これを通算する措置を行うことを適当と認め、別紙のとおり修正議決すべきものと議決した次第である。

三 本案施行に要する経費及び修正の結果必要とする経費
昭和四十九年度一般会計予算(農林省所管)に、農林漁業団体職員共済組合補助に必要な経費として三十七億二千七百四十四万二千円が計上されている。

なお、本修正の結果、昭和四十九年度において、給付に要する費用についての国の補助額が約七百五十万円増額となるものと見込まれ、また、納付金を社会保険料控除の対象とするため、所得税が約六千万円の減収となるものと見込まれている。

なお、通算措置に伴い、厚生保険特別会計の積立金相当額が交付金として農林漁業団体職員共済組合へ交付されることとなつてゐる。

四 国会法第五十七條の三の規定による内閣の意見の要旨
国会法第五十七條の三の規定に基づき、内閣を代表して倉石農林大臣より「委員長提案による修正案については、政府としては必ずしも適当ではないと考える。」「旨の意見が述べられた。」「右報告する。

昭和四十九年五月八日

議案に関する報告書

農林水産委員長 飯谷 忠男
衆議院議長 前尾繁三郎殿
〔別紙〕
(小字及び一は修正)
農林漁業団体職員共済組合法の一部改正
農林漁業団体職員共済組合法(昭和三十

三年法律第九十九号)の一部を次のように改正する。
第一条 第三号の次に次の二号を加える。
三の二 農林中央金庫法(大正十二年法律第四十二号)第一条第一項第七号の二(「第二号」を削る)。
第二十条 第一項の表を次のように改める。

標準給与の等級	標準給与の月額	給 与 月 額
第一級	三九、〇〇〇円	四〇、五〇〇円未満
第二級	四二、〇〇〇円	四三、五〇〇円以上
第三級	四四、〇〇〇円	四六、五〇〇円未満
第四級	四八、〇〇〇円	五〇、〇〇〇円以上
第五級	五二、〇〇〇円	五四、〇〇〇円未満
第六級	五六、〇〇〇円	五八、〇〇〇円以上
第七級	六〇、〇〇〇円	六二、〇〇〇円未満
第八級	六四、〇〇〇円	六六、〇〇〇円以上
第九級	六八、〇〇〇円	七〇、〇〇〇円未満
第十級	七二、〇〇〇円	七四、〇〇〇円以上
第十一級	七六、〇〇〇円	七八、〇〇〇円未満
第十二級	八〇、〇〇〇円	八二、〇〇〇円以上
第十三級	八五、〇〇〇円	八七、〇〇〇円未満
第十四級	九〇、〇〇〇円	九二、〇〇〇円以上
第十五級	九五、〇〇〇円	九七、〇〇〇円未満
第十六級	一〇〇、〇〇〇円	一〇二、〇〇〇円以上
第十七級	一〇五、〇〇〇円	一〇七、〇〇〇円未満
第十八級	一一〇、〇〇〇円	一一二、〇〇〇円以上
第十九級	一二〇、〇〇〇円	一二二、〇〇〇円未満
第二十級	一三〇、〇〇〇円	一三二、〇〇〇円以上
第二十一級	一四〇、〇〇〇円	一四二、〇〇〇円未満
第二十二級	一五〇、〇〇〇円	一五二、〇〇〇円以上
第二十三級	一六〇、〇〇〇円	一六二、〇〇〇円未満
第二十四級	一七〇、〇〇〇円	一七二、〇〇〇円以上
第二十五級	一八〇、〇〇〇円	一八二、〇〇〇円未満
第二十六級	一九〇、〇〇〇円	一九二、〇〇〇円以上
第二十七級	二〇〇、〇〇〇円	二〇二、〇〇〇円未満
第二十八級	二一〇、〇〇〇円	二一二、〇〇〇円以上
第二十九級	二二〇、〇〇〇円	二二二、〇〇〇円未満
第三十級	二三〇、〇〇〇円	二三二、〇〇〇円以上
第三十一級	二四五、〇〇〇円	二五二、〇〇〇円未満

昭和四十九年五月九日 衆議院會議録第二十九号

議案に関する報告書

一〇三六

第二十一条第一項中「三年間」を「一年間」に、「三十六分の一」を「十二分の一」に改め、同条第三項中「三年」を「一年」に改める。

第二十四条第一項中「配偶者がいない者」を「婚姻（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。）をしていない者」に改める。

第三十六条第三項を削り、第四項を第三項とし、同条の次に次の二条を加える。

第三十六条の二 前条第二項の規定により算定した退職年金の額が次の各号に掲げる額の合算額より少ないときは、その合算額をもつて退職年金の額とする。ただし、その合算額が平均標準給与の年額の百分の七十に相当する金額を超えるときは、当該金額をもつて退職年金の額とする。

一 二十四万円（組合員期間が二十年を超えるときは、二十四万円にその超える年数（当該年数が十年を超るときは、十年）一年につき一万二千円を加算して得た額）

二 組合員期間の年数（当該年数が四十年を超るときは、四十年）一年につき平均標準給与の年額の百分の一に相当する額

第三十六条の三 退職一時金又は障害一時金の支給を受けた者（第三十八条第一項ただし書に規定する額がない者を含む。第三十九条の四及び第四十六条の四において同じ。）に退職年金を支給するときは、第三十六条第二項又は前条の規定にかかわらず、第三十六条第二項又は前条の規定により算定した退職年金の額から、その者の前の退職一時金の額の計算の基礎となつた第三十八条第二項第一号に掲げる額又は前に支給を受けた障害一時金の額を基準として、政令で定めるところにより算定した額を控除した額を退職年金の額とする。ただし、政令で定めるところにより、当該退職一時金の額の計算の基礎となつた同号に掲げる額又は障害一時金の額を基準として

政令で定める額を返還したときは、この限りでない。

第三十七条第二項後段を削り、同条第三項中「前項後段」を「前二項」に、「前条第三項本文」を「前条本文」に、「同項本文」を「同条本文」に、「こ

え」を「超える」に、「前条第二項ただし書」を「第三十六条第二項ただし書」に、「の規定にかかわらず」を「及び第三十六条の二ただし書の規定にかかわらず」に改め、同項を同条第五項とし、同条第二項の次に次の二項を加える。

3 前項の場合において、その改定額が、改定前の退職年金の額（その額が第三十六条の二の規定又は前二条の規定により算定した退職年金の額であるときは、第三十六条第二項本文の規定又は同項本文及び前条の規定により算定するものとした場合の退職年金の額とし、改定前の退職年金の額について第三十六条第二項ただし書の規定の適用があつたときは、その適用がないものとした場合の額とする。）に、前後の組合員期間を合算した期間の年数から改定前の退職年金の基礎となつた組合員期間の年数を控除した年数一年につきその再び退職した当時の平均標準給与の年額の百分の一・五に相当する額を加算して得た額より少ないときは、その加算して得た額をもつてその改定額とする。

4 前二項の場合において、その改定額が、改定前の退職年金の額（その額が第三十六条第二項の規定又は同項及び前条の規定により算定した退職年金の額であるときは、第三十六条の二本文の規定又は同条本文及び前条の規定により算定するものとした場合の退職年金の額とし、改定前の退職年金の額について第三十六条の二ただし書の規定の適用があつたときは、その適用がないものとした場合の額とする。）に、次の各号に掲げる額の合算額を加算して得た額より少ないときは、その加算して得た額をもつてその改定額とする。

一 前後の組合員期間を合算した期間の年数（当該年数が三十年を超るときは、三十年）から改定前の退職年金の基礎となつた組合員期間の年数を控除した年数一年につき一万二千円

二 前後の組合員期間を合算した期間の年数（当該年数が四十年を超るときは、四十年）から改定前の退職年金の基礎となつた組合員期間の年数を控除した年数一年につきその再び退職した当時の平均標準給与の年額の百分の一に相当する額

第三十七条の二第三項中「第二項前段」を「第二項」に改め、同条第四項中「前条第二項前段」を「前条第二項」に改め、「改定前の減額退職年金の額」の下に「その額の算定の基礎となつた退職年金の額が第三十六条の二の規定又は同条及び第三十六条の三の規定により算定した退職年金の額であるときは、第三十六条第二項本文の規定又は同項本文及び第三十六条の三の規定により算定するものとした場合の退職年金の額を基礎として算定した減額退職年金の額とし、その額の算定の基礎となつた退職年金の額について第三十六条第二項ただし書の規定の適用があつたときは、その適用がないものとした場合の退職年金の額を基礎として算定した減額退職年金の額とする。」を加え、「同条第二項後段及び第三項」を「前条第三項及び第五項」に改め、同条第五項を次のように改める。

5 前項の場合において、その改定額が、改定前の減額退職年金の額（その額の算定の基礎となつた退職年金の額が第三十六条第二項の規定又は同項及び第三十六条の三の規定により算定した退職年金の額であるときは、第三十六条の二本文の規定又は同条本文及び第三十六条の三の規定により算定するものとした場合の退職年金の額を基礎として算定した減額退職年金の額とし、その額の算定の基礎となつた退職年金の額について第三十六条の二

ただし書の規定の適用があつたときは、その適用がないものとした場合の退職年金の額を基礎として算定した減額退職年金の額とする。）のその算定の基礎となつた平均標準給与の年額に対する割合をその再び退職した当時の平均標準給与の年額に乘じて得た額に、次の各号に掲げる額の合算額を加算して得た額より少ないときは、その加算して得た額をもつてその改定額とする。この場合において、前条第四項及び第五項の規定を準用する。

一 前後の組合員期間を合算した期間の年数（当該年数が三十年を超るときは、三十年）から改定前の減額退職年金の基礎となつた組合員期間の年数を控除した年数一年につき一万二千円

二 前後の組合員期間を合算した期間の年数（当該年数が四十年を超るときは、四十年）から改定前の減額退職年金の基礎となつた組合員期間の年数を控除した年数一年につきその再び退職した当時の平均標準給与の年額の百分の一に相当する額

第三十七条の二に次の一項を加える。

6 再び退職した日において五十五歳未満である者に対する減額退職年金の額の算定について必要な事項は、政令で定める。

第三十七条の三第四項中「こえ」を「超える」に改め、「割合」の下に「（その割合が百分の八十より少ないときは、百分の八十）」を加える。

第三十七条の三第六項を同条第七項とし、同条第五項中「前二項」を「前三項」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項の次に次の一項を加える。

5 前二項の規定にかかわらず、通算退職年金の年額は、通算退職年金の支給を受ける者についてその退職した時又は任意資格喪失事由に該当した時にその給付事由が生じていたとした場合においてその額がその時以後の法令

の改正により改定されているならば、その改定された額と同一の額とする。

第三十八条の二第四項中「第三十七条の三五項」を「第三十七条の三六項」に改める。

第三十九条の二第三項を削り、同条の次に次の二条を加える。

第三十九条の三 前条第一項の規定により算定した障害年金の額が次の各号に掲げる額の合算額の百分の七十五（別表第二の上欄の一級に該当する者にあつては百分の百二十五とし、同欄の二級に該当する者にあつては百分の百とする。次項及び第四十二条第五項において同じ。）に相当する額に平均標準給与の年額の百分の十（同欄の一級に該当する者にあつては百分の三十とし、同欄の二級に該当する者にあつては百分の六十とし、同欄の三級に該当する者にあつては百分の九十とし、同欄の四級に該当する者にあつては百分の百とする。）を加算して得た額より少ないときは、その加算して得た額をもつて障害年金の額とする。ただし、その加算して得た額が平均標準給与の年額に相当する金額を超えるときは、当該金額をもつて障害年金の額とする。

一 二十四万円（組合員期間が二十年を超えるときは、二十四万円にその超える年数（当該年数が十年を超えるときは、十年）一年につき一万二千円を加算して得た額）
二 組合員期間の年数が二十年を超え、二十年未満であるときは二十年とし、四十年を超えるときは四十年とする。（一年につき平均標準給与の年額の百分の一に相当する額）
三 前条第二項の規定により算定した障害年金の額が、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に掲げる額の百分の七十五に相当する額より少ないときは、その相当する額をもつて障害年金の額とする。この場合においては、前項ただし書の規定を準用する。

一 組合員期間の年数が十年に達しない場合
二十四万円に平均標準給与の年額の百分の二十に相当する額を加算して得た額（次

号及び第三号において「障害年金基礎額」という。）

二 組合員期間の年数が十年以上二十年以下である場合 障害年金基礎額に組合員期間十年を超える年数一年につき障害年金基礎額の百分の二・五に相当する額を加算して得た額

三 組合員期間の年数が二十年を超え三十年以下である場合 組合員期間の年数が二十年であるものとして前号の規定により求めた額に、二十年を超える年数一年につき障害年金基礎額の百分の五に相当する額を加算して得た額

四 組合員期間の年数が三十年を超える場合 組合員期間の年数が三十年であるものとして前号の規定により求めた額に、三十年を超える年数（当該年数が十年を超えるときは、十年）一年につき平均標準給与の年額の百分の一に相当する額を加算して得た額
第三十九条の四 第三十六条の三の規定は、退職一時金又は障害一時金の支給を受けた者の障害年金の額を算定する場合に準用する。

第四十一条第一項中「前三条」を「同条から第三十九条の三まで及び前条」に、「これらの規定」を「第三十九条から前条までの規定」に改め、同条第二項第二号中「第三十九条の二第二項」の下に「又は第三十九条の三第二項」を加え、「同項」を「これら」に改め、同条第三項中「第三十九条の二第三項」を「第三十九条の四」に、「第三十六条第三項本文」を「第三十六条の三本文」に、「行ない」を「行ない」を「行ない」に改める。

四 前二項の規定により障害年金の額を改定した場合において、当該障害年金が職務による障害年金であるときその改定額が、改定前の障害年金の額（その額が第三十九条の三第一項の規定又は同項及び第三十九条の四の規定により算定した障害年金の額であるとき）

は、第三十九条の二第一項の規定又は同項及び第三十九条の四の規定により算定するものとした場合の障害年金の額（前後の組合員期間を合算した期間の年数から改定前の障害年金の基礎となつた組合員期間の年数（当該年数が二十年未満であるときは、二十年）を控除した年数一年につきその再び退職した当時の平均標準給与の年額の百分の一・五に相当する額を加算して得た額より少ないときは、その加算して得た額をもつてその改定額とする。

第四十二条第六項中「前二項」を「前三項」に、「第三十九条の二第三項」を「第三十九条の四」に、「第三十六条第三項本文」を「第三十六条の三本文」に、「同項本文」を「同条本文」に、「これを」を「超える」に、「の規定にかかわらず」を「及び第三十九条の三第一項ただし書（同条第二項後段において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず」に改め、同項を同条第七項とし、同条第五項第二号から第四号までを次のように改め、同項を同条第六項とする。

二 前後の組合員期間を合算した期間の年数が十年以上二十年以下である場合において、その改定額が次のイ又はロに掲げる額より少ないとき。当該イ又はロに掲げる額のうちのいずれが多い額

イ 改定前の障害年金の額（その額が第三十九条の三第二項の規定又は同項及び第三十九条の四の規定により算定した障害年金の額であるときは、第三十九条の二第二項の規定又は同項及び第三十九条の四の規定により算定するものとした場合の障害年金の額。次号イ及び第四号イにおいて同じ。）に、前後の組合員期間を合算した期間の年数から改定前の障害年金の基礎となつた組合員期間の年数（当該年数が十年未満であるときは、十年）を控除した年数一年につきその再び退職した

た当時の平均標準給与の年額の百分の一に相当する額を加算して得た額

ロ 改定前の障害年金の額（その額が第三十九条の二第二項の規定又は同項及び第三十九条の四の規定により算定した障害年金の額であるときは、第三十九条の三第二項の規定又は同項及び第三十九条の四の規定により算定するものとした場合の障害年金の額。次号ロ及び第四号ロにおいて同じ。）に、前後の組合員期間を合算した期間に基づき第三十九条の三第二項第二号の規定により算定した額から、その再び退職した当時の平均標準給与の年額を改定前の障害年金の基礎となつた平均標準給与の年額とみなして同項第一号又は第二号の規定により算定した改定前の障害年金の年額（改定障害年金の基礎となる廃疾の程度が改定前の障害年金の基礎となつた廃疾の程度より低い場合には、改定前の障害年金の基礎となつた廃疾の程度が改定障害年金の基礎となる廃疾の程度に相当する程度であつたものとみなして算定した額。次号ロ及び第四号ロにおいて同じ。）に相当する額を控除した額を加算して得た額

三 前後の組合員期間を合算した期間の年数が二十年を超え、改定前の障害年金の基礎となつた組合員期間の年数が二十年未満である場合において、その改定額が次のイ又はロに掲げる額より少ないとき。当該イ又はロに掲げる額のうちのいずれが多い額

イ 改定前の障害年金の額に、前後の組合員期間を合算した期間の年数のうち、二十年に達するまでの年数については組合員期間の年数が二十年であるものとして前号イの規定により求めた額を、二十年を超える年数についてはその超える年数一年につきその再び退職した当時の平均

標準給与の年額の百分の一に相当する額を加算して得た額

昭和四十九年五月九日 衆議院會議録第二十九号

議案に関する報告書

一〇三八

標準給与の年額の百分の一・五に相当する額を、それぞれ加算して得た額

四 前後の組合員期間を合算した期間の年数が二十年を超え、改定前の障害年金の基礎となつた組合員期間の年数が二十年以上である場合において、その改定額が次のイ又はロに掲げる額より少ないとき。当該イ又はロに掲げる額のうちいずれか多い額

イ 改定前の障害年金の額に、前後の組合員期間を合算した期間の年数から改定前の障害年金の基礎となつた組合員期間の年数を控除した年数一年につきその再び退職した当時の平均標準給与の年額の百分の一・五に相当する額を加算して得た額

ロ 改定前の障害年金の額に、前後の組合員期間を合算した期間に基づき第三十九条の三第二項第三号又は第四号の規定により算定した額から、その再び退職した当時の平均標準給与の年額を改定前の障害年金の基礎となつた平均標準給与の年額とみなしてこれらの規定により算定した改定前の障害年金の年額に相当する額を控除した額を加算して得た額

5 前三項の規定により障害年金の額を改定した場合において、当該障害年金が職務による障害年金であるときその改定額が、改定前

の障害年金の額(その額が第三十九条の二第二項の規定又は同項及び第三十九条の四の規定により算定した障害年金の額であるときは、第三十九条の三第一項の規定又は同項及び第三十九条の四の規定により算定するものとした場合の障害年金の額)に次の各号に掲げる額の合算額の百分の七十五に相当する額を加算して得た額より少ないときは、その加算して得た額をもつて改定額とする。

一 前後の組合員期間を合算した期間の年数(当該年数が三十年を超えるときは、三十年)から改定前の障害年金の基礎となつた組合員期間の年数(当該年数が二十年未満であるときは、二十年)を控除した年数一年につき一万二千元

二 前後の組合員期間を合算した期間の年数(当該年数が四十年を超えるときは、四十年)から改定前の障害年金の基礎となつた組合員期間の年数(当該年数が二十年未満であるときは、二十年)を控除した年数一年につきその再び退職した当時の平均標準給与の年額の百分の一に相当する額

第四十二条に次の一項を加える。

8 第四項から前項までの場合における改定前の障害年金の額は、改定障害年金の基礎となる廃疾の程度が改定前の障害年金の基礎となつた廃疾の程度より低い場合には、改定前の障害年金の基礎となつた廃疾の程度が改定障害年金の基礎となる廃疾の程度に相当する程度であつたものとみなして算定した額とし、改定前の障害年金の額について第三十九条の二第二項ただし書(同条第二項後段において準用する場合を含む。)又は第三十九条の三第一項ただし書(同条第二項後段において準用する場合を含む。)の規定の適用があつた場合には、その適用がないものとした場合の額とする。

第四十三条第二項中「その職務外傷病について」を「同一の廃疾に関し、」に、「行なわれる」を「行われる」に改め、同条第三項中「で、前項の規定によりその額のうち一部の額の支給が停止されているもの」を「のうち、同一の廃疾に関し、労働者災害補償保険法の規定による障害年金が支給され、又は長期傷病給付が行われることとなつた者に係るもの」に、「第三十九条の二第一項に規定する額を」を「その額」に、「こえる」を「超える」に改める。

第四十三条第三項を第四項とし、第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2 職務による障害年金の支給を停止された組合員が再び退職した場合における前項の規定の適用については、同項中「その算定」とあるのは、「改定前の障害年金の算定」とする。

第四十四条第三項中「第三十六条第三項」を「第三十六条の三」に、「第三十九条の二第三項」を「第三十九条の四」に改める。

第四十六条第一項第二号中「退職年金」の額を「退職年金。次条第二号において同じ。」の額(その額が第三十六条の二の規定又は同条及び第三十六条の三の規定により算定した退職年金の額であるときは、第三十六条第二項の規定又は同項及び第三十六条の三の規定により算定するものとした場合の退職年金の額)に改め、同条第三項を削り、同条の次に次の三項を加える。

第四十六条の二 前条第一項の規定により算定した遺族年金の額が、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号の規定により算定した額より少ないときは、その算定した額をもつて当該遺族年金の額とする。ただし、第一号に掲げる場合にあつては、同号の規定により算定した額が平均標準給与の年額の百分の七十に相当する金額を超えるときは、当該金額をもつて当該遺族年金の額とする。

一 前条第一項第一号に掲げる場合 二十四万円に平均標準給与の年額の百分の二十に相当する額を加算して得た額(以下この号、第三号及び第四号において「遺族年金基礎額」という。)(組合員期間が二十年を超えるときは、二十年を超え三十年に達するまでの期間についてはその超える年数一年につき遺族年金基礎額の百分の五に相当する額を、三十年を超える期間についてはその超える年数(当該年数が十年を超えるときは、十年)一年につき平均標準給与の年額の百分の一に相当する額を加算して得た額)

二 前条第一項第二号に掲げる場合 その者が受ける権利を有していた退職年金の額(その額が第三十六条第二項の規定又は同項及び第三十六条の三の規定により算定した退職年金の額であるときは、第三十六条の二の規定又は同条及び第三十六条の三の規定により算定するものとした場合の退職年金の額)の百分の五十に相当する額

三 前条第一項第三号に掲げる場合 遺族年金基礎額の百分の二十五に相当する額(組合員期間が十年を超えるときは、その超える年数一年につき遺族年金基礎額の百分の二・五に相当する額を加算して得た額)

四 前条第一項第四号に掲げる場合 遺族年金基礎額の百分の二十五に相当する額

第四十六条の三 第四十六条第一項又は前条の場合において、遺族年金を受ける権利を有する者が次の各号に該当する場合には、第四十六条第一項又は前条の規定により算定した額に当該各号に掲げる額を加算して得た額を当該遺族年金の額とする。

一 当該遺族年金を受ける権利を有する者が妻である配偶者であり、かつ、遺族である子がいる場合 その子一人につき四千八百円(そのうち一人までは、一人につき九千六百円)

二 当該遺族年金を受ける権利を有する者が

子であり、かつ、二人以上いる場合、その子のうち一人を除いた子一人につき四千八百円(そのうち二人までは、一人につき九千六百円)

2 前項の場合において、同項各号に規定する子が第四十八各号の一に該当するに至つたときは、その子は、同項各号に規定する子に該当しないものとみなし、当該遺族年金の額を改定する。

3 第一項第一号の場合において、同号の妻である配偶者が遺族年金を受ける権利を取得した当時胎児であつた子が出生したときは、その出生した子は、同号に規定する子に該当するものとみなし、当該遺族年金の額を改定する。

第四十六各号の四 次の各号に掲げる者が退職一時金又は障害一時金の支給を受けた者(第三十六各号の三ただし書(第三十九各号の四において準用する場合を含む。)の規定により定める額を返還した者を除く。)である場合には、その者の遺族に支給する遺族年金の年額は、前三条の規定にかかわらず、当該各号に掲げる額とする。

一 第四十六各号第一項第一号に規定する者前三条の規定により算定した遺族年金の額からその者に係る第三十六各号の三本文(第三十九各号の四において準用する場合を含む。)以下この条において同じ。の政令で定めるところにより算定した額を控除した額

二 第四十六各号第一項第二号に規定する者同項及び前二条の規定により算定した遺族年金の額(その額が二十五万四千四百円からその者に係る第三十六各号の三本文の政令で定めるところにより算定した額の百分の五十に相当する額を控除した金額より少ないときは、当該金額)

三 第四十六各号第一項第三号又は第四号に規定する者 前三条の規定により算定した遺

族年金の額からその者に係る第三十六各号の三本文の政令で定めるところにより算定した額の百分の五十に相当する額を控除した額

第四十九各号の二の見出しを「遺族年金と遺族補償等との調整」に改め、同条中「第四十六各号第一項第一号の規定による」を「職務上傷病による死亡に係る」に、「行なわれる」を「行われる」に改め、同条に次の一項を加える。

2 職務上傷病によらない死亡に係る遺族年金のうち、同一の事由に因り、労働者災害補償保険法の規定による遺族年金が支給されることとなつた者に係るものの額は、その額が、当該職務上傷病によらない死亡が職務上傷病によるものであるとしたならば当該死亡について支給されるべき遺族年金の額を超えるときは、当該支給されるべき遺族年金の額に相当する額とする。

附則中第五号を削り、第六号を第五号とし、同条の次に次の一条を加える。
(給付額の算定の基礎となる標準給与の月額の特例)

第六号 第二十一条第一項又は第三項に規定する標準給与の月額は、国家公務員の給与に関する法令が改正された場合その他政令で定める場合には、これらの規定にかかわらず、政令で定めるところにより、当該標準給与の月額に政令で定める額を加えた額とすることができる。

附則第六条の三「第九号」を削り、同条の次に次の二条を加える。

(農林中央金庫等の職員に対する特例)
第六条の四 農林中央金庫又は農業信用保証協会の職員(以下この条において「農林中央金庫等」という。)の職員のうち、昭和四十九年九月三十日以前に厚生年金保険の被保険者であつた者で同年十月一日に組合員となつたもの同年九月三十日以前における厚生年金保険の被保険者であつた期間(それぞれ農林中央金庫又は農業信用保証協会の職員であつた期間に限る。)は、この法律(第二十一条を除く。)の適用については、

組合員であつた期間とみなし、これとその他の者が組合員となつた後の組合員である期間とを合算する。この場合において、当該組合員であつた期間とみなされた期間は、同年十月一日以後は、厚生年金保険の被保険者でなかつたものとみなす。

2 前項の規定は、農林中央金庫等が、その職員で同項の規定に該当するものの二の二以上の同意を得て、昭和四十九年十月三十一日までに組合員に申出をした場合に限り、当該申出をした農林中央金庫等の職員について適用する。

3 前項の申出をした農林中央金庫等は、同項に規定するその職員のそれぞれについて、前二項の規定により組合員であつた期間とみなされた期間で昭和四十九年一月から昭和四十九年九月までに係るものの各月につき、政令で定めるところにより、その者が組合員であつたものとみなした場合において当該農林中央金庫等が納付すべきであつた掛金の額からその者に係る厚生年金保険法の規定による保険料の額を控除した額にこれに対する利率に相当する額を加算して得た額の合計額に相当する金額を、納付金として、昭和五十年九月三十日までに組合員に納付しなければならない。

4 前項に規定する納付金は、当該組合員及び当該農林中央金庫等が折半して負担する。

5 第三項に規定する納付金は、第五十四各号第一項の掛金とみなし、第五十七各号から第六十一各号及び第六六条の規定を適用する。

第六条の五 前条第一項及び第二項の規定により組合員であつた期間とみなされた期間で昭和三十九年九月三十日以前の期間を含むものを有する組合員に係る給付の額の算定については、その者を農林中央金庫等職員共済組合法の一部を改正する法律(昭和三十九年法律第百十二号)附則第四号第三号に規定する更新組合員とみなし、同法附則第四号第六号、第十一条、第十三条、第十六条、第二十各号及び第二十一各号並びに農林中央金庫等職員共済組合法等の一部を改正する法律(昭和四十二年法律第八十二号)附則第三号の規定を適用する。この場合において、これらの規定の適用について必要な技術的調整は、政令で定める。

附 則

第一条 この法律は、昭和四十九年十月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に掲げる日から施行する。

一 第一条中農林漁業団体職員共済組合法第四十三条第二項及び第三項の改正規定、同法第四十九各号の二の改正規定並びに次条、附則第五〇及び附則第九条の規定 公布の日

二 第一条中農林漁業団体職員共済組合法第三十七各号の三第四項の改正規定、第二条中農林漁業団体職員共済組合法の一部を改正する法律(昭和三十九年法律第百十二号)以下三十九年改正法」という。附則第九条の改正規定及び附則第四号第三項の規定 昭和四十九年十一月一日

(障害年金及び遺族年金と障害補償等との調整に関する経過措置)
第五条 改正後の法第四十三条第二項及び第四十九各号の二の規定は、附則第一条第一号に掲げる日以後に給付事由が生じた給付について適用し、同日前に給付事由が生じた給付については、なお従前の例による。

(厚生年金保険特別会計からの交付金)
第六条 政府は、厚生年金保険特別会計の積立金のうち、改正後の法附則第六条の四第一項及び第二項の規定により組合員期間に合算されることとなつた農林中央金庫又は農業信用保証協会(以下「農林中央金庫等」という。)の職員である組合員の厚生年金保険の被保険者であつた期間に係る部分、政令で定めるところにより、昭和四十九年十月一日から二年以内に厚生年金保険特別会計から農林漁業団体職員共済組合に交付するものとする。

第七条 農林中央金庫等の職員のうち、厚生年金保険の年金たる保険給付を受ける権利を有する者又は昭和四十九年九月三十日まで厚生年金保険の年金たる保険給付を受ける権利を有することとなる者が、同年七月三十一日までに、社会保険庁長官に対し、当該年金たる保険給付を受けたい旨又は当該年金たる保険給付を受けないことをする旨の申出をしなかつたときは、改正後の法附則第六条の四第一項及び第二項の規定の適用については、その者の当該年金たる保険給付の額の計算の基礎となつた厚生年金保険の被保険者であつた期間(それぞれ農林中央金庫又は農業信用保証協会の職員であつた期間に限る。)は、同条第一項に規定する厚生年金保険の被保険者であつた期間から控除する。

2 農林中央金庫等の職員のうち、昭和四十九年九月三十日以前に厚生年金保険の被保険者であつた者で同年十月一日に組合員となつたものが前項に規定する申出をしたときは、その者の当該申出に係る厚生年金保険の年金たる保険給付を受ける権利は、同年九月三十日に消滅する。

(所得税法等の特例)
第八条 改正後の法附則第六条の四第四項の規定により組合員として負担した納付金は、所得税法(昭和四十九年法律第三十三号)

昭和四十九年五月九日 衆議院會議録第二十九号 議案に関する報告書

第七十四条第二項並びに地方税法(昭和二十五年法律第二百一十六号)第三十四条第一項第三号及び第三十四条第二項第三号の社会保険料とみなして、これらの法律の規定を適用する。

(旧法の平均標準給与の仮定年額に関する経過措置)

第六条 第二条の規定による改正後の三十九年改正法附則第四十号の規定は、施行日以後に給付事由が生じた給付について適用し、施行日前に給付事由が生じた給付については、なお従前の例による。

(再退職する更新組合員に係る従前の退職年金の額の算定に関する経過措置)

第七条 第二条の規定による改正後の三十九年改正法附則第七十号の規定は、施行日以後に給付事由が生じた給付に係る従前の退職年金の額の算定について適用し、施行日前に給付事由が生じた給付に係る従前の退職年金の額の算定については、なお従前の例による。

(年金額の自動的改定措置)

第八条 厚生年金保険法等の一部を改正する法律(昭和四十八年法律第九十二号)附則第二十二條の規定により厚生年金保険法(昭和二十九年法律第百十五号)による年金たる保険給付の額を改定する措置が講じられる場合には、農林漁業団体職員共済組合法、三十九年改正法附則又は四十一年改正法附則第三條の規定に基づく年金の額については、当該措置が講じられる月分以後、当該措置を参酌して政令で定めるところにより改定する。

(政令への委任)

第九条 この附則に規定するもののほか、この法律の給付に関する規定の施行に必要必要な事項は、政令で定める。

(厚生年金特別会計法の一部改正)
(厚生年金特別会計法(昭和十九年法律第十号)の一部を次のように改正する。)

第二十三条中「並ニ農林漁業団体職員共済組合法等の一部を改正する法律(昭和四十七年法律第六十九号)附則第四項を」と農林漁業団体職員共済組合法等の一部を改正する法律(昭和四十七年法律第六十九号)以下本条ニ於テ四十七年改正法ト謂フ附則第四項並ニ農林漁業団体職員共済組合法等の一部を改正する法律(昭和四十九年法律第 号)附則第六條に、「同法附則第五項」を「四十七年改正法附則第五項」に改める。

〔別紙〕

農林漁業団体職員共済組合法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議

本制度の給付内容は他制度に準じ逐次改善をみてゐるが、本制度自体がもつ特殊性もあり、制度の健全な運営をはかるうえからも問題なしとしな

い。よつて、政府は左記事項について、速やかに検討を加え、改善措置を講ずべきである。

記

一 年金財政の健全化をはかるため、給付に要する費用に対する国の補助率を百分の二十以上に引き上げ、併せて財源調整費等の一層の増額に特に努めるとともに他制度にみられる都道府県補助その他の公的援助措置等の導入について検討すること。

二 旧法年金については、新法年金との均衡に配慮し最低保障額の引上げ等格差是正のための制度改善に一層努力すること。

三 既裁定年金の改定については、賃金変動に応じた自動スライド制を導入すること。

四 掛金の負担割合について、組合員の負担軽減の方向で改善措置を検討すること。

五 農林漁業団体職員の給与等その待遇改善について一層適切な指導を行うこと。

生産緑地法案(内閣提出)に関する報告書

議案の要旨及び目的
本案は、第一種生産緑地地区に関する都市計画面及び第二種生産緑地地区に関する都市計画に關し必要な事項を定めるところにより、農林漁

業との調整を図りつつ、良好な都市環境の形成に資することを目的とするもので、その主な内容は次のとおりである。

1 市街化区域内の農地等で、公害又は災害の防止等良好な生活環境の確保に相当の効用があり、かつ、公共施設等の敷地の用に供する土地として適しているものであつて、おおむね一ヘクタール以上(永年性植物等が栽培されている農地等にあつては、おおむね〇・三ヘクタール以上)の規模の区域であること等

一定の要件に該当するものについて、市町村が土地所有者等土地に係る権利者の同意を得た上で、都道府県知事の承認を得て、都市計画に第一種生産緑地地区を定めることができるものとする。

2 市街化区域内における土地区画整理事業等が完了した土地の区域内にある農地等で、おおむね〇・三ヘクタール以上の規模の区域であること等一定の要件に該当するものについては、当該土地区画整理事業等の施行区域の面積のおおむね三十パーセントを超えない範囲内において、第一種生産緑地地区と同様の手続きをもつて、都市計画に第二種生産緑地地区を定めることができるものとする。なお第二種生産緑地地区に関する都市計画は、原則として十年で失効するものとする。

3 生産緑地地区内においては、建築物の建築、土地の形質の変更等の行為は、原則として市町村長の許可を受けなければ、してはならないものとし、市町村長は、農林漁業を営むために必要となる施設の設置等に係る行為以外は許可をしないものとする。また、この許可の規定に違反した者に対しては、原状回復等を命ずることができるものとする。

4 生産緑地の所有者は、生産緑地地区の指定後一定期間経過した場合等にあつては、市町村長に対し、当該生産緑地を買い取るべき旨を申し出ることができるものとし、その申出が

あつた場合は、市町村長等は、特別の事情がない限り、公示価格を標準として算定した適正価額で買い取るものとし、買い取らないときは、当該生産緑地について行為の制限等の規定は、適用しないものとする。

5 生産緑地地区内の農地については、地方税法の改正により固定資産税等の宅地並み課税を適用除外するとともに、都市計画法、公有地の拡大の推進に関する法律等について所要の改正を行うものとする。

6 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行するものとする。

二 議案の修正議決理由

市街化区域内において適正に管理されている農地等のうちには、良好な生活環境の確保に寄与し、かつ、公共施設等の予定地として機能するものがあることにかんがみ、当該農地等を生産緑地として都市計画に定めようとする本案の措置は、妥当なものとするが、なお、生産緑地地区指定の規模要件を引き下げるとともに、生産緑地の買取り価格を時価とする必要があるため、別紙のとおり、修正議決すべきものと議決した次第である。

なお、本案に対し別紙のとおり附帯決議を付することにした。

昭和四十九年五月八日
建設委員長 木村 武雄
衆議院議長 前尾繁三郎殿

〔別紙〕
(小字及び一は修正)

第三條 市街化区域都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第七條第一項の規定による市街化区域をいう。次条第一項において同じ。

第二條 市街化区域都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第七條第一項の規定による市街化区域をいう。次条第一項において同じ。

び次条第一項に規定する開発行為が行われる、又は行われた土地の区域を除く区域にある農地等、次に掲げる条件に該当する一団のものの区域については、都市計画に第一種生産緑地地区を定めることができる。

一 公害又は災害の防止等良好な生活環境の確保に相当の効用があり、かつ、公共施設等の敷地の用に供する土地として適しているものであること。

二 おおむね一ヘクタール(森林若しくは果樹、茶その他の永年性植物が栽培されている農地又は都市公園法(昭和三十一年法律第七十九号)第二条第一項に規定する都市公園に隣接している農地等(当該都市公園の面積と当該農地等の面積との合計がおおむね一ヘクタール以上のものに限り)にあつては、おおむね〇・三ヘクタール)以上の規模の区域であること。

三 用排水その他の状況を勘案して農林漁業の継続が可能な条件を備えていると認められるものであること。

2 第一種生産緑地地区に関する都市計画の案については、当該第一種生産緑地地区内の農地等について所有権、対抗要件を備えた地上権若しくは賃借権又は登記した水小作権、先取特権、質権若しくは抵当権を有する者及びこれらの権利に関する仮登記、これらの権利に関する差押えの登記又はその農地等に関する買戻しの特約の登記の登記名義人の同意を得なければならぬ。

3 第一種生産緑地地区に関する都市計画を定めるに当たつては、当該第一種生産緑地地区に係る農地等及びその周辺の地域における幹線街路、下水道等の主要な都市施設の整備に支障を及ぼさないようにし、かつ、当該都市計画区域内における土地利用の動向、人口及び産業の将来の見通し等を勘案して、合理的な土地利用に

支障を及ぼさないようにしなければならない。

(第二種生産緑地地区に関する都市計画)

第四条 市街化区域内における土地区画整理法による土地区画整理事業の施行に係る区域内の土地のうち同法第九十九条第一項若しくは第二項の規定により使用若しくは収益が開始されている土地若しくは同法第三十条第四項の規定による公告があつた土地に係る農地等又は開発行為(主として建築物の建築又は都市計画法第四条

第九項に規定する第一種特定工作物の建設の用に供する目的で行う土地の区画形質の変更をいう。以下この項において同じ。)が行われた土地の区域内にある農地等、次に掲げる条件に該当する一団のものの区域については、当該土地区画整理事業の施行に係る区域又は開発行為が行われた土地の区域の面積のおおむね三十パーセントを超えない範囲内において、都市計画に

第二種生産緑地地区を定めることができる。

一 前条第一項第一号及び第三号に掲げる条件二 おおむね〇・三ヘクタール以上の規模の区域であること。

2 第二種生産緑地地区に関する都市計画においては、都市計画法第八條第二項に定める事項のほか、当該都市計画の告示の日から起算して十年を経過した日を当該都市計画が失効すべき日として定めるものとする。

3 前条第二項の規定は、第二種生産緑地地区に関する都市計画の案について準用する。この場合において、「農地等」とあるのは、「農地等(土地区画整理法第九十八條第一項の規定により仮換地として指定された農地等にあつては、当該農地等に対応する従前の土地)」と読み替へるものとする。

(生産緑地の買取りの申出)

第十条 生産緑地(生産緑地のうち土地区画整理法第九十八條第一項の規定により仮換地として指定された土地にあつては、当該土地に対応す

る従前の土地。この項後段において同じ。)の所有者は、当該生産緑地に係る生産緑地地区に関する都市計画についての都市計画法第二十条第一項(同法第二十一条第二項において準用する場合を含む。)の規定による告示の日から起算して、第一種生産緑地地区に係る場合にあつては十年、第二種生産緑地地区に係る場合にあつては五年を経過したとき、又は当該告示後に当該生産緑地に係る農林漁業の主たる従事者が死亡し、若しくは農林漁業に従事することを不可能にさせる故障として建設省令で定めるものを有するに至つたときは、市町村長に対し、建設省令で定める様式の書面をもつて、当該生産緑地を適正価額(地価公示法(昭和四十四年法律第四十九号)第六条の規定による公示価格を標準として算定した価額をいう。以下同じ。)で買い取るべき旨を申し出ることができる。この場合において、当該生産緑地が他人の権利の目的となつていたりときは、第十二條第一項又は第二項の規定による買い取る旨の通知書の送付を条件として当該権利を消滅させる旨の当該権利を有する者の書面を添付しなければならない。

第十一条 市町村長は、前条の規定による申出があつたときは、次項の規定により買い取りの相手方が定められた場合を除き、特別の事情がない限り、当該生産緑地を適正価額で買い取るものとする。

2 市町村長は、前条の規定による申出があつたときは、当該生産緑地の買い取りを希望する地方公共団体等のうちから当該生産緑地の買い取りの相手方を定めることができる。この場合において、当該生産緑地の周辺の地域における公園、緑地その他の公共空地の整備の状況及び土地利用の状況を勘案して必要であると認めるときは、公園、緑地その他の公共空地の敷地の用に供することを目的として買い取りを希望する者を

他の者に優先して定めなければならない。

(生産緑地の買取りの通知等)

第十二条 市町村長は、前条第二項の規定により買い取りの相手方が定められた場合を除き、第十条の規定による申出があつた日から起算して一月以内に、当該生産緑地を適正価額で買い取る旨又は買い取らない旨を書面で当該生産緑地の所有者に通知しなければならない。

2 前条第二項の規定により買い取りの相手方として定められた者は、前項に規定する期間内に、当該生産緑地を適正価額で買い取る旨を書面で当該生産緑地の所有者及び市町村長に通知しなければならない。

3 前二項の規定により買い取る旨の通知がされた場合における当該生産緑地の適正価額については、買い取る旨の通知をした者と生産緑地の所有者とが協議して定める。

4 第六条第六項の規定は、前項の場合について準用する。

(別紙)

生産緑地法案に対する附帯決議
政府は、本法の施行にあつては次の諸点に留意し、その運用に遺憾なきを期すべきである。

一 市街化区域内の農地等が、都市における生鮮野菜等の安定的供給地として我が国の食糧生産に占める役割を重視し、必要な農業施策を適切に講ずること。

二 生産緑地地区の都市計画決定にあつて、地域の実情を勘案し指定及び承認が適正に行われるようにするため、都市計画地方審議会に農業者の代表を新たに加えるとともに、市町村に任意の都市計画審議会を設け、その中に生産緑地部会を設置するよう行政指導を行うこと。

三 第一種生産緑地地区については十年、第二種生産緑地地区については五年経過後、農業者が自主的、計画的に行う農住構想の実施が確実な場合には、すみやかに所要の都市計画変更を行

昭和四十九年五月九日 衆議院會議録第二十九号

うよう配慮すること。

四 地方自治体が、地域の实情に応じて現に実施している農業緑地等保全制度で、その内容が生産緑地法の規定と異なるものについては、これを尊重すること。
右決議する。

一〇四二

明治三十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

定価 部五十円
(送料別)
発行所
東京都港区赤坂三丁目二番地 郵便番号一〇七
大蔵省印刷局
電話 東京 五八二 四四二(大代)